

中野区子ども・子育て支援事業計画（第2期）
【令和2年度～令和6年度】

令和2年（2020年）3月
中野区

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	調査の実施	2
5	策定体制と点検・評価	3
6	基本理念と実現するための視点	3
7	基本目標	4
8	計画体系	5
第2章	子どもと子育て家庭を取り巻く状況	
1	人口と世帯の推移	6
2	少子化の状況	8
3	子どもの状況	1 2
4	子育て家庭の状況	1 7
第3章	各目標における取組みの柱と主な取組み	
目標Ⅰ	すこやかに育つ子どもたち	
(取組みの柱) 1	すこやかな妊娠・出産の支援	2 8
2	子どもの健康増進	3 2
3	子どもへの虐待の未然防止と適切な対応	3 6
4	障害や発達に課題がある子どもへの支援	4 1
5	家庭の子育て力の向上	4 6
目標Ⅱ	充実した教育や支援に支えられる子育て家庭	
(取組みの柱) 1	多様で質の高い教育・保育の提供	4 9
2	ニーズに応じた子育て支援サービスの推進	5 5
目標Ⅲ	地域に生まれ豊かに育つ子どもたち	
(取組みの柱) 1	子どもや子育て家庭と地域の連携の強化	6 0
2	子どもの安全を守る活動の充実	6 4
第4章	需要見込みと確保方策	
1	需要見込みと確保方策	6 8
2	幼児期の学校教育・保育の需要見込みと確保方策	7 0
3	地域子ども・子育て支援事業の需要見込みと確保方策	7 4
巻末資料	各指標の出典一覧	9 0

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

少子化や核家族化の進行、保護者の就労状況の多様化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

中野区においては、保育施設入所待機者の解消や子育てサービスの計画的な整備を進めるため、平成27年3月に子どもと子育て家庭への支援に関する総合的な計画として、「中野区子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。計画の中間年度にあたる平成29年度に、計画の中間の見直しを策定しましたが、この間も児童虐待や発達に課題のあるお子さんへの対応、就学前教育の充実などの課題に対し、さらなる対応が必要となっています。

この計画は、過去5年間の実績を踏まえ、令和2年度から令和6年度の5年間の計画として策定します。

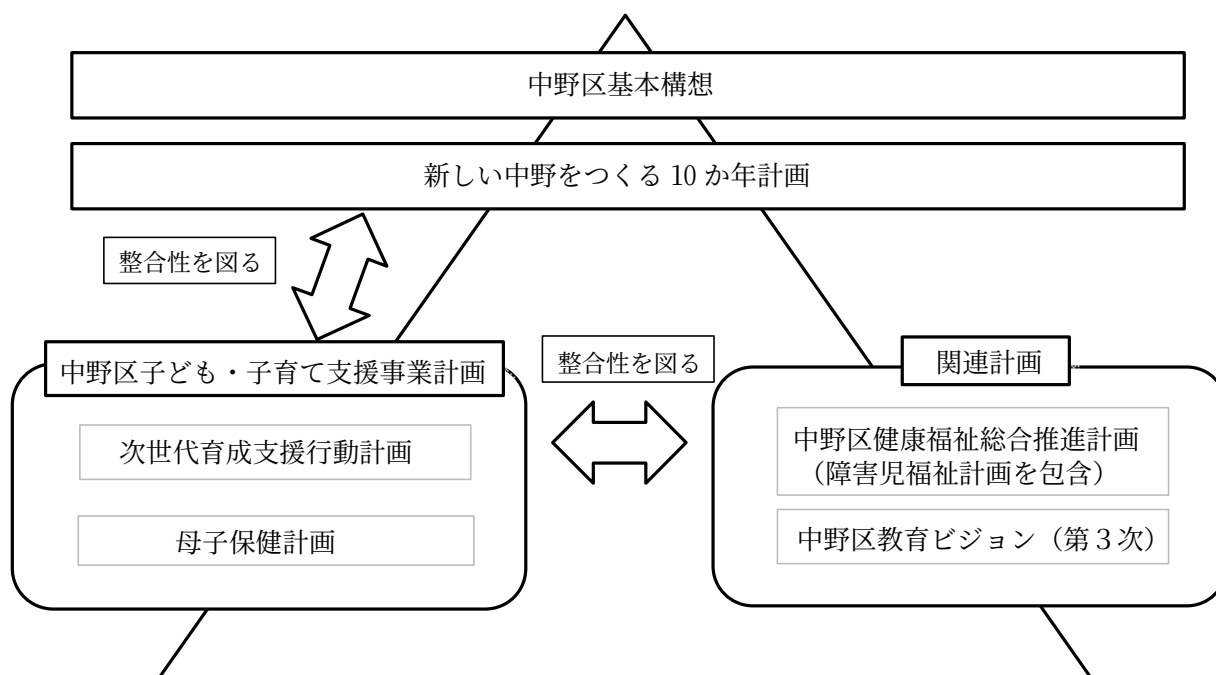
区では、子育て家庭や子どもの状況に応じた妊娠・出産期からの切れ目ない支援と子育てサービスの充実を図るとともに、すべての区民を地域で支える地域包括ケアシステムによる総合的な支援を進める必要があります。

子どもたちが中野区で育って良かったと思えるような良質な子育て環境を整備するとともに、子どもと家庭を地域全体で支える仕組みづくりを進めていかなければなりません。

この計画に基づき、引き続き子育て支援のニーズに応えられるよう、子育て施策を推進していきます。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第61条で定める中野区の「子ども・子育て支援事業計画」として位置付けます。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「次世代育成支援行動計画」、及び厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」としても位置付ける、区の子育て支援に関する総合的な計画とします。
- (2) 「障害児福祉計画」を包含する「中野区健康福祉総合推進計画」や「中野区教育ビジョン（第3次）」との整合性を図ります。
- (3) 「中野区基本構想」や「新しい中野をつくる10か年計画」との整合性を図ります。



※新しい基本構想等が策定されるまでの間は、「中野区の新たな区政運営方針」に基づく。

3 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

4 調査の実施

計画策定に先立ち、保育施設や幼稚園の利用希望や、子育てサービス等の利用状況、利用希望等について把握し、計画の基礎資料とするため、子ども・子育てアンケート調査を実施しました。調査の概要は、以下のとおりです。

【調査の概要】

1. 調査対象
平成30年9月1日現在の年齢が0～5歳の乳幼児の保護者及び就学児童（小学校1年生～6年生）の保護者
2. 調査期間
平成30年9月14日～平成30年10月22日
3. 調査対象者数・回収調査票数等

	乳幼児保護者	就学児童保護者
調査対象数	4,582 件	4,573 件
回収調査票数	2,639 件	2,473 件
回収率	57.6%	54.1%

4. 内 容
子どもの人数、父母の就労状況、保育サービスの利用実績、利用意向等について

5 策定体制と点検・評価

計画の策定にあたっては、区長の附属機関である「中野区子ども・子育て会議」(平成25年8月設置)において、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項等について意見を伺うとともに、広く区民等から意見・提案を聴取しています。

本計画に基づく施策の各年度における実施状況等については、「中野区子ども・子育て会議」で意見を聴き、点検・評価を行い、その結果を公表します。

6 基本理念と実現するための視点

この計画は、次の基本理念の実現を目指して策定します。

基本理念

「子どもたちがのびのびとすこやかに成長し、
子どもを育てる喜びを感じながら、安心して子育てができるまち」

すべての子どもが自分らしさを大切にして、のびのびと育ち、自立した大人へと成長していくことは、私たちだれもの願いです。そのためには、子ども一人ひとりの幸せを考え、各々の成長や家庭の状況に応じた切れ目ない支援を行い、すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境を整えていくことが必要です。

子育てしやすい環境を整えることにより、子どもをもつ人々が増え、子どもたちの姿があふれた活気のある地域になっていきます。

子育ての第一義的責任は親・家庭にあります。しかし、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、家庭としての機能も弱体化している状況です。一方、将来の社会の担い手となる子どもの育ちと子育て家庭を支えることは、社会全体で取り組むべき課題でもあります。地域全体で子どもの育ちと子育て家庭を支えていくことを通じて、子育てに対する喜びや生きがい地域が結びつき、世代を越えた豊かなふれあいが生まれてきます。

「このまちで、子育てをして本当に良かった」とだれもが互いに喜びあえ、「子どもを産み育てたい」との希望を持つ人々が集う中野のまちを目指します。

基本理念を実現するための視点

- ◆一人ひとりの子どもの幸せを最優先に考えます
- ◆地域全体で力を合わせて子どもの育ちと子育てを支援します
- ◆妊娠・出産期からの切れ目ない多様な支援を行います

7 基本目標

基本理念に基づき、今後5年間で目指す目標を次のように定めます。

目標Ⅰ すこやかに育つ子どもたち

【目指す姿】

妊娠中からの健康管理や出産に対する支援が行われ、安心して出産に臨むことのできる環境が整い、子どもを産み育てることへの意欲とともに子どもをもつ喜びを実感しています。

また、身近な地域で子どもの発達段階に応じた切れ目ない支援や相談が行われ、子どもたちが豊かに成長し、保護者は孤立することなく、肯定感をもって子育てをしています。

【目標を実現するための取組みの柱】

- 1 すこやかな妊娠・出産の支援
- 2 子どもの健康増進
- 3 子どもへの虐待の未然防止と適切な対応
- 4 障害や発達に課題がある子どもへの支援
- 5 家庭の子育て力の向上

目標Ⅱ 充実した教育や支援に支えられる子育て家庭

【目指す姿】

多様な保育サービスが整えられ、保育を必要とする家庭が安心して子どもを預けることができます。また、保育施設を利用する家庭だけでなく、すべての子育て家庭が子どもや家庭の事情に応じて、必要な子育て支援サービスが受けられ、安心して暮らしています。

保護者の就労、利用施設の種類や設置主体の区別なく、すべての子どもが幼児期に質の高い教育・保育を等しく受けられる環境が整っています。

【目標を実現するための取組みの柱】

- 1 多様で質の高い教育・保育の提供
- 2 ニーズに応じた子育て支援サービスの推進

目標Ⅲ 地域に生まれ豊かに育つ子どもたち

【目指す姿】

地域におけるさまざまな子どもの育成活動が家庭や学校、行政と連携して行われ、子育て家庭は、安心して子どもを育てています。

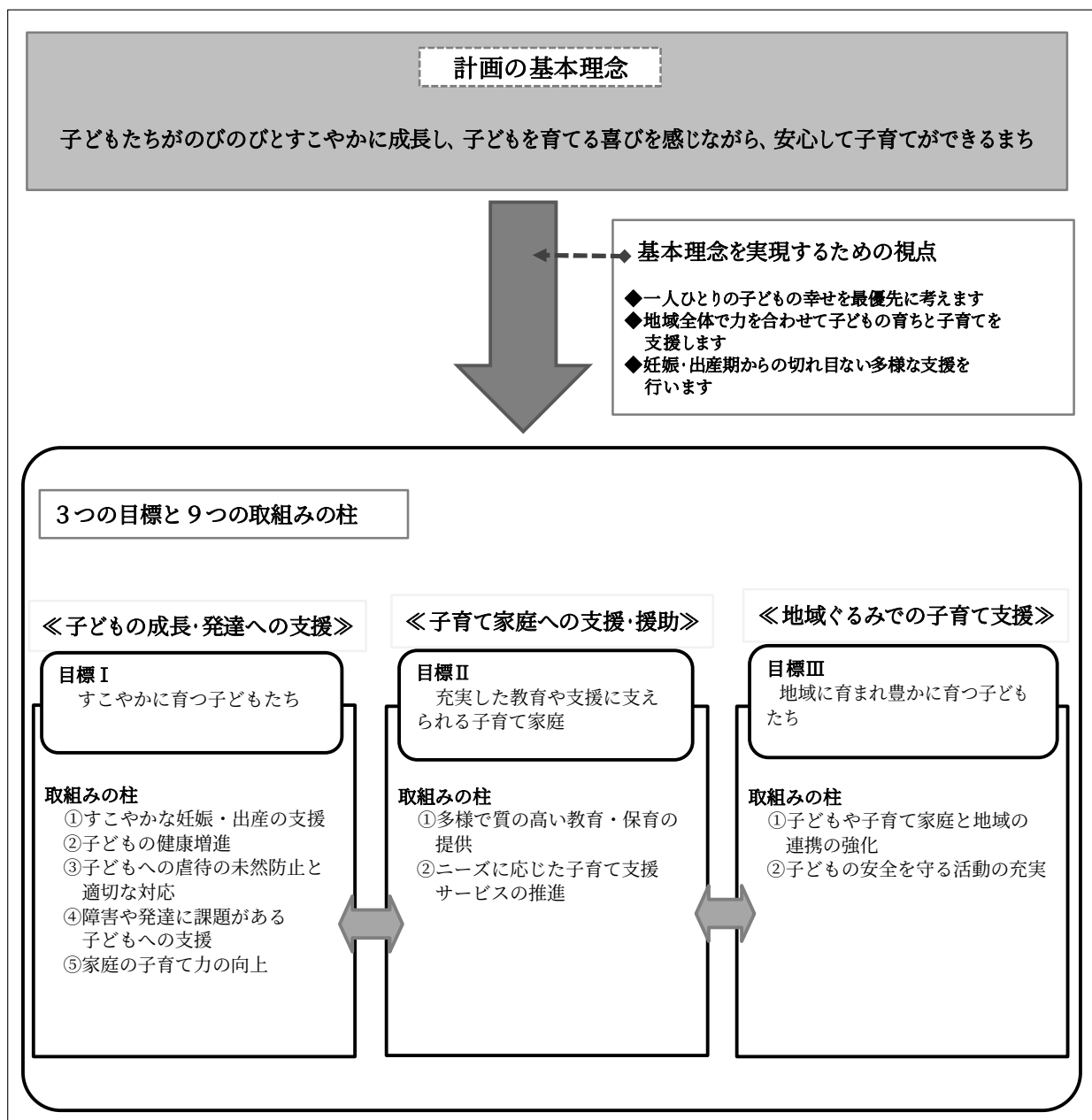
子どもたちも、地域と関わりながら、さまざまな世代の人との交流や豊かな体験を通じて成長し、次代の担い手として育っています。

【目標を実現するための取組みの柱】

- 1 子どもや子育て家庭と地域の連携の強化
- 2 子どもの安全を守る活動の充実

8 計画体系

中野区子ども子育て支援事業計画 基本理念・実現するための視点・目標と取組みの柱



第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

※グラフ・表の「%」（回答比率）表記は、端数処理をしているため、合計が100%にならないことがあります。

1 人口と世帯の推移

【単独世帯の増加と子どもがいる世帯の減少】

区の人口は減少傾向が続き、平成7年（1995年）には306,581人まで減少しましたが、以降微増傾向となり、平成27年（2015年）には328,215人となっています。今後、中野のまち全体の活力が高まることに伴い、人口の増加が見込まれます。

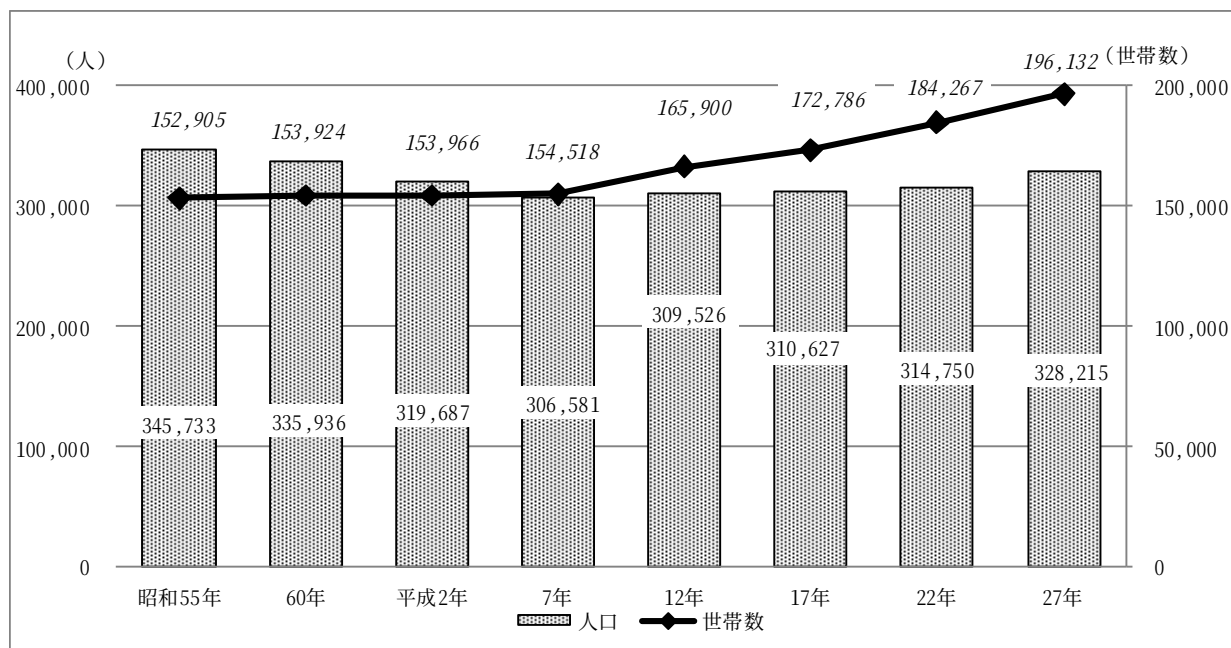
世帯数は、昭和55年（1980年）には152,905世帯で、平成7年（1995年）まではほぼ横ばい状態でしたが、それ以降は増加に転じ、平成27年（2015年）には196,132世帯となり、昭和55年（1980年）から平成27年（2015年）までの35年間で約1.3倍に増加しています（7ページ・図1参照）。また、1世帯あたりの人員は、昭和55年（1980年）で平均2.3人でしたが、平成27年（2015年）には平均1.7人に減少しています。

単独世帯（7ページ・注・図2参照）については、昭和55年（1980年）は61,015世帯でしたが、平成27年（2015年）には121,396世帯と増加し、一般世帯（注）に占める割合は、61.9%にもなっています。

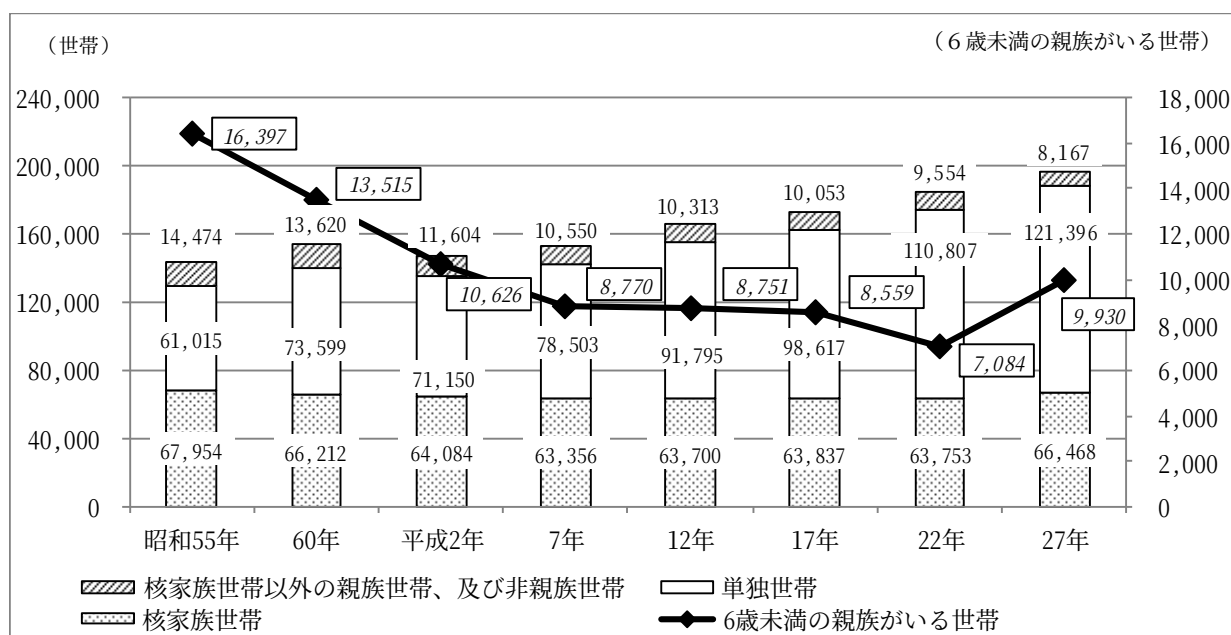
これに対して核家族世帯（注）は、昭和55年（1980年）には67,954世帯でしたが、平成27年（2015年）には66,468世帯と減少傾向にあり、一般世帯に占める割合は33.9%となっています。

また、6歳未満の親族がいる世帯は、昭和55年（1980年）には16,397世帯でしたが、平成27年（2015年）には9,930世帯に減少しています。しかし、平成22年度まで続いていた減少傾向が、平成27年度には増加に転じました。

【図1 区の人口と世帯数の推移(国勢調査)】



【図2 区における世帯の推移(国勢調査)】



(注) ○世帯の種類には、「一般世帯」と「施設等の世帯」があります。**一般世帯**とは、①住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えている単身者、②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借り人の単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者をいいます。また、施設等の世帯とは、寮・寄宿舍の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内居住者、矯正施設の入所者などをいいます。

○世帯の家族類型については、一般世帯をその世帯員の世帯主との続柄により、「親族世帯」「非親族世帯」「単独世帯」に区分してあります。親族世帯とは、2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯です。非親族世帯とは、2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員がいない世帯です。**単独世帯**とは、世帯人員が一人の世帯です。なお、**核家族世帯**とは、親族世帯のうち、①夫婦のみの世帯②夫婦と子どもからなる世帯③男親と子どもからなる世帯④女親と子どもからなる世帯をいいます。

○世帯類型が不詳のものを数値に含めていないため、図1の世帯数とは数字が異なります。

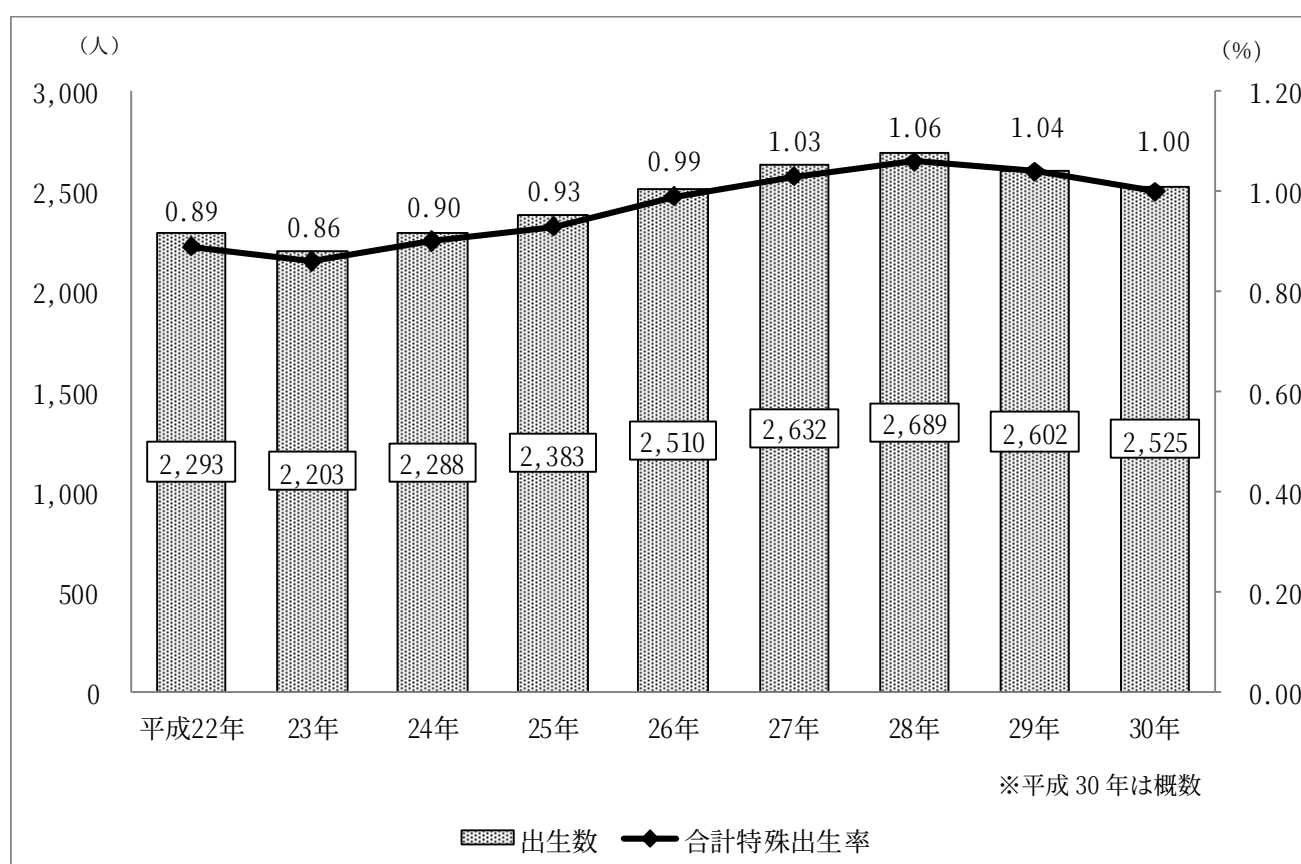
2 少子化の状況

【出生数と合計特殊出生率の推移】

区における出生数と合計特殊出生率は増加傾向にありましたが、平成30年（2018年）については、出生数は2,525人、合計特殊出生率は1.00と減少しました（図3参照）。

母親となる年齢（合計特殊出生率対象年齢15～49歳）の女性の割合は、平成31年（2019年）までは横ばいで推移しています（9ページ・図4参照）。

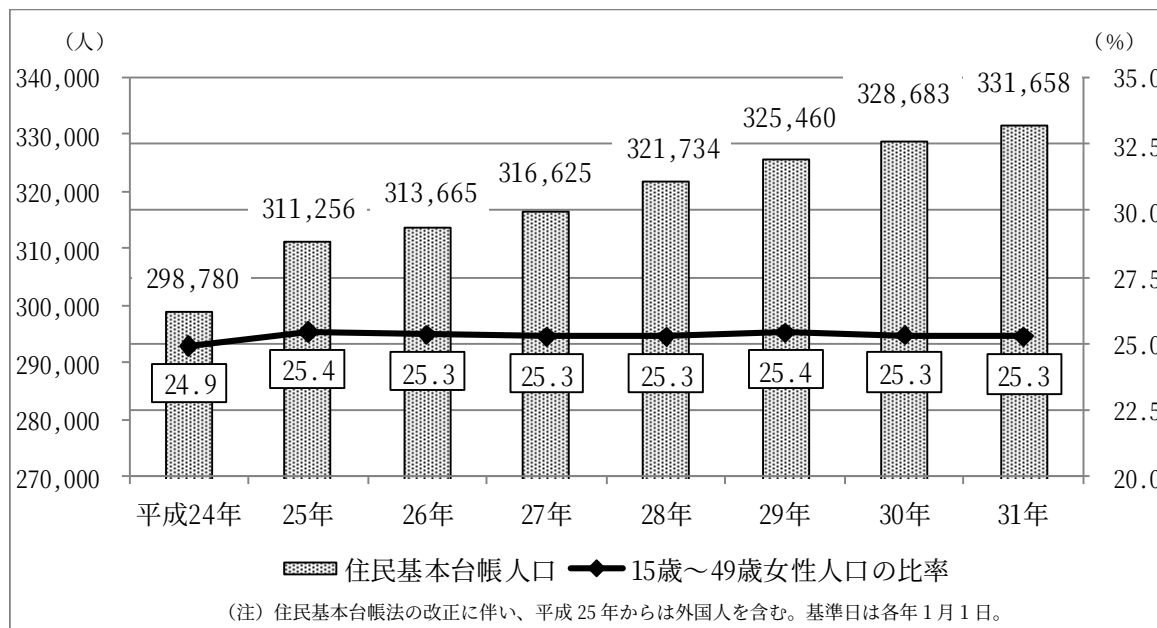
【図3 区における出生数と合計特殊出生率の推移（健康福祉部統計）】



※合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率の合計）

一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子どもの数を表す。

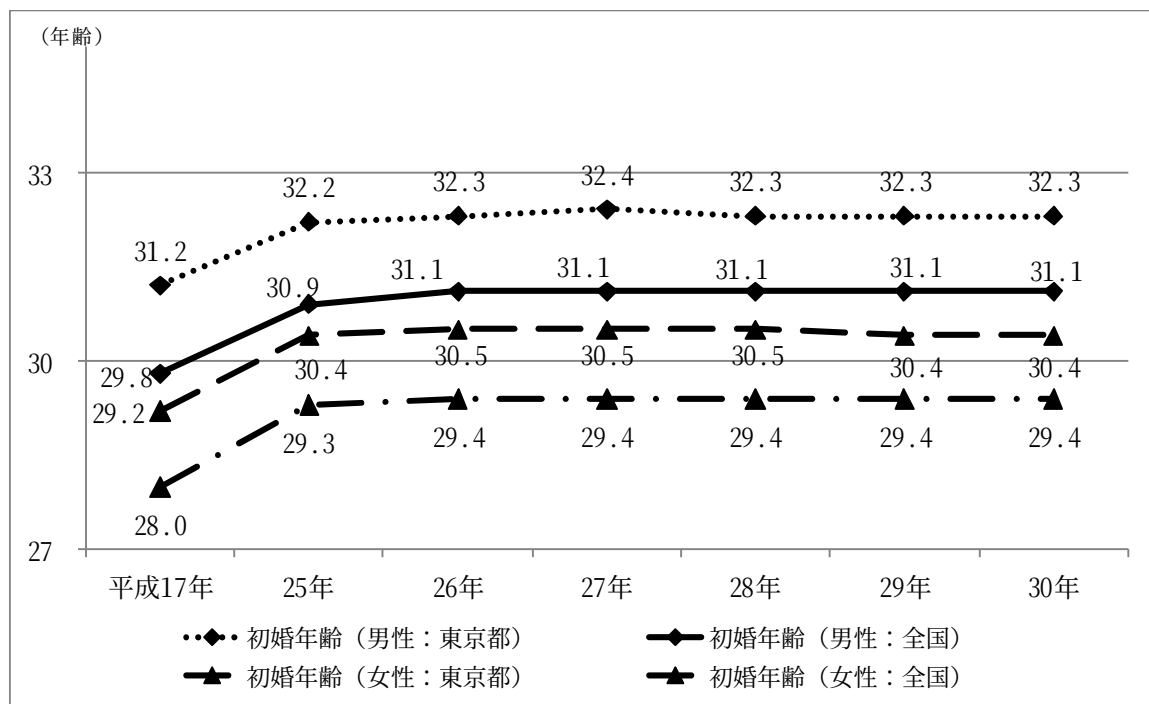
【図4 区の人口及び合計特殊出生率対象年齢（15～49歳）女性の人口の割合（住民基本台帳）】



【晩婚化の進行】

初婚年齢は、全国、東京都ともに年々高くなっています。東京都は全国よりさらに晩婚化が進んでいますが、ほぼ同じようなカーブを描いて上昇している傾向にあります。東京都の初婚年齢は、平成17年（2005年）には女性は29.2歳、男性は31.2歳でしたが、平成30年（2018年）には、女性は30.4歳、男性は32.3歳となりました（図5参照）。

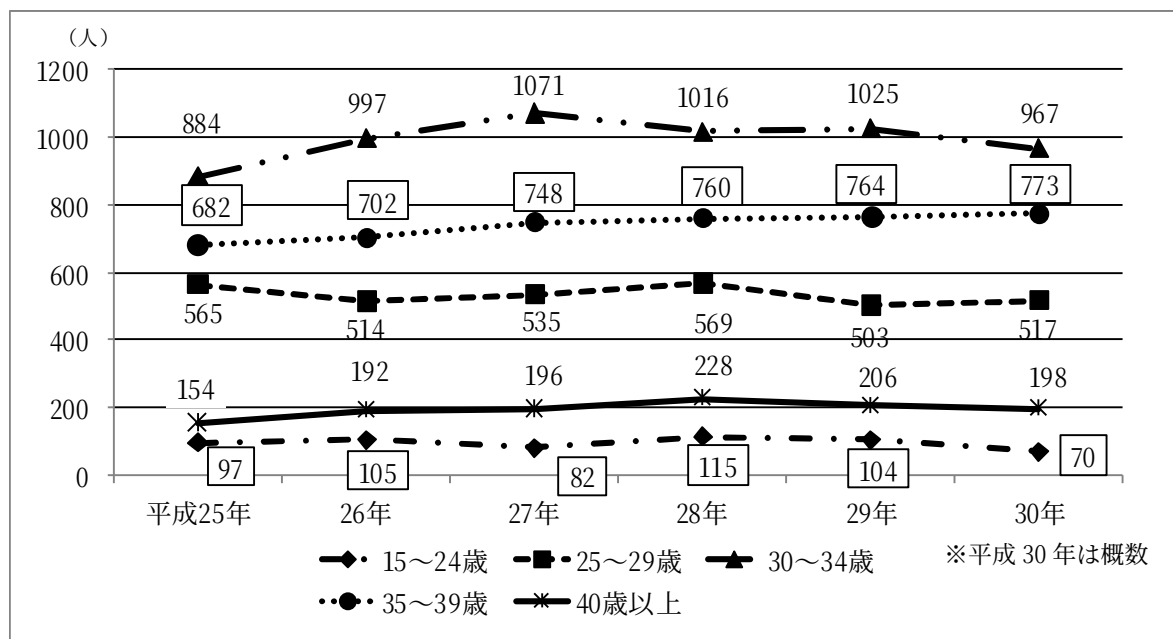
【図5 全国・東京都における初婚年齢の推移（人口動態調査）】



【晩産化の進行】

区の母親の年齢別出産状況は、30～34歳で出産した母親が最も多くなっています。続いて、35～39歳が2番目に多く、25～29歳での出産は3番目の状態が続いています。また、15～24歳での出産については、40歳以上を下回り、最も少なくなっています（図6参照）。

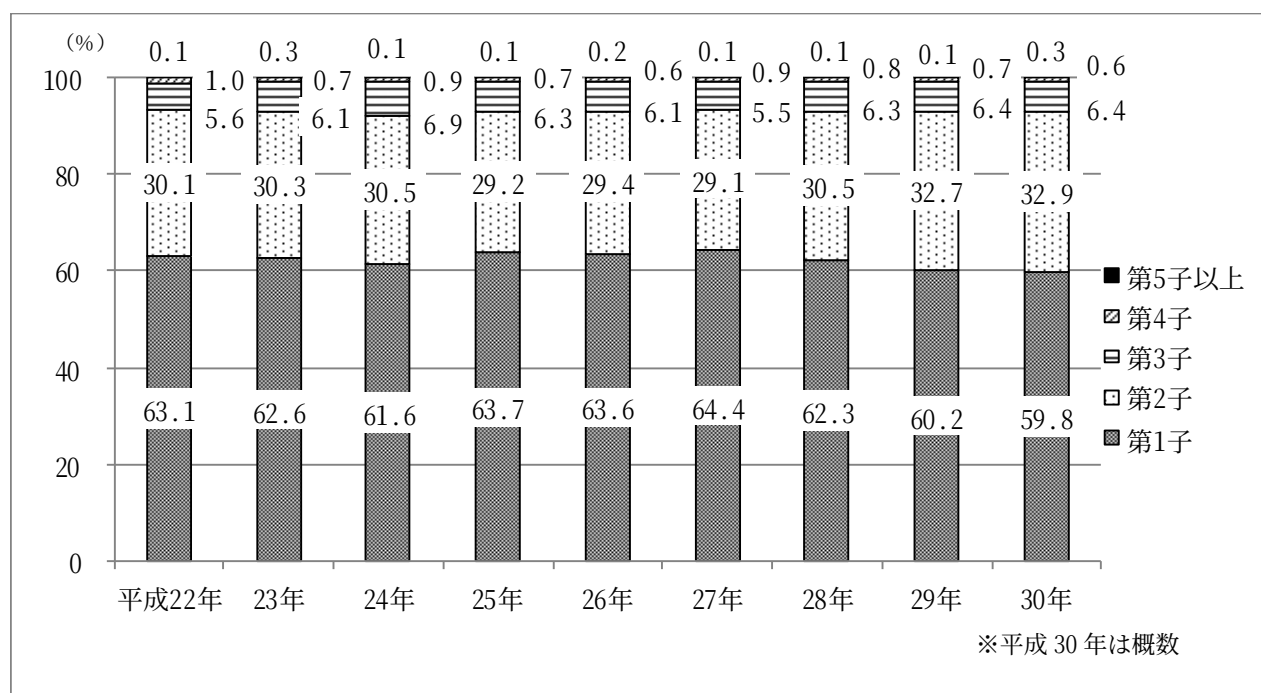
【図6 区における母親の年齢別出産状況の推移（健康福祉部統計）】



出生順位別の状況をみると、平成 29 年（2017 年）までは第 1 子が全体出生率の 60% 以上を占めておりましたが、平成 30 年（2018 年）では 59.8%となりました。

第 2 子は全体出生数の 30%前後で、第 3 子は 5～7%で推移しており、平成 22 年（2010 年）から大きな変化は見られません（図 7 参照）。

【図 7 区における出生順位別の状況（健康福祉部統計）】

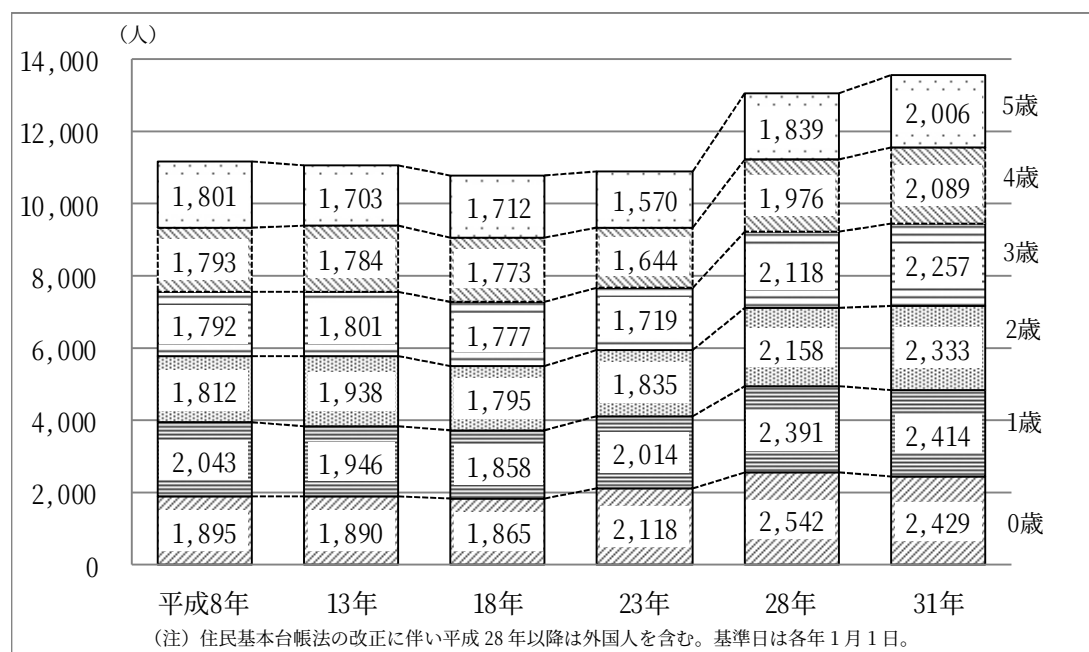


3 子どもの状況

【未就学児の状況】

区における0～5歳の子どもの人口については、平成8年（1996年）から平成23年（2011年）までは、概ね横ばいで推移していましたが、平成28年（2016年）には、いずれの年齢においても増加しています。平成31年（2019年）は、0歳では2,429人、1歳では2,414人、2歳では2,333人、3歳では2,257人、4歳では2,089人、5歳では2,006人となりました（図8参照）。

【図8 区における未就学児人口の推移（住民基本台帳）】



【教育・保育施設の現状】

区には、私立と区立あわせて 21 園の幼稚園があります（表 1 参照）。認可保育所は、私立と区立あわせて 69 施設のほか、区の認可である地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）や認証保育所などがあります（表 2 参照）。

また、認定こども園は、幼保連携型が 2 園、幼稚園型が 1 園あり、いずれも私立園となっています（表 3 参照）。

【表 1 区内の幼稚園】

（平成 31 年 4 月現在）

施設区分	施設数	定員
私立幼稚園	19	3,427
区立幼稚園	2	160
合計	21	3,587

【表 2 区内の保育施設】

（平成 31 年 4 月現在）

施設区分	施設数	定員
認可保育所	69	5,797
私立	50	3,967
区立	19	1,830
地域型保育事業	26	283
家庭的保育事業	9	30
小規模保育事業	15	247
事業所内保育事業	1	3
居宅訪問型保育事業	1	3
認証保育所	14	445
区立保育室	7	266

【表 3 区内の認定こども園】

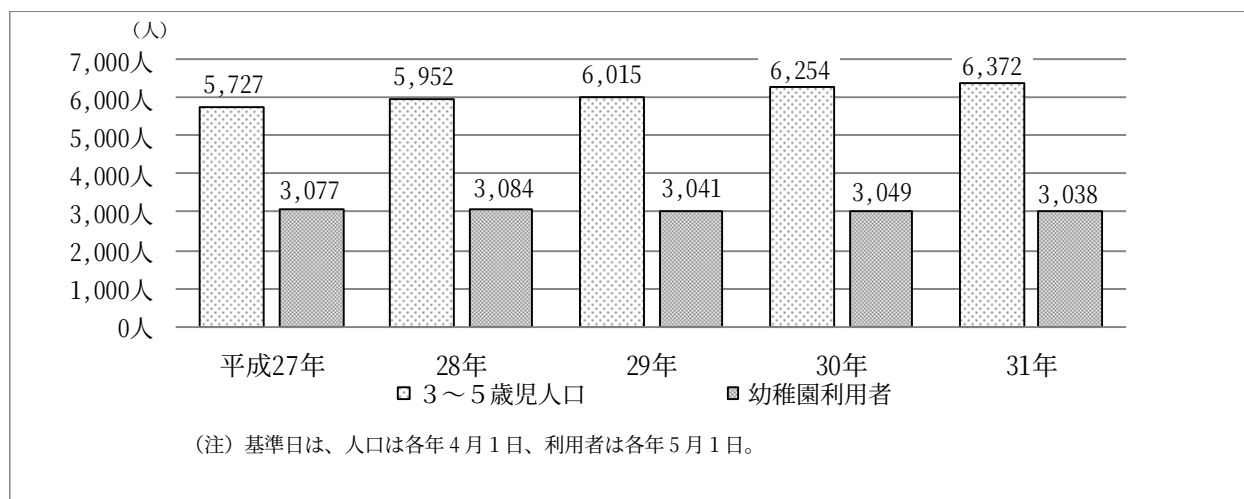
（平成 31 年 4 月現在）

施設区分	施設数	定員	
		幼稚園の利用	保育園の利用
幼保連携型認定こども園	2	99	181
幼稚園型認定こども園	1	165	66
合計	3	264	247

【幼稚園の利用状況】

区の3～5歳児の人口は年々増加していますが、区内在住の幼稚園利用者は、平成27年（2015年）から平成31年（2019年）まで概ね横ばいで推移しています。

【図9 区内在住の幼稚園利用者※区外利用含む（子ども教育部統計）】

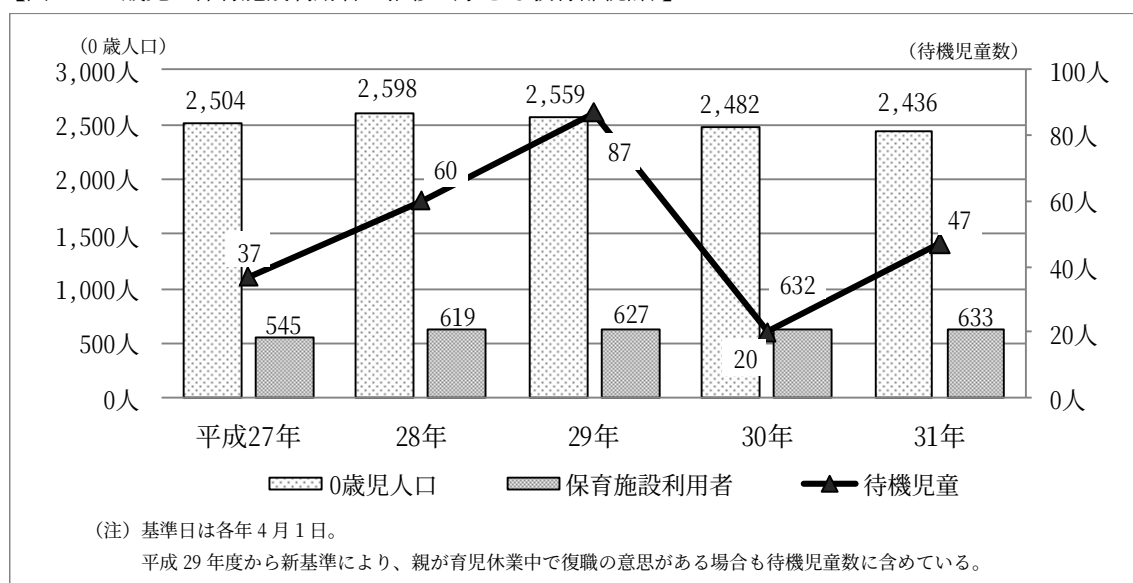


【保育施設の利用状況】

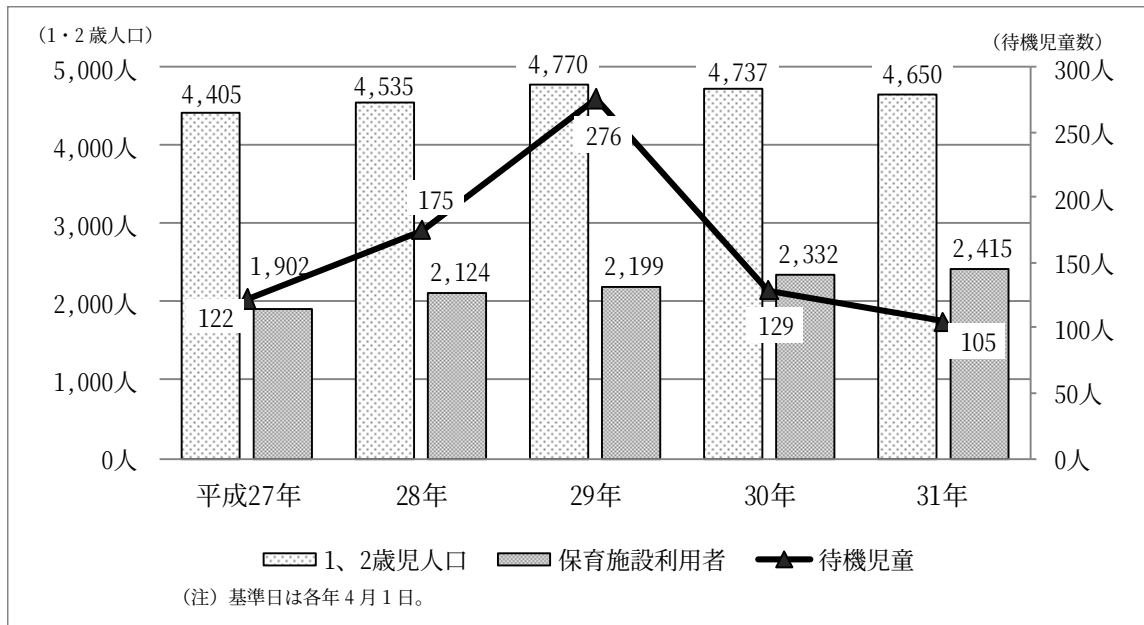
区内在住の未就学児童の保育施設利用者は、いずれの年齢においても増加傾向にあり、平成27年（2015年）と平成31年（2019年）を比べると、0歳児では545人から633人、1・2歳児では1,902人から2,415人、3～5歳児では2,424人から3,183人と大幅な増加となりました（図10、15ページ・図11、図12参照）。

保育施設の新規誘致等により、保育定員の増を図っているものの、保育を希望する人も年々増加しており、依然として待機児童が発生しています。

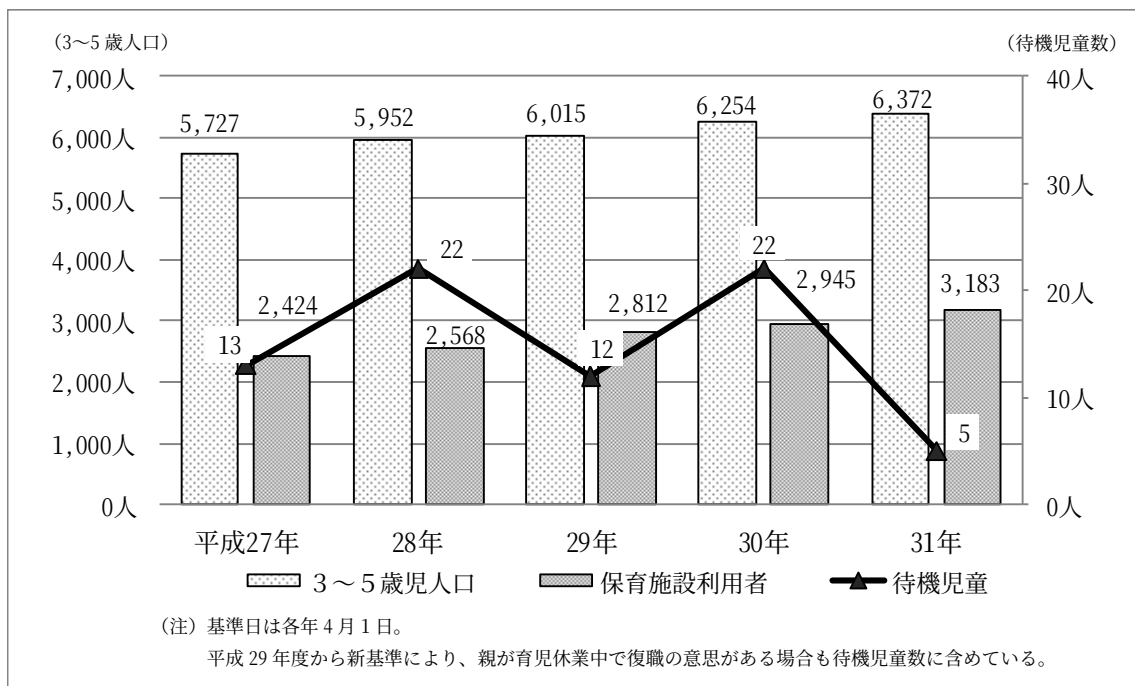
【図10 0歳児の保育施設利用者の推移（子ども教育部統計）】



【図11 1・2歳児の保育施設利用者の推移（子ども教育部統計）】



【図12 3～5歳児の保育施設利用者の推移（子ども教育部統計）】



【区立小中学生の状況】

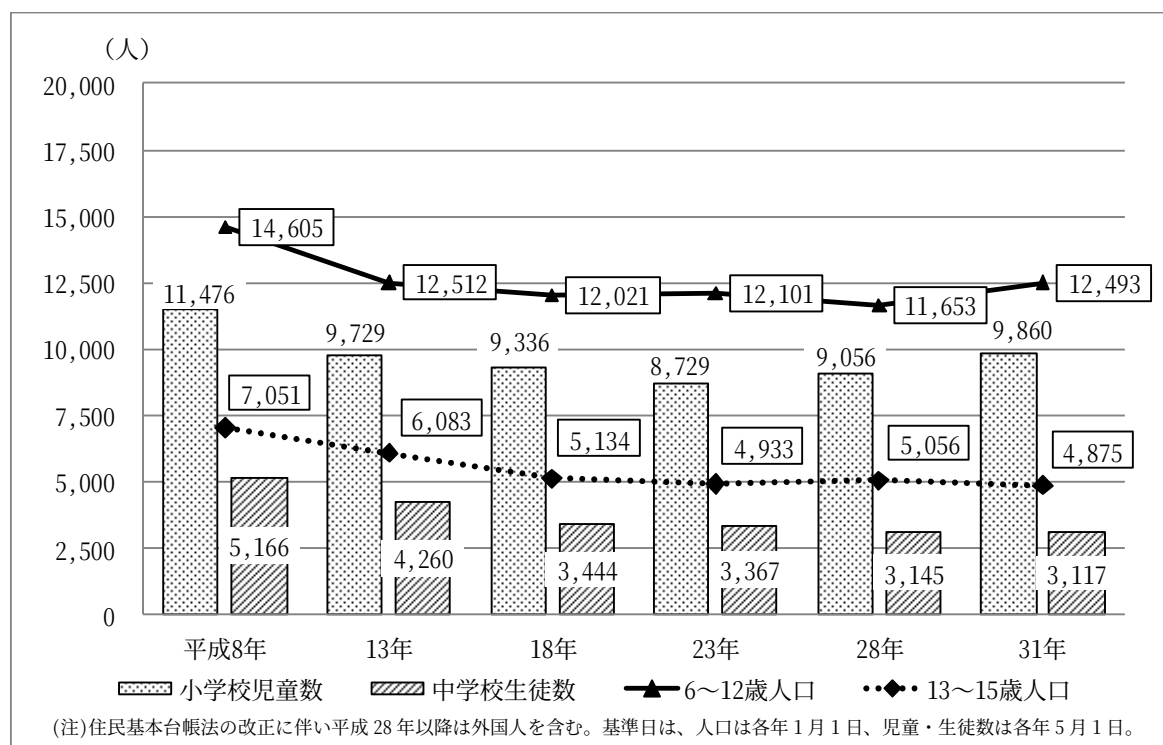
区における6～15歳の人口は、平成31年（2019年）には6～12歳は12,493人、13～15歳は4,875人となっており、平成8年（1996年）と比べると6～12歳では2,112人、13～15歳では2,176人減少しています。しかし、6歳～12歳の人口は平成31年（2019年）に微増となっています。

区立小学校児童数は平成8年（1996年）には11,476人でしたが、平成31年（2019年）には9,860人となり、1,616人減少しています。

また、区立中学校生徒数は平成8年（1996年）には5,166人でしたが、平成31年（2019年）には3,117人となり、2,049人減少しています（図13参照）。

【図13 区における6～15歳人口及び区立小学校児童数、中学校生徒数の推移

（住民基本台帳及び平成31年度教育委員会事務局統計）】



4 子育て家庭の状況

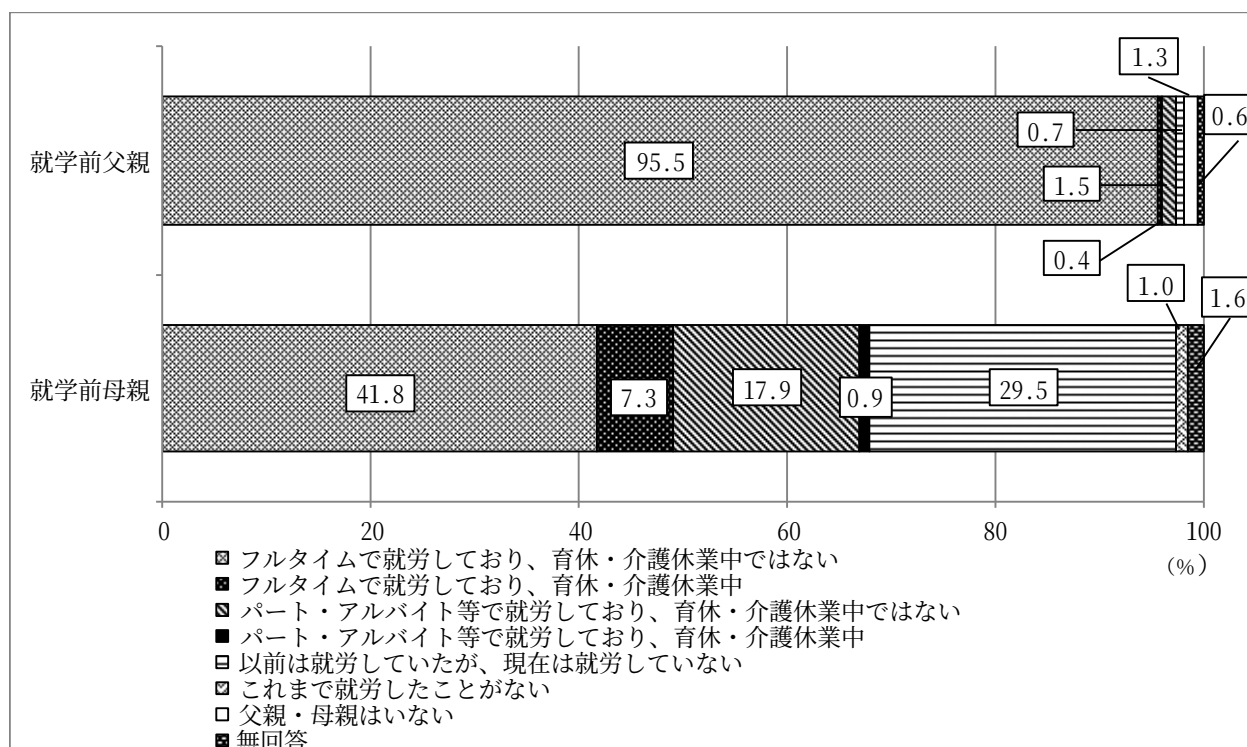
【父母の就労状況】

子育て家庭における父母の就労状況について、「中野区子ども・子育てアンケート調査（平成30年度実施）」によると、父親の就労状況は、90%以上がフルタイム就労です。一方、母親のフルタイムで就労している割合は、就学前児童のいる家庭では49.1%、小学生のいる家庭では35.9%となっています(図14、19ページ・図18参照)。

また、子どもと接する時間をみると、父親は「1時間ぐらい」が18.7%と最も多く、次いで「ほとんどない(16.8%)」「2時間ぐらい(15.6%)」となっています。母親は「4時間以上」が48.8%と最も多く、次いで「3時間ぐらい(29.1%)」となっています。これらのことから、父親よりも母親に子育ての負担がかかっていることがわかります(20ページ・図22、23参照)。

【図14 父母の就労状況】(就学前児童)

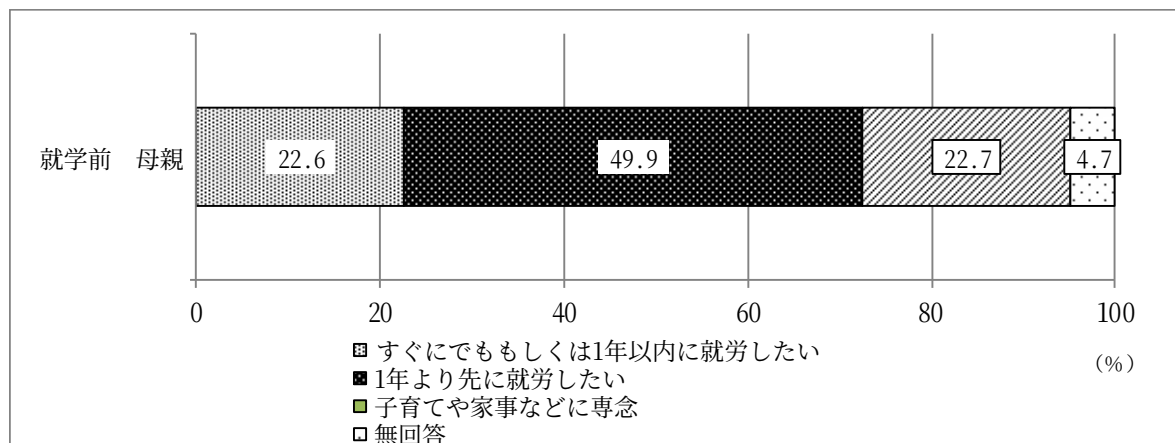
[回答者数=2,639人]



中野区子ども・子育てアンケート調査（平成30年度実施）

【図 15 現在、就労していない母親の就労希望】（就学前児童）

[回答者数=805 人]



中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 30 年度実施）

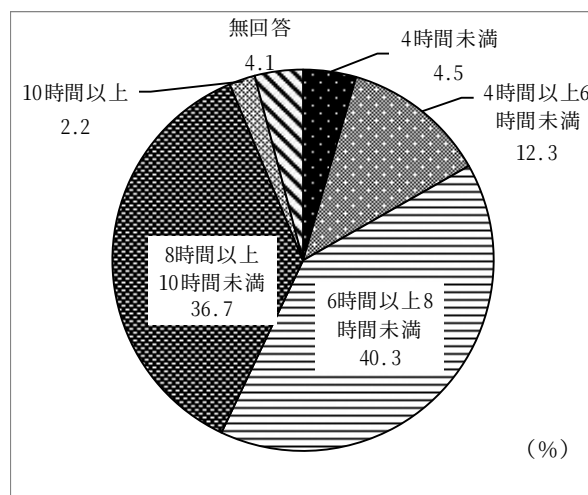
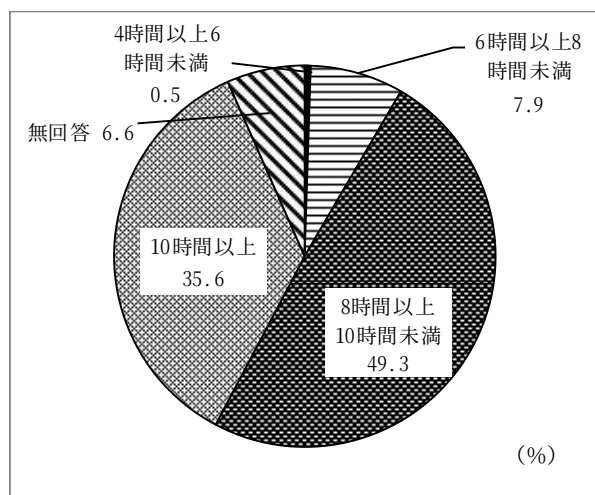
【図 16 父母の1日あたりの就労時間】（就学前児童）

父親

【回答者数=2,571 人】

母親

【回答者数=1,792 人】



中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 30 年度実施）

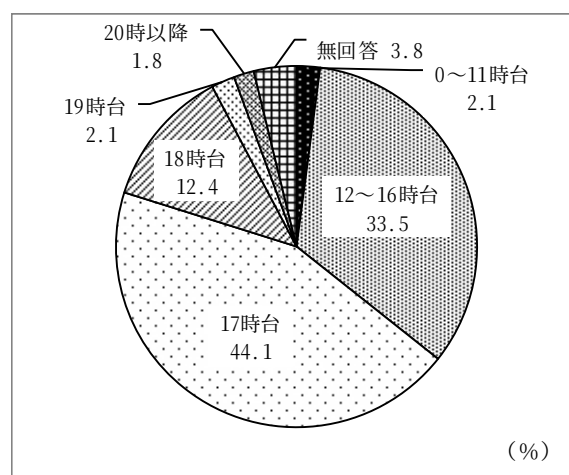
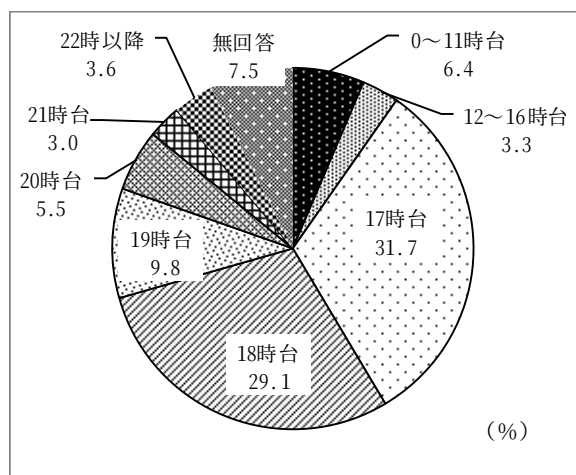
【図 17 父母の終業時間】（就学前児童）

父親

【回答者数=2,571 人】

母親

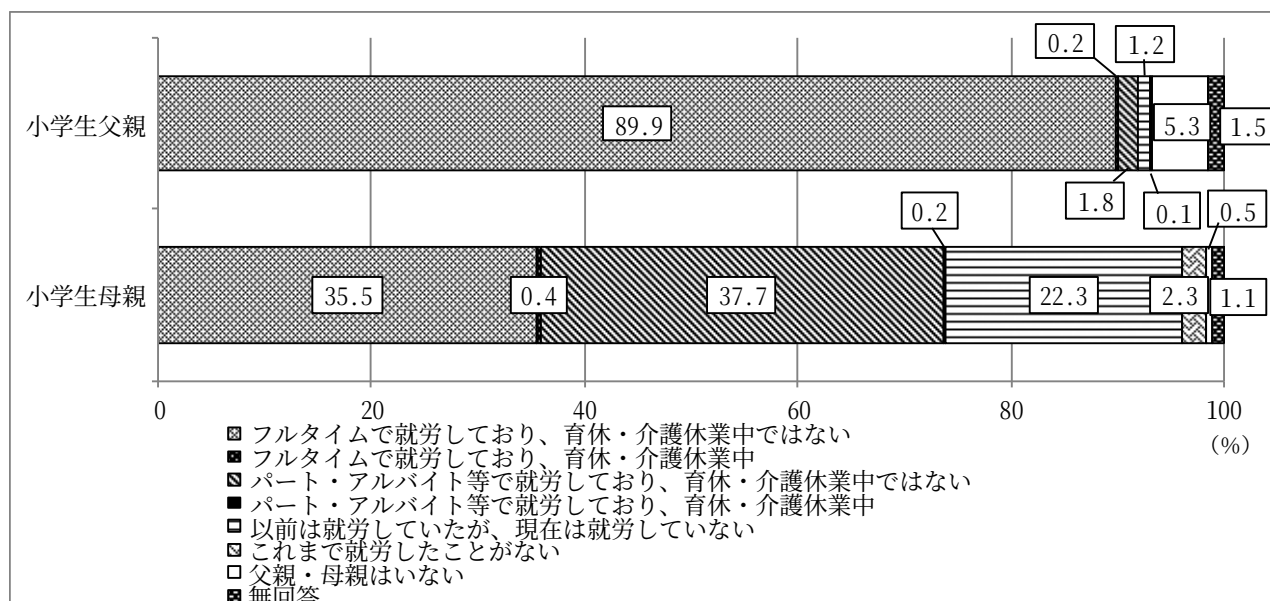
【回答者数=1,792 人】



中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 30 年度実施）

【図 18 父母の就労状況】(小学生)

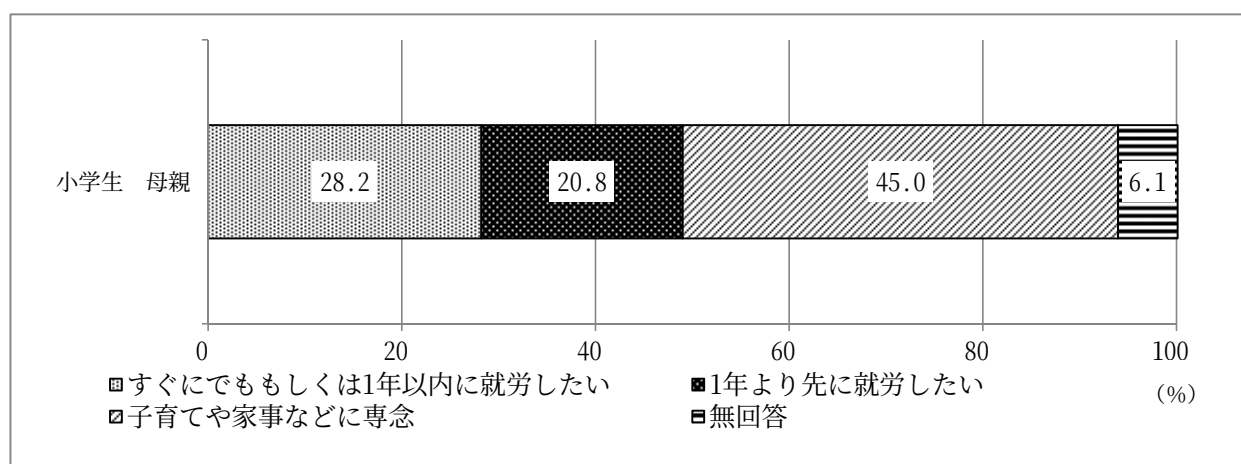
【回答者数=2,473 人】



中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 30 年度実施）

【図 19 現在、就労していない母親の就労希望】(小学生)

【回答者数=607 人】



中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 30 年度実施）

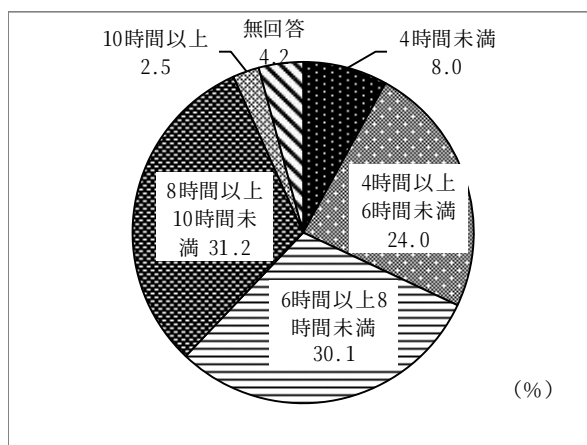
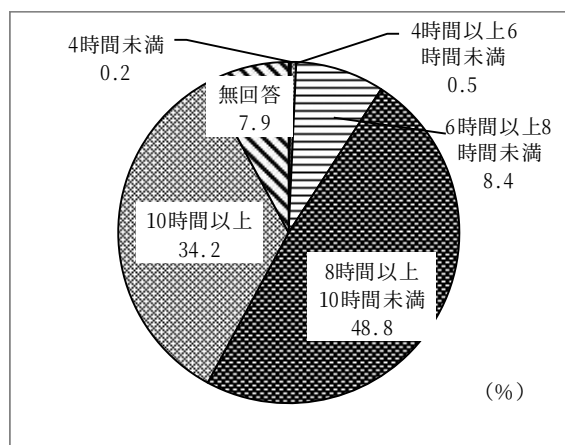
【図 20 父母の1日あたりの就労時間】(小学生)

父親

【回答者数=2,274 人】

母親

【回答者数=1,825 人】

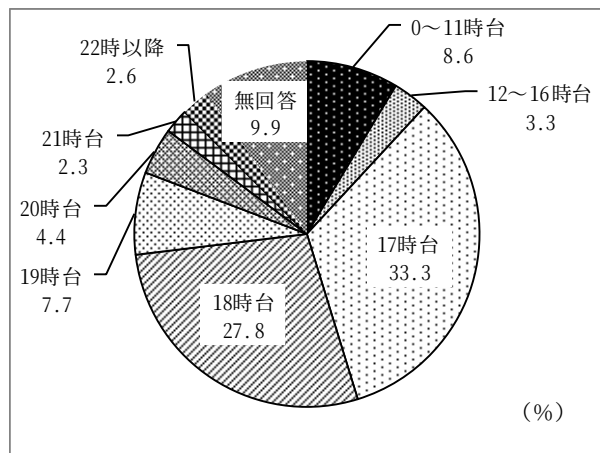


中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 30 年度実施）

【図 21 父母の終業時間】（小学生）

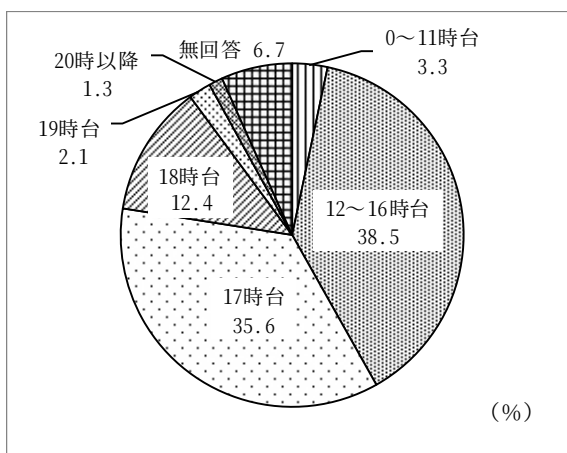
父親

【回答者数=2,274 人】



母親

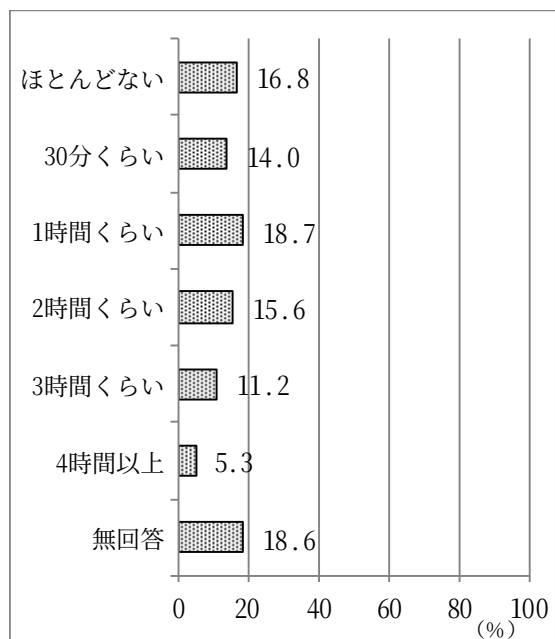
【回答者数=1,825 人】



中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 30 年度実施）

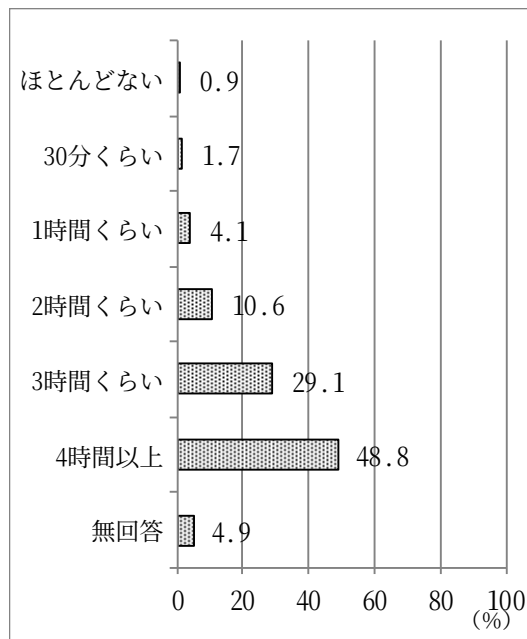
【図 22 父親が子どもと接する時間】（就学前児童）

【回答者数=2,571 人】



【図 23 母親が子どもと接する時間】（就学前児童）

【回答者数=1,792 人】



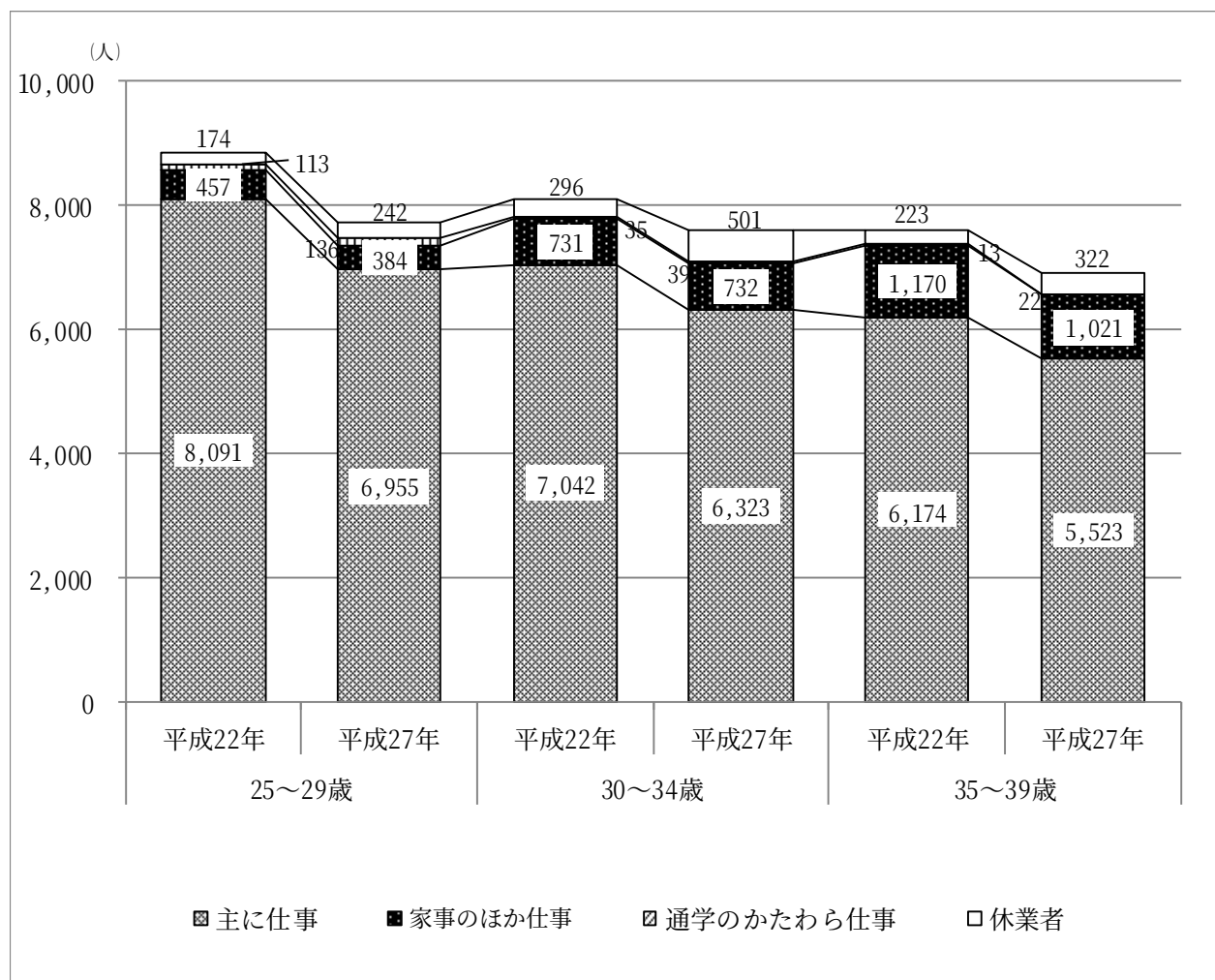
中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 30 年度実施）

【女性の就業者の変化と育児休業制度、看護休暇制度など】

区における女性の就業状態についてみると、平成22年（2010年）には子育ての中心世代と考えられる25～39歳の就業者数（注）は、24,519人でしたが、平成27年（2015年）には22,200人と減少しています。また、5歳ごとの年齢別に就業状況の内訳をみると、「主に仕事」の女性はどの年齢においても減少しています（図24参照）。

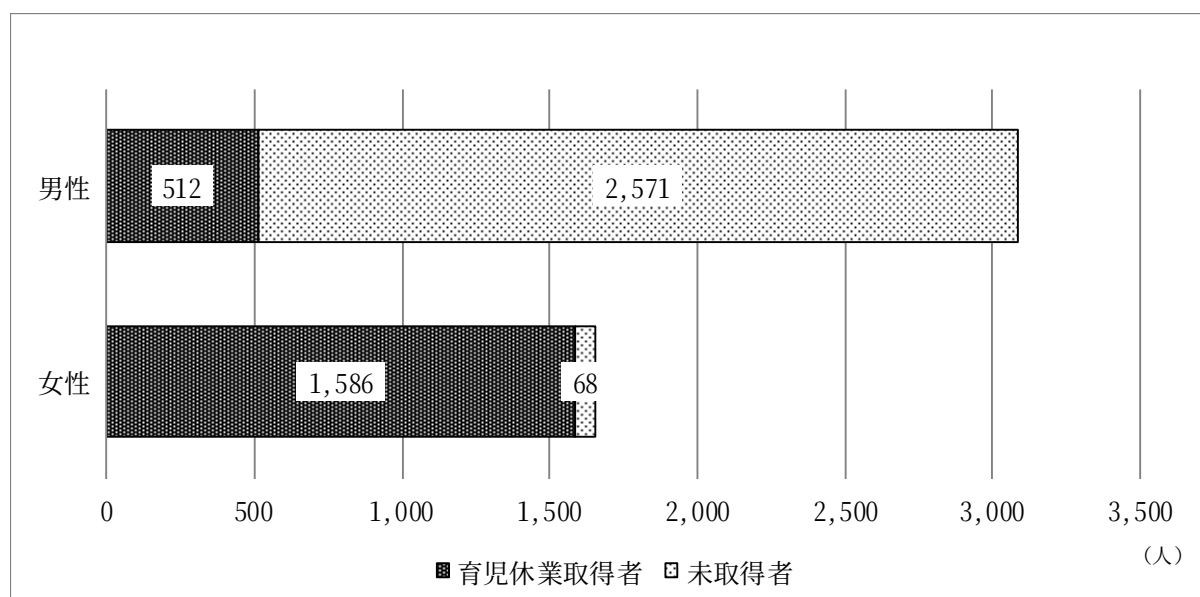
（注）「就業者数」は、主に仕事、家事のほか仕事、通学のかたわら仕事、仕事を休んでいた人の合計数

【図24 区における女性の就業状況（25～39歳）（国勢調査）】

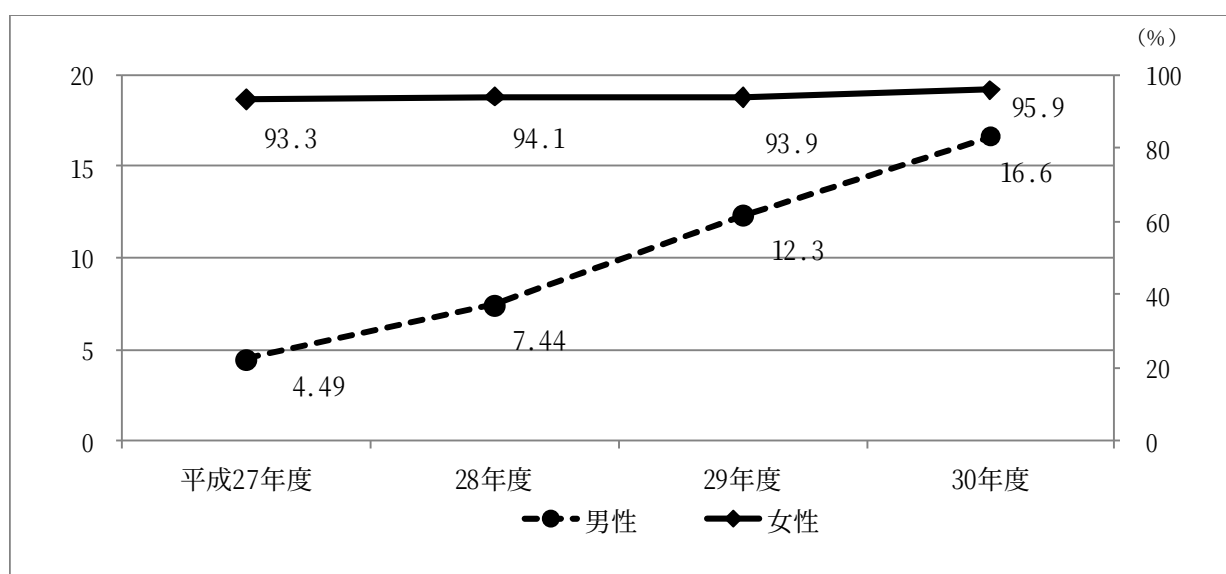


また、東京都内全域の従業員規模 30 人以上の事業所及び当該事業所の従業員を対象に実施した、東京都の「企業における男女雇用管理に関する調査」によると、平成 30 年度に育児休業を取得した男性が 512 人(16.6%)、女性が 1,586 人(95.9%)となっています(図 25 参照)。女性の実際の育児休業取得率が 90%以上で推移している一方、男性の実際の育児休業取得率は近年上昇傾向にありますが、平成 30 年度は 16.6%と依然として低い水準です(図 26 参照)。

【図 25 東京都における育児休業取得者の有無(男女別)(平成 30 年度企業における男女雇用管理に関する調査)】



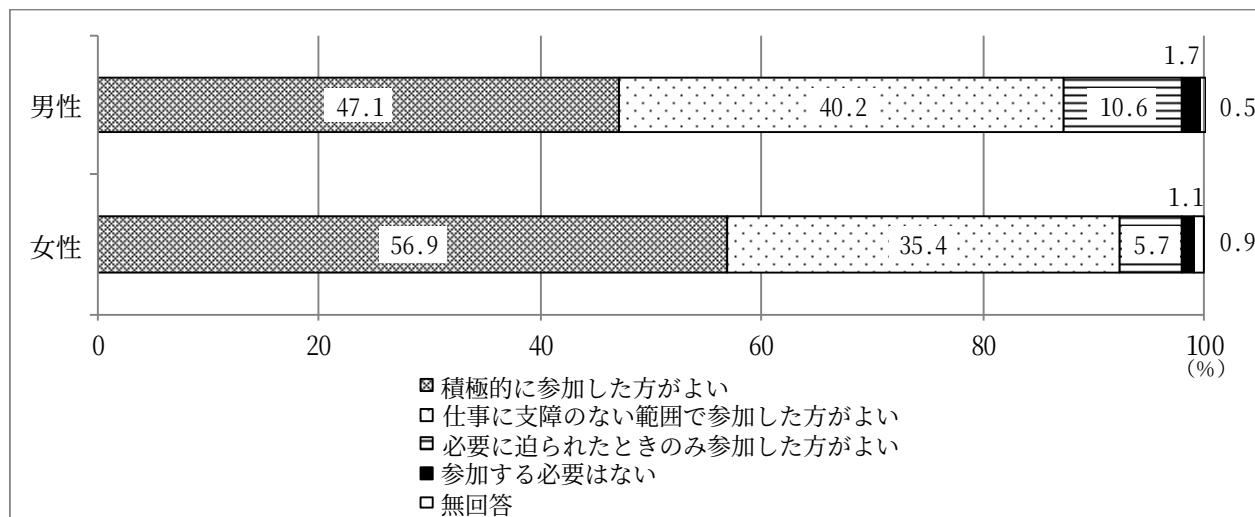
【図 26 東京都における育児休業取得率の推移(男女別)(平成 30 年度企業における男女雇用管理に関する調査)】



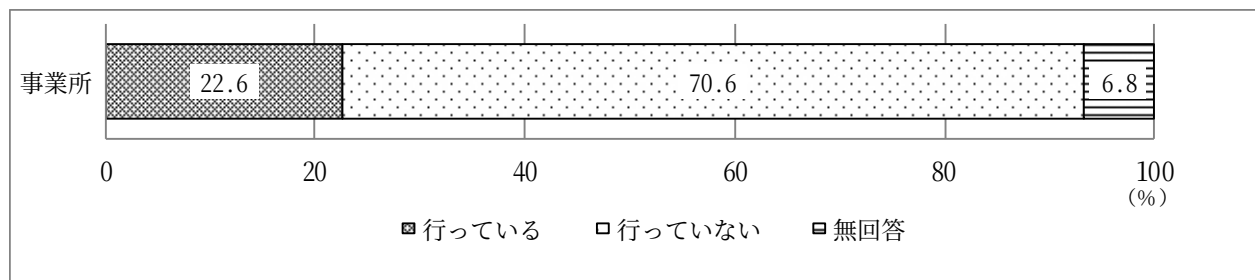
男性の育児参加に対する考えについて、「積極的に参加した方がよい」と考えている従業員の割合は男性が47.1%、女性が56.9%となっています（図27参照）。

一方、事業所における男性従業員の育児休業取得促進の取組みは22.6%と割合が低く（図28参照）、従業員の意識と事業所の取組みに違いが見られます。

【図27 男性の育児参加に対する考え（平成30年度東京都企業における男女雇用管理に関する調査）】

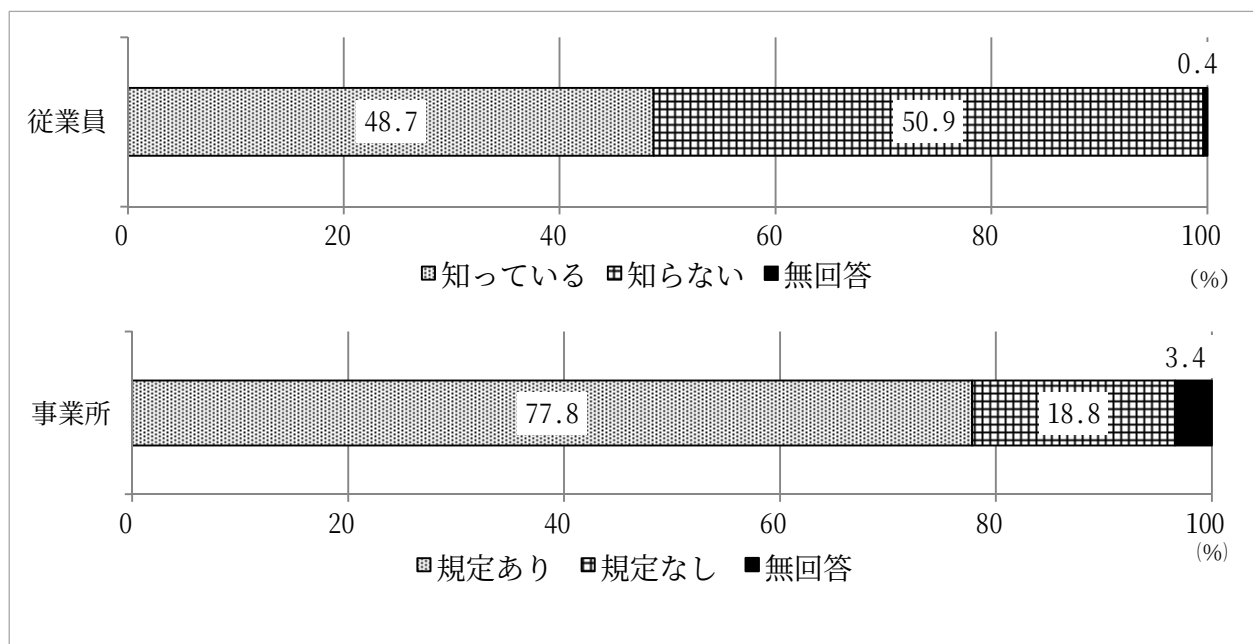


【図28 都内の事業所における男性の育児休業取得促進の取組み
（平成30年度東京都企業における男女雇用管理に関する調査）】

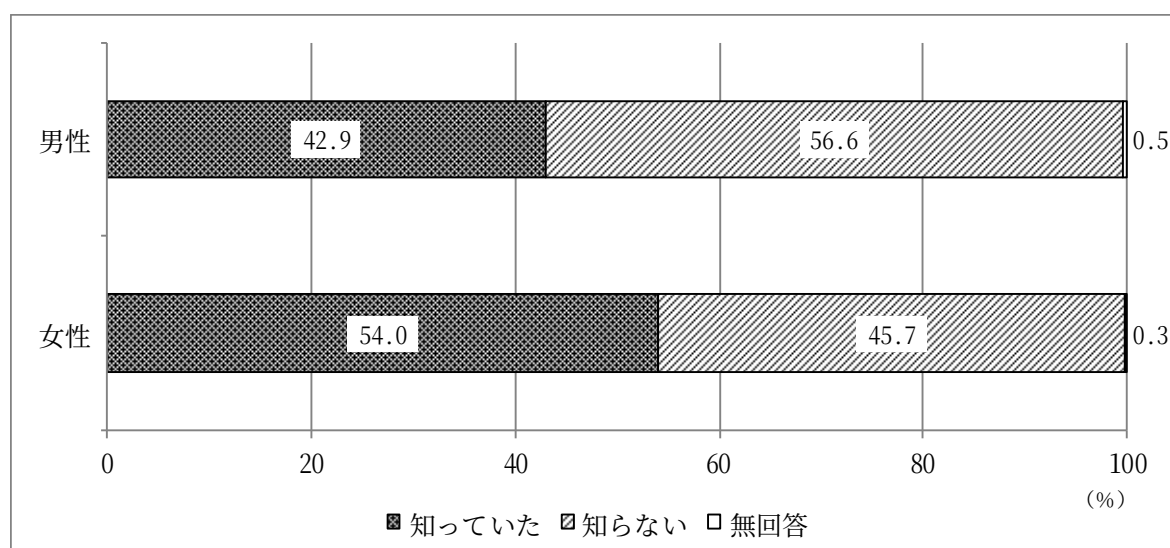


子どもの看護のための休暇について、規定がある事業所は 77.8%ですが、制度が法に定められていることを知らない従業員は 50.9%と半数以上となっています（図 29 参照）。また、男女別でみると男性は 56.6%、女性は 45.7%が、制度が法に定められていることを知らないと答えています（図 30 参照）。

【図 29 東京都における子どもの看護休暇規定の有無と従業員の認知度
（平成 30 年度東京都企業における男女雇用管理に関する調査）】



【図 30 東京都における子どもの看護休暇制度の男女別認知度
（平成 30 年度東京都企業における男女雇用管理に関する調査）】

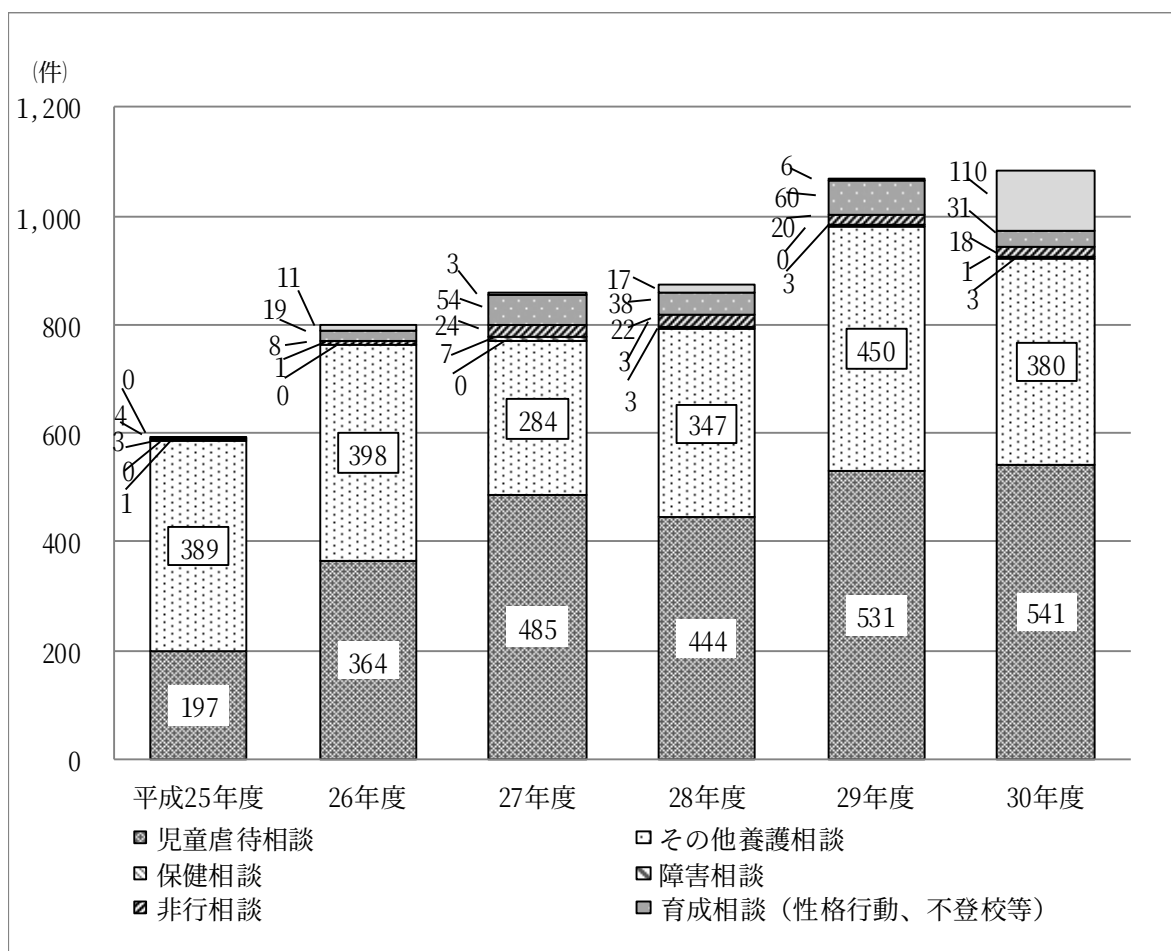


【児童虐待の状況】

区では、18歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談に対応し、必要な助言・指導など子育ての総合的な支援を実施する子ども家庭支援センターを平成12年(2000年)6月に開設しました。

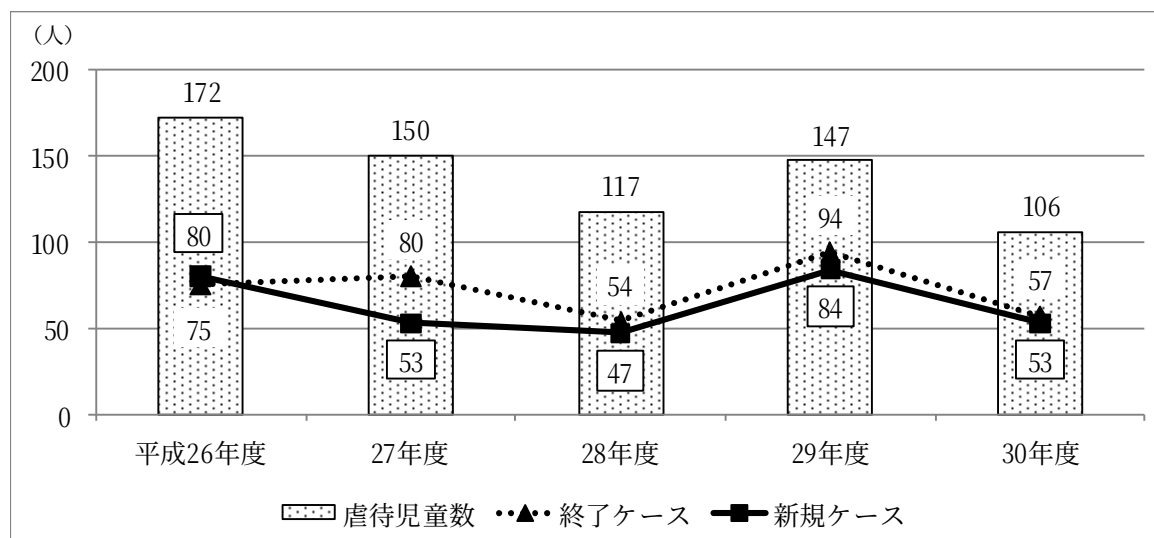
子ども家庭支援センターにおいて受け付けた相談件数は、平成25年度から一貫して増加しています。相談の種別には、児童虐待相談、その他養護相談、非行相談、育成相談(性格行動、不登校、育児・しつけ等)等がありますが、相談件数のうち大きな割合を占めるのは児童虐待相談です。児童虐待相談件数は、相談件数の増加と同様に、増加傾向となっています(図31参照)。

【図31 子ども家庭支援センター相談件数の推移(子ども教育部統計)】



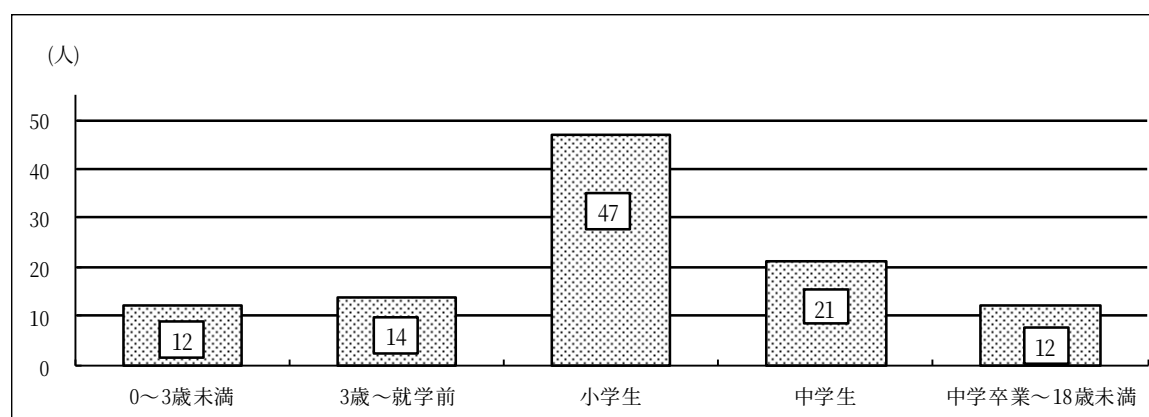
子ども家庭支援センターにおいて、児童虐待ケースとして継続的に支援を行った件数は平成 26 年度から減少傾向にあり、平成 30 年度は 106 件、前年度から継続して支援する件数が 53 件、新規に支援を開始した件数が 53 件でした。平成 30 年度に対応した件数のうち、57 件が改善等により支援を終了しています（図 32 参照）。

【図 32 子ども家庭支援センター虐待対応件数の推移（平成 30 年度子ども教育部統計）】



虐待を受けた子どもの年齢別の状況では、小学生が最も多く、47 人で全体の 44.3% を占めています。続いて中学生が 21 人（19.8%）、3 歳～就学前が 14 人（13.2%）と続いています（図 33 参照）。

【図 33 虐待を受けた子どもの年齢（平成 30 年度子ども教育部統計）】

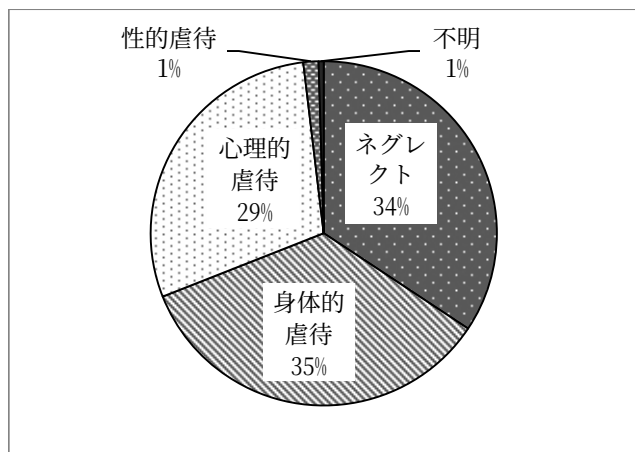


平成 25 年度から平成 30 年度における虐待の種別の推移をみると、ネグレクト、身体的虐待と比較して、心理的虐待の割合が増加しています（図 34 参照）。

【図 34 虐待の種類別の推移（子ども教育部統計）】

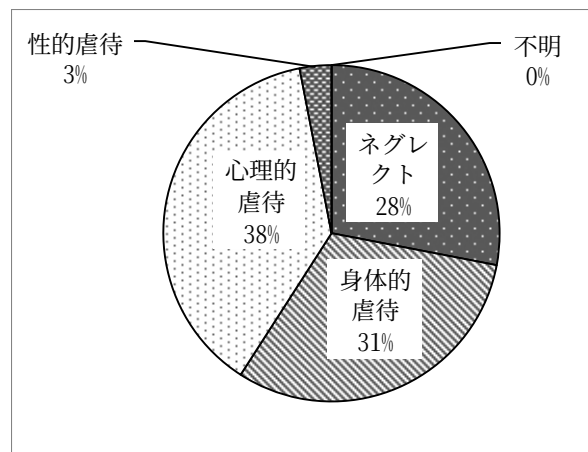
平成 25 年度

【合計件数=210】



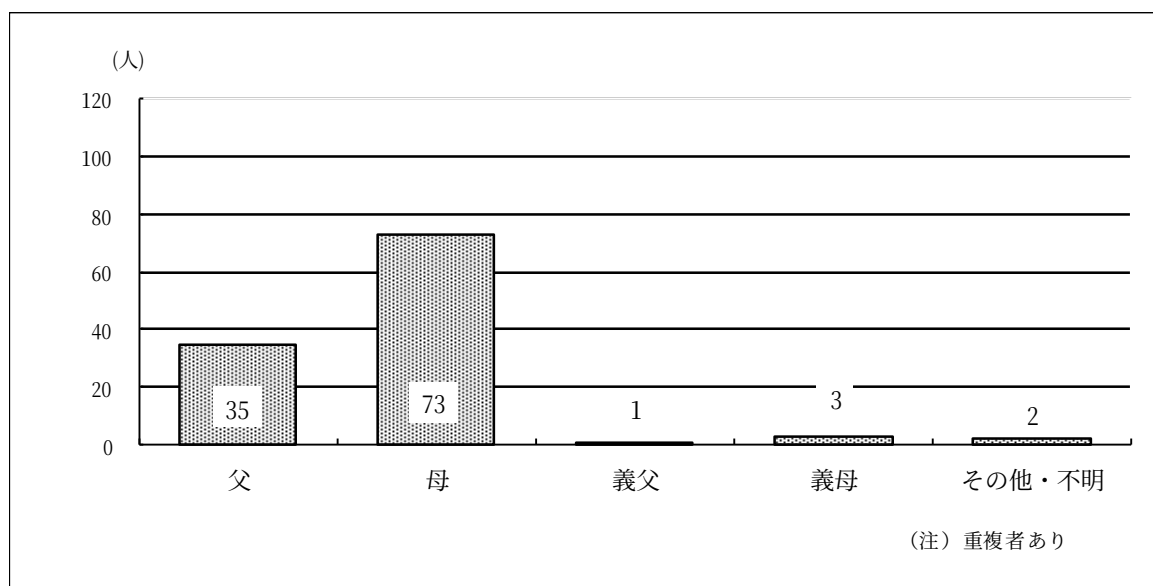
平成 30 年度

【合計件数=132】



子どもから見た虐待者の関係では、母親が一番多く 73 人で全体の 64%、続いて父親が 35 人で全体の 30.7%となっています（図 35 参照）。

【図 35 子どもから見た虐待者の関係（平成 30 年度子ども教育部統計）】



第3章 各目標における取組みの柱と主な取組み

※出典の明記がないグラフ・表のデータは、「中野区子ども・子育てアンケート調査（平成30年度実施）」の結果から引用したものです。

※グラフ・表の「%」（回答比率）表記は、端数処理をしているため、合計が100%にならないことがあります。

目標Ⅰ すこやかに育つ子どもたち

取組みの柱

- 1 すこやかな妊娠・出産の支援
- 2 子どもの健康増進
- 3 子どもへの虐待の未然防止と適切な対応
- 4 障害や発達に課題がある子どもへの支援
- 5 家庭の子育て力の向上

取組みの柱 1

すこやかな妊娠・出産の支援

□ 現状と課題

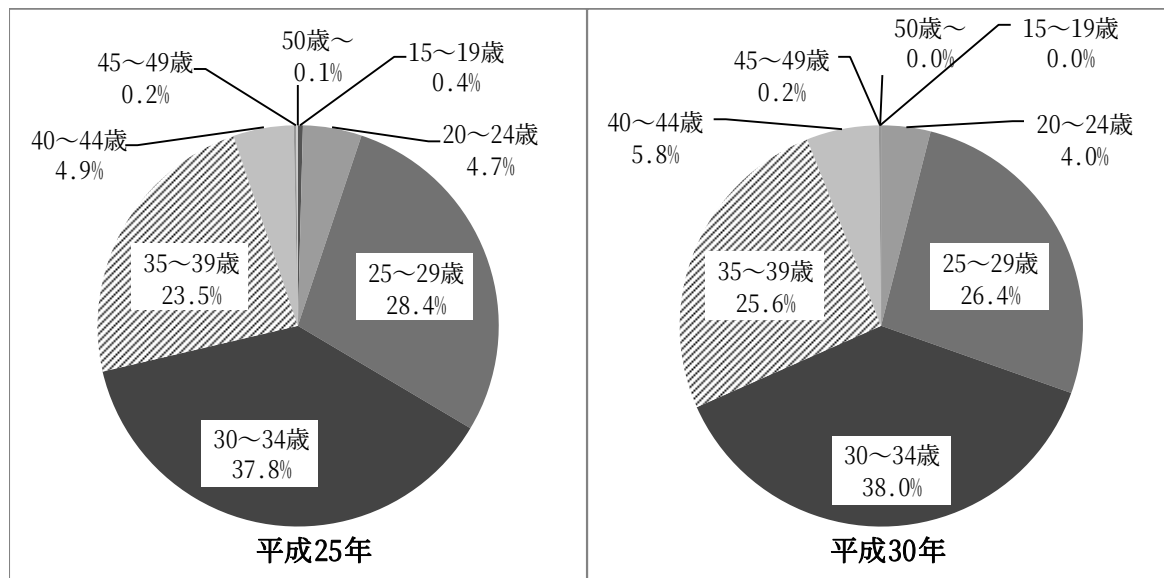
区の合計特殊出生率は、東京都や23区平均よりも低く、少子化の傾向が続いています。また、都市部特有の核家族化や地域コミュニティの希薄化の傾向も続いており、孤立した環境の中で子どもを産み育てることによる不安感や困難さを感じやすい状況にあります。

また、母親の出産年齢が上昇傾向にあり、子育て家庭の年齢層が多様化しています。子育て家庭の親世代が高齢となっている場合や就労している場合など、妊娠や出産に向けての支援を受けにくい状況にあります。

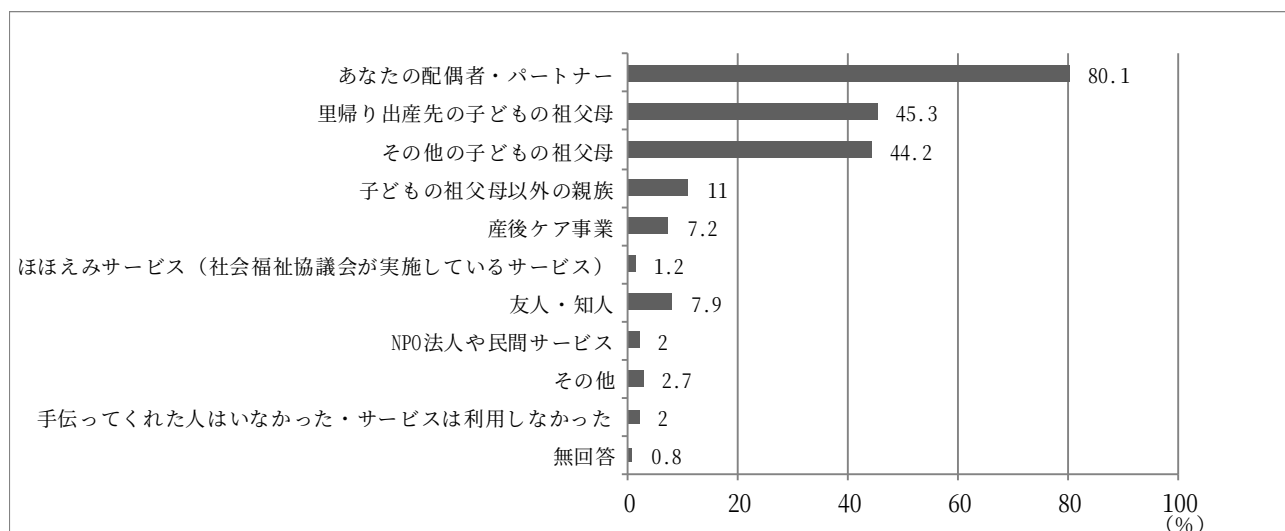
一方で、若い世代の妊娠・出産も一定割合見られ、妊娠や出産の知識不足から生じるリスクへの対応も求められています。妊婦の年齢や状況に応じた支援が必要となっています。

不妊等に係る相談等も含め、妊娠・出産・子育て期の養育環境をきめ細かく把握し、ライフステージ、家庭環境、子どもの発達等に応じた支援に早期につなげるトータルケア体制を充実する必要があります。地域で連携して、子育て支援のネットワークを強化することで育児の不安や困難さに伴うストレスを軽減し、子育て家庭が妊娠や出産、育児に喜びを感じられるように支援を進めることが重要です。

【母親の第1子出産年齢の割合(健康福祉部統計)】



【出産直後に子育てや家事を手伝ってくれた人等の有無＜複数回答＞】



□ 目指す姿

- ・ 妊娠期からの切れ目ない支援により、妊娠期間をすこやかに過ごすとともに、安心して出産に臨むことができます。
- ・ 育児不安の解消に向けた予防的支援を行い、育児の不安や困難さに伴うストレスが解消され、肯定感を持って子育てをしています。

□ 目標達成に向けた主な取組み

(1) 妊娠期からの切れ目ない相談・支援機能の充実

①妊娠・出産・子育てトータルケア事業の推進（★1）

【すこやか福祉センター、子育て支援課】

地域における保健福祉の総合支援体制を担うすこやか福祉センターは、（仮称）総合子どもセンターと連携し、妊婦や子育て家庭の健康と養育環境を把握するとともに、妊娠前から出産育児期へと切れ目のない相談・支援を行います。

さらに医療機関、幼稚園、保育施設、児童館、子育てひろば等と連携し、妊娠・出産・子育て支援に関する支援を行います。

また、妊娠期からの情報を一元管理するシステムを検討し、身近な地域で一貫した支援が行えるよう、コーディネート機能を強化します。妊婦とその家族を対象とした育児講習会等を実施し、はじめての出産・育児への不安解消を図ります。

ア 産前支援

妊娠届を提出した妊娠 20 週以降の妊婦及び支援を必要とする産婦を対象に個別の支援プラン（かんがるープラン）を作成し、必要な支援へとつなげます。

イ 産後支援

こんにちは赤ちゃん訪問（乳幼児全戸訪問事業）を出産後早期に実施し、新生児のいる家庭の養育環境等を把握するとともに、相談や子育て支援サービスに関する情報提供を行います。継続的な支援が必要な家庭に対しては、地区担当保健師の専門的なフォローアップを実施し、相談・支援を行うとともに、地域の関係機関と連携しながら支援していきます。

出産後間もない時期に、助産院等への宿泊を利用して母親への心身のケアや育児指導等を行うショートステイ事業、日帰りで実施するデイケア事業、育児援助や母親に対するケアを行う支援者を居宅に派遣するケア支援者派遣事業を実施します。また、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、産前・産後において体調が悪い時に、家事支援者を派遣する妊産婦のための家事支援事業を実施します。

②妊娠期における健康診査や保健指導（★2） 【すこやか福祉センター、子育て支援課】

全妊婦を対象に、14 回分の妊婦健康診査受診票を交付し、一定金額を上限として助成します。また、歯科疾患にかかりやすい妊婦や産後 1 年までの産婦を対象とした歯科健康診査と保健指導を区内の指定医療機関において無料で行います。

③妊娠を望む区民への相談・支援

【すこやか福祉センター、子育て支援課】

すこやか福祉センターや子ども総合相談窓口での相談事業の充実を図ります。

さらに、専門医による不妊相談やピアカウンセラー相談会などにより、妊娠を望む区民へのきめ細かい支援を行います。

また、不妊検査や特定不妊治療に係る費用の一部を助成することで、妊娠を望む区民が積極的に不妊治療に取り組めるよう支援します。

④若年層を対象とした妊娠・出産等に対する理解促進

【子育て支援課】

結婚・妊娠・出産・育児について身近に考えることができるよう、区内の中学校、高校、大学や保護者等を対象としたライフプラン講座や成人のつどい等での啓発を行い、結婚や妊娠・出産を意識したライフデザインへの理解促進を図ります。

⑤育児不安・困難を抱える母親に対する取り組み

【すこやか福祉センター】

育児不安・困難を抱える母親のグループミーティングや医師や保健師等の専門職員による相談事業を行います。また、こんにちは赤ちゃん訪問時と3か月児健康診査時に、産後うつアンケート（母親のメンタルアンケート）を行い、ハイリスク者（産後うつ病になるリスクが高いと思われる母親等）には保健師による個別相談及び心理相談員、医師による専門相談により、母親への支援を実施します。

⑥地域における包括的な子育て支援ネットワークの強化

【育成活動推進課、すこやか福祉センター】

児童館を拠点として、地域で子育てひろば事業を実施する団体や子育てグループ等の育成を推進するとともに、子育て支援のネットワークを強化するなど、子どもと子育て家庭の課題、情報を地域の中で共有し、解決に向けた取り組みを進めます。

学校や次世代育成委員、青少年育成地区委員会や民生・児童委員、町会、自治会などの地域の力を活用し、地域全体で連携を図りながら子どもを支える環境づくりを推進していきます。

成果指標と目標値

指標	平成 28 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和 6 年度 目標値
《指標 1》 3 か月児健康診査での産後うつアンケートにおけるハイリスク者の割合	7.9%	8.0%	減少

★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第 4 章（68 ページ～）において、需要見込みと確保方策を定めています。

〈目標 I 取組みの柱 1 における子ども・子育て支援法に定められている事業〉

★1 利用者支援事業【74 ページ】、地域子育て支援拠点事業【75 ページ】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）【77 ページ】

★2 妊婦健康診査【76 ページ】

取組みの柱 2 子どもの健康増進

現状と課題

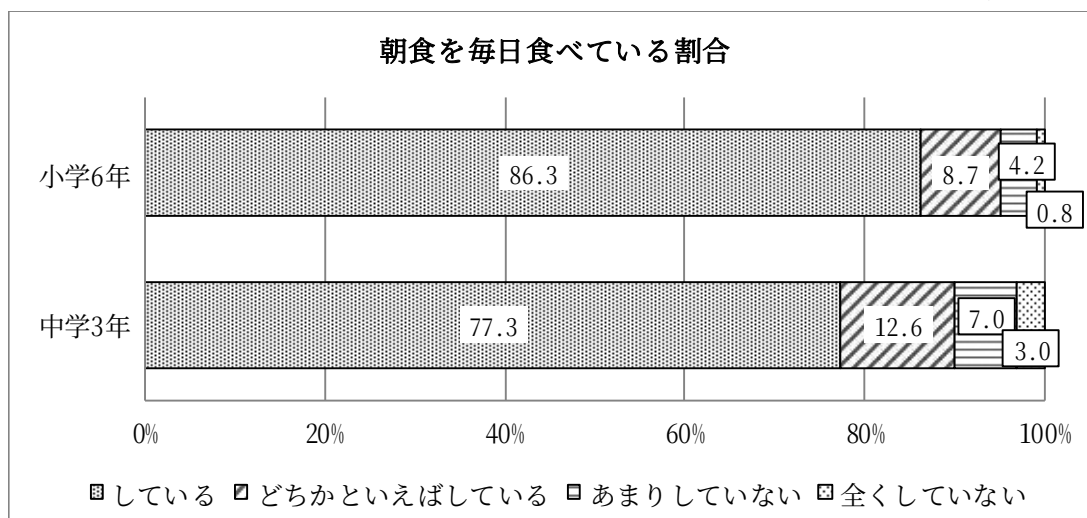
健康・体力の維持・増進は、子どもたちがすこやかに成長・発達し、将来自立して幸せな生活を営んでいくためには欠かせません。特に子どもたちの生活習慣は、将来の生活の基礎となり、生涯にわたる健康づくりの基盤を築くうえで大切です。

近年、朝食の欠食率の高さや就寝時刻の遅さなどの生活習慣の乱れによる子どもたちの健康状態の悪化が懸念され、子どもの生活習慣の改善が求められてきています。特に食生活については、食をめぐる環境の変化に伴って、食に対する意識や理解が薄れつつある状況です。このため、食事の大切さを認識し、食に対する安全や栄養等の正しい知識と習慣を身につけることが必要です。そのほか、アレルギー疾患や麻しん等の感染症をはじめ、子どもの健康に関する課題が社会的にも問題になっています。

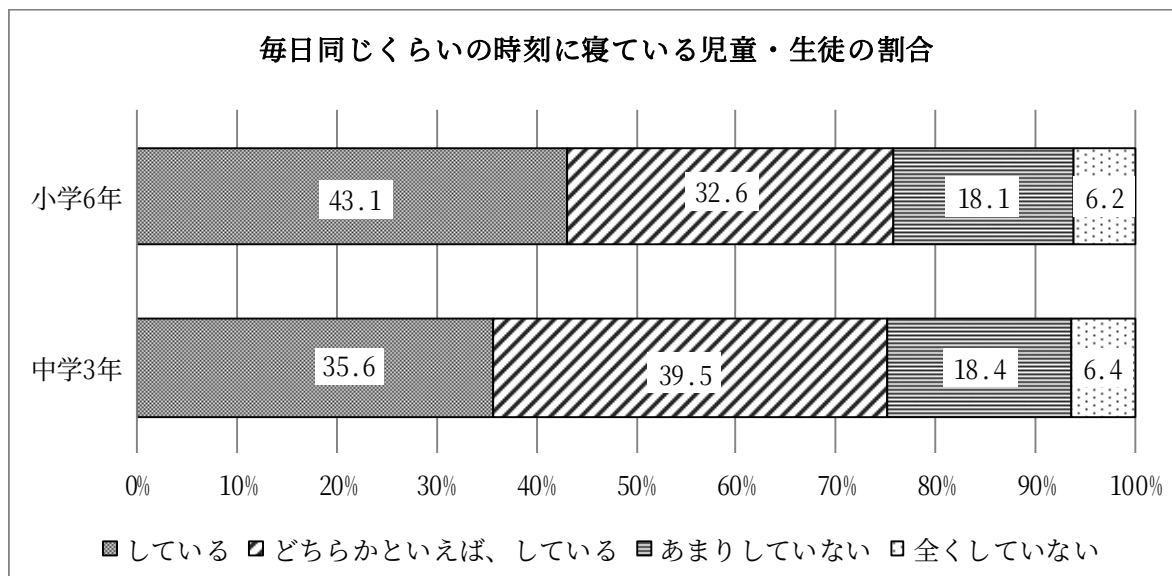
そこで、乳幼児健康診査の結果などから、子どもたちの健康上の問題を早期に発見し、早期治療に結びつけ、子どもの健康を向上させることが必要です。また、健康について適切な情報を提供することで、保護者も子どもも健康に対する知識を深め、健康づくりの大切さを認識し、子育て家庭が自主的に健康管理を行っていくことが大切です。

体力はすべての活動の源であり、人の成長・発達を支える重要な要素です。乳幼児の運動遊び、休み時間や放課後の外遊びなどの運動習慣を形成する日常的な取組みに加え、オリンピック・パラリンピック教育の推進等により、子どもたちが運動に親しむ態度を育てていくとともに基礎体力の向上につなげることが重要です。

【区における朝食を毎日食べている児童・生徒の割合（平成 30 年度全国学力・学習状況調査）】



【区における毎日同じくらいの時刻に寝ている児童・生徒の割合（平成 30 年度全国学力・学習状況調査）】



【乳幼児健康診査における各健康診査結果（地域支えあい推進部統計）】

健康診査名	項目		平成 28 年度		平成 30 年度	
3 か月児健康 診査	受診者数（受診率）		2,599 人（95.3%）		2,448 人（97.4%）	
	有所見率		45.7%		54.2%	
	所見内容の 割合	1 位	皮膚	14.7%	皮膚	16.9%
		2 位	発育	7.5%	四肢	8.0%
		3 位	発達・神経	5.7%	発達・神経	7.0%
3 歳児健康診 査	受診者数（受診率）		1,997 人（96.1%）		2,196 人（95.6%）	
	有所見率		47.2%		49.5%	
	所見内容の 割合	1 位	眼	15.5%	日常習慣	22.0%
		2 位	言語	9%	言語	11.3%
		3 位	耳鼻・咽喉	8.8%	眼	8.4%
3 歳児歯科健 康診査	受診者数（受診率）		1,989 人（95.8%）		2,296 人（95.4%）	
	う歯罹患率		11.8%		9.1%	

□ 目指す姿

- ・健康づくりに関する必要な支援を受け、健康に対する理解や健康づくりの大切さを認識するとともに、子育て家庭が自主的に健康管理を行いながら、健康で安全な生活を送っています。

□ 目標達成に向けた主な取組み

（１）子どもの健康管理の充実

①乳幼児健康診査後におけるかかりつけ医との連携強化 【すこやか福祉センター】

乳幼児健康診査を実施し、子どもの疾病や障害の早期発見、早期治療に結びつけ、子どもの健康の向上を目指します。また、育児不安などの相談に応じ、必要な場合は継続的な支援を行います。さらに、子育て支援サービスの情報を提供するなど地域の関係機関と連携した乳幼児健康診査の充実を図ります。

②子どもの歯と口の健康づくり 【すこやか福祉センター、子育て支援課】

歯科健康診査を実施するとともに、関係機関との連携を進め、口腔機能の育成期となる乳幼児期の子どもの歯と口の健康づくりを推進していきます。

子どもの口腔機能の発達や口腔のケアなどについて相談できる「かかりつけ歯科医」を持つよう、妊産婦歯科健康診査等により啓発を行います。

また、正しい歯磨き習慣や甘味飲料の摂取に関する正しい知識の普及を図るなど、生活習慣改善の指導や歯科健康教育、個々の状況に応じた相談を行います。

③感染症等の予防対策

【すこやか福祉センター、保健予防課】

保護者が予防接種の受診について適切に判断できるよう、こんにちは赤ちゃん訪問時などに基本的な情報を提供し、予防接種を勧奨します。

また、MR（風しん・麻しん）の接種期間を過ぎてしまった場合の予防接種費用、及び任意予防接種である流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン、ロタウイルスワクチン、インフルエンザワクチン接種の費用を助成し、発病や重症化、流行の拡大を防止します。

④アレルギーへの対応

【すこやか福祉センター、学校教育課、指導室、保育園・幼稚園課】

乳幼児を持つ保護者を対象に喘息やアレルギー疾患の予防についての教室を開催します。

また、保育施設や小・中学校での給食については、保護者や医師等からの情報を確実に共有し適切に対応することで、食物アレルギーによる事故を防止します。

（２）健康づくりのための生活習慣確立に向けた支援

①就学前教育・保育施設等での取組みを契機とした運動習慣・身体づくり

【保育園・幼稚園課、指導室】

子どもの運動能力の維持・向上に寄与するため、子どもたちが身体を活発に使う遊びの楽しさを学べるよう、区の子どもの実態調査に基づき策定した「中野区運動あそびプログラム」の幼稚園、保育施設への普及を図ります。

また、乳幼児期からすこやかに成長・発達できるよう、「中野区運動遊びプログラム」につながる０歳から３歳を対象とした「乳児期からの運動あそび」についても、保育施設だけでなく家庭への普及を進めていきます。

②健康的な生活習慣の確立、体力向上に向けた取組み

【指導室、学校教育課、スポーツ振興課】

学校における体育・健康に関する指導の充実を図り、健康的な生活習慣の確立を目指します。特に、児童・生徒の体力については、体力調査を毎年実施し、各学校において策定・実施している体力向上プログラムを改善し、体力向上に向けた指導の工夫に活かしていきます。

また、休み時間や体育の時間などで教員と児童が一緒に体を動かしたり、放課後の外遊びを推進したりするなど、遊びを通じた体力づくりに取り組んでいきます。

子どもの体力や規則正しい生活習慣の重要性についての理解や認識を深めてもらうために、親子で楽しめるスポーツ・運動教室等の実施を通じて保護者への啓発を図ります。

③食生活習慣の改善、生活習慣病予防に向けた取組み

【すこやか福祉センター、学校教育課、指導室】

すこやか福祉センターにおいて、離乳食講習会や食育関連事業をはじめ、健康づくりを推進するための講習会等を実施し、栄養改善の知識の普及と食生活習慣の改善の支援を図ります。

小・中学校においては、学校給食で食に対する指導を行うとともに、教科や学校行事等の年間指導計画に食育を位置付けて推進します。

また、中学生に実施している生活習慣病予防健診の結果を活用し、生活習慣に関する意識改善に繋がっていきます。

④「東京 2020 レガシー」に基づく体力向上・運動習慣形成の取組み

【指導室、保育園・幼稚園課】

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機とした取組みを通じ、子どもたちの体力向上や、日常的な運動習慣の定着を図ります。また、大会開催後も、レガシーとして、子どもたちが運動に親しむとともに、体力向上を自らの課題として取り組んでいこうとする態度を育てます。

成果指標と目標値

指標	平成 28 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和 6 年度 目標値
《指標 1》 3 歳児健康診査における「う歯」（むし歯）罹患率	11.8%	9.1%	減少
《指標 2》 生活習慣病予防健康診査（中学校 1 年生）における要指導生徒の割合	26.9%	19.8%	15.0%

取組みの柱 3

子どもへの虐待の未然防止と適切な対応

現状と課題

虐待を引き起こす要因は、子育てに関する不安や悩みだけでなく、配偶者からの暴力によるもの、保護者の疾病によるものなど複雑化しています。

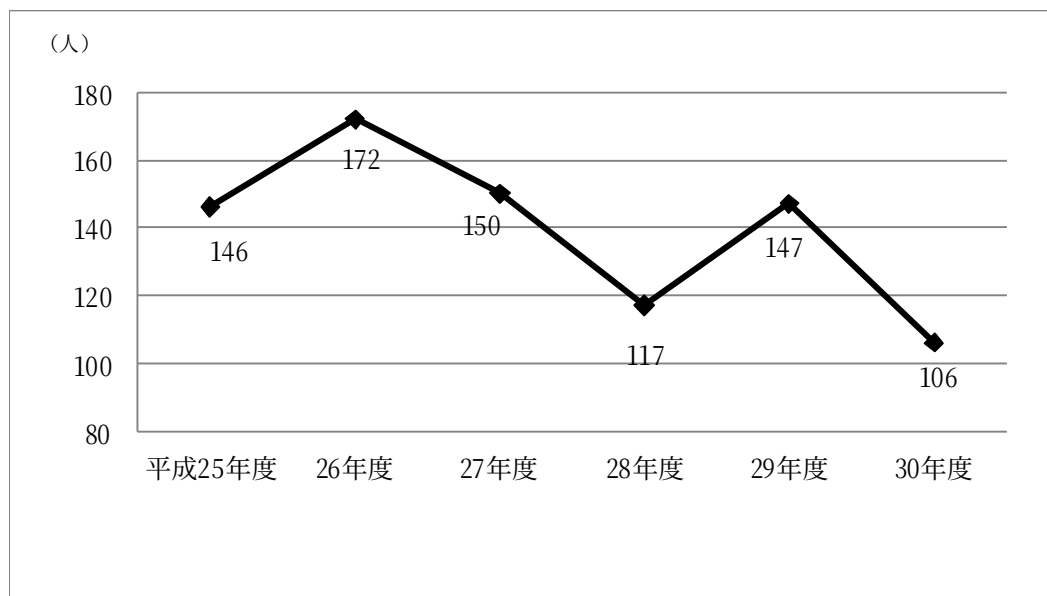
虐待を未然に防ぎ、早期対応を図るためには、妊娠期から、養育状況等を把握し、母親の育児不安の早期解消や養育支援を行うことが必要です。特に、支援が必要となる子育て家庭については、妊娠期からの関わりも必要であり、行政や関係機関によるアプローチが非常に重要です。

一般世帯に占める核家族世帯の割合は依然として高く、近隣関係の希薄化ともあわせて、子育て家庭が孤立しやすく、子育てに対する不安を感じやすい状況にあります。

区における虐待対応人数は、例年 100 人を超えています。児童虐待の現状を踏まえ、よりきめ細やかな対応を図ることができるよう、児童相談所の設置に向けて、関係機関との連携強化や専門員の巡回支援により地域全体の対応力強化を進め、一貫した児

童相談・支援体制を構築し、より一層虐待への対応を強化することが求められています。

【子ども家庭支援センターにおける虐待対応人数の推移(子ども教育部統計)】



■ 目指す姿

- ・ 出生後間もない乳児期における育児相談の体制と訪問活動の充実により、保護者の孤立感や子育てに対する不安が解消しています。
- ・ 乳幼児健康診査などあらゆる機会において虐待が早期に発見され、適切かつ迅速な対応により子どもが守られています。

■ 目標達成に向けた主な取組み

(1) 虐待の未然防止、早期発見・対応に向けた施策の充実

① 虐待の未然防止と早期発見

【育成活動推進課、すこやか福祉センター、子ども家庭支援センター】

妊娠・出産・子育てトータルケア事業の推進やこんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査など、子育て家庭と接するあらゆる機会の活用や子ども施設との連携により、子育て家庭の状況を把握し、適切な相談・支援につなげていきます。

特に乳幼児健康診査未受診の家庭などについては、家庭訪問などを行い、子育て家庭の状況把握や所在不明の子どもの把握に努めます。

すこやか福祉センターや児童館など、子育て家庭の親子が集える身近な場で地域子育て支援拠点事業を実施し、保護者が交流できる場を提供するとともに、子育て相談や子

育てに関する講座等を実施することで、子育て家庭の孤立感や子育ての負担感の解消を図ります。すこやか福祉センターと子ども家庭支援センターとの連携を強化し、継続的に支援を必要とする家庭の早期発見に努め、個別相談・支援を行います。

②虐待防止・早期発見のための広報活動の充実

【子ども家庭支援センター】

子どもへの虐待防止・発見につなげるため、子ども自身や保護者、区民に対する啓発を継続的にを行います。

③養育支援訪問事業（★4）

【すこやか福祉センター、子ども家庭支援センター】

養育支援が特に必要と判断された世帯を保健師等が訪問して子どもの養育に関する指導・助言を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣して養育環境の維持・改善を図ります。

④虐待対応体制の推進（★5）

【すこやか福祉センター、子ども家庭支援センター】

子ども家庭支援センターに配置している虐待対策コーディネーター^{※1}により、関係機関との連携強化及び虐待対応ケースの進行管理を行います。保育施設等職員への保護者支援の研修、児童相談所への職員派遣研修を実施し、職員の虐待対応力・相談能力の向上を図るとともに、児童相談所設置に向け、障害や非行など子どもや子育てに関するあらゆる相談に対応できるよう、人材の確保と育成を行い、虐待に対する取組みの強化を図ります。

⑤虐待防止ネットワークの充実（★6）

【子ども家庭支援センター】

民生・児童委員、医療機関、警察、社会福祉協議会等から構成される中野区要保護児童対策地域協議会の体制を強化し、幼稚園、保育施設等関係機関との連携を強化することで、支援が必要な家庭の把握に努め、子どもへの虐待の未然防止に取り組むとともに、要保護児童を早期に発見し、迅速かつ適切な支援を行います。

⑥子ども期から若者期における総合的な支援体制の構築

【子ども家庭支援センター】

子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施するため、（仮称）総合子どもセンターの開設に向けた準備を進めます。

（仮称）総合子どもセンターは、区が設置する児童相談所を含む施設です。これにより、現在子ども家庭支援センター、すこやか福祉センターが連携して実施している子どもや家庭への支援に加え、必要に応じて、介入・措置等の専門的アプローチも一体的に行えるよう、体制の充実を図ります。

また、虐待等専門相談、教育相談、若者支援機能を併せ持ち、併設する適応指導や就学相談機能との連携を図ります。

^{※1} 虐待対策をより円滑に進めるため、子ども家庭支援センターに配置され、センターの組織的な対応力の強化と関係機関との連携促進を行う職員。

⑦育児不安・困難を抱える母親に対する取組み（Ⅰ－１再掲）

⑧DV、デートDV根絶に向けた啓発

【企画課】

公共施設等への「DV相談先カード」の配付や、窓口等における「職員向け被害者支援ガイドブック」の活用等により、子どもへの虐待につながりやすいDVの防止、早期発見及び適切な対応を図ります。

児童・生徒には、学校向けデートDV防止出張講座を行い、いじめや心の在り方、人間関係等について考え、自他を尊重する意識を学ぶことで、交際相手からの暴力（デートDV）根絶の契機とします。

成果指標と目標値

指標	平成 28 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和 6 年度 目標値
《指標 1》 1 年間に新たに発生する虐待の件数	47 件	53 件	減少
《指標 2》 子育てに困難さを感じている乳幼児の 保護者の割合	-	14.5%	13.5%

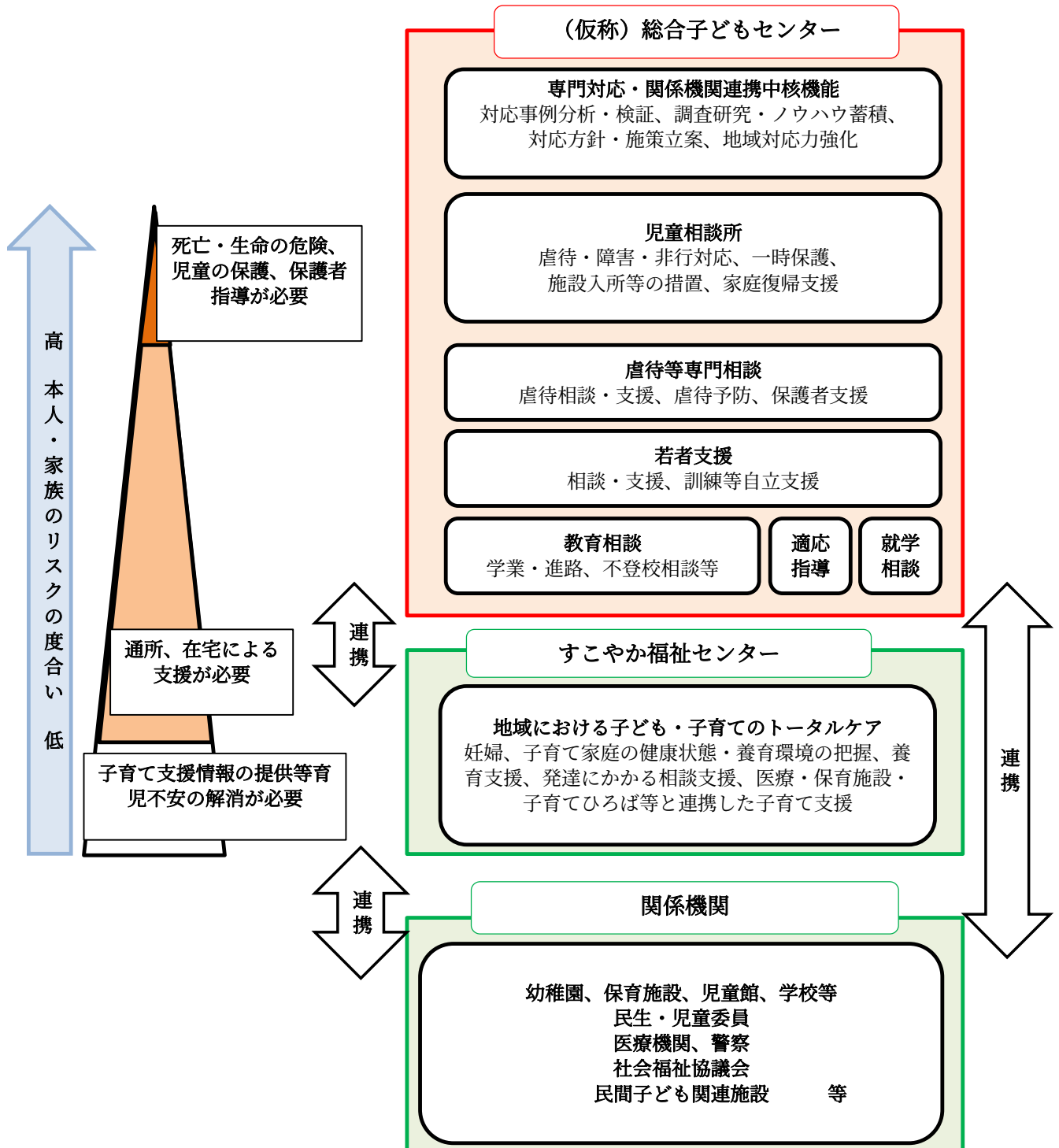
★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第 4 章（68 ページ～）において、需要見込みと確保方策を定めています。

〈目標Ⅰ 取組みの柱 3 における子ども・子育て支援法に定められている事業〉

★4・5・6

養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）【78～79 ページ】

(仮称) 総合子どもセンターの機能イメージ



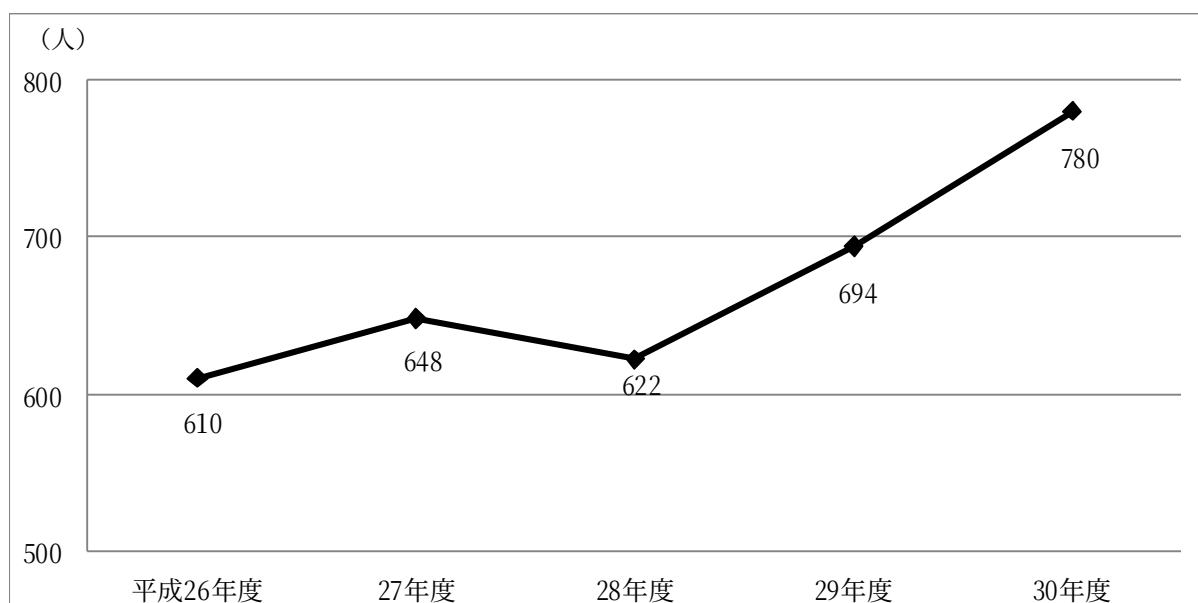
現状と課題

すこやか福祉センターを中心に、妊娠期から子育て相談、発達支援相談等を実施しており、発達支援相談件数は近年継続して増加しています。保育施設や幼稚園、小・中学校、学童クラブにおいても、それぞれの子どもに応じた支援が必要となっています。

子どもや家族の状況に応じた適切な支援を進めるため、障害児通所支援事業所や相談支援事業所等、サービス提供事業所の質・量を確保するとともに、保育施設や幼稚園、学校等における受け入れ促進や支援の充実が求められています。

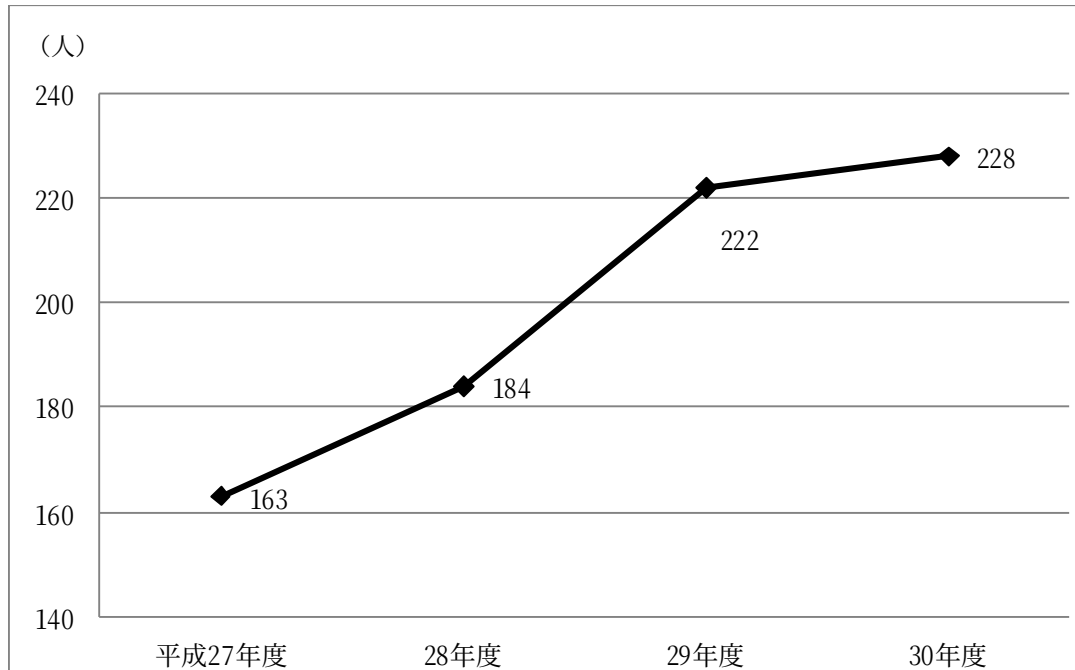
障害や発達に課題がある等支援を必要としている子どもが、住み慣れた地域ですこやかに成長していけるよう、支援の充実とともに、地域全体において特別な支援を必要としている子どもへの理解や知識の浸透を図っていく必要があります。

【療育センターアポロ園・療育センターゆめなりあによる保育施設等巡回訪問支援対象児童数の推移(子ども教育部統計)】

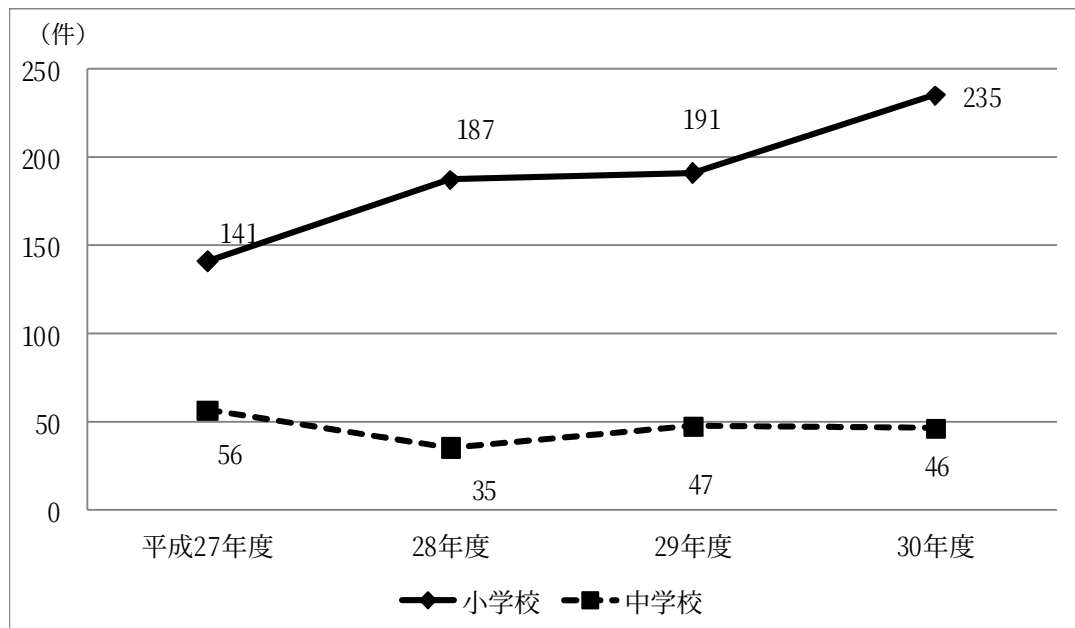


※療育センターゆめなりあは平成28年9月開設に伴い実施

【区内学童クラブにおける特別な支援が必要な児童受入人数の推移(子ども教育部統計)】



【区の就学相談(就学・転学・通級)件数の推移(教育委員会事務局統計)】



目指す姿

- ・ 障害の特性に応じた支援とともに、成長過程に沿った継続的な支援の充実や環境整備が行われ、身近な地域で一貫した療育支援を受けています。

目標達成に向けた主な取組み

(1) 成長過程に応じた切れ目のない一貫した支援体制

①早い段階からの気づきのための相談体制の充実

【すこやか福祉センター、子ども特別支援課、保育園・幼稚園課】

すこやか福祉センターにおいて、発達心理など専門職による保護者への相談支援を充実します。

また、保護者や保育施設等が早い段階から発達支援の必要性に気づくことができるよう必要な支援を行います。

②ライフステージに応じた切れ目のない支援

【すこやか福祉センター、子ども特別支援課、指導室、子育て支援課、育成活動推進課、保育園・幼稚園課、障害福祉課】

(仮称)総合子どもセンターが中心となり、保育施設、幼稚園、学校、児童館、医療・福祉・地域等の関係機関による連携会議を実施するなど、適切な支援を提供できる体制の整備を図ります。

就園・就学等のライフステージごとに応じて切れ目なく一貫・継続した支援を実施するため、効果的な関係機関の連携による情報共有等、移行連携の仕組みを整備するとともに、中学校卒業以降についても移行支援の仕組みを構築します。

また、適切な就園先や就学先を決定できるよう、心理士等の専門的知見に基づいた相談を実施します。

③家族への支援

【すこやか福祉センター、子ども特別支援課】

子どもの障害や発達に不安や戸惑いを感じる保護者をはじめ、家族に寄り添い安心できる環境を整えます。学校等教育機関や相談支援機関は連携して、卒業後まで見据えた地域での生活、就労等に向けた相談等の支援を行っていきます。さらに、保護者同士がつながることができる機会の提供やペアレントメンター^{*2}の活用等の取組みを進めます。

(2) 専門的な支援の充実と質の向上

①サービス提供事業所の質の向上

【子ども特別支援課】

区内の児童発達支援^{*3}事業所や放課後等デイサービス^{*4}事業所、相談支援事業所の知識や技術の向上のために、実務研修や事例検討会等、実践的な取組みを行っていきます。

サービス利用のための計画の作成が必要な子どもに対して、専門性を持った事業者による支援計画作成を進めます。

②重層的な地域支援体制の構築

【すこやか福祉センター、子ども特別支援課】

(仮称)総合子どもセンターを核とし、地域における保健福祉の総合支援体制を担うすこやか福祉センターや、療育の専門機関である区立障害児通所支援施設との機能連携により重層的な地域支援体制を構築します。

③給付サービス等の支援の充実 【子育て支援課、子ども特別支援課、障害福祉課】

指定医療機関において機能の回復に必要な医療の給付（育成医療給付）、ホームヘルプ、短期入所など障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付（介護給付・訓練等給付）や児童福祉法に基づく児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業などの障害児通所支援給付を行います。また、緊急一時保護事業や、通学の移動支援事業（地域生活支援事業）も実施します。

（３）地域社会への参加や包容の推進

①地域生活における支援の充実

【育成活動推進課、指導室、子ども特別支援課、保育園・幼稚園課】

幼稚園、保育施設、学童クラブ等における特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するため、介助のための職員配置や、一人ひとりに効果的な支援を行うため、就園にあたっての相談支援を強化するなど、新たな支援体制を整えます。

医療的なケアが必要な子どもについても、認可保育所や幼稚園、学校等における受入れ促進や居宅訪問型保育事業の実施など支援の充実を図るとともに、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が支援内容等について検討・協議する連携会議等を設置するなど支援体制の拡充を図ります。

さらに、療育センターアポロ園及び療育センターゆめなりあによる巡回訪問指導や研修等の取組みにより教職員の理解促進、知識や対応力の向上に努めていきます。

②特別支援教育の充実

【指導室、子ども特別支援課】

全区立小学校に設置した特別支援教室^{※5}における巡回指導を行うとともに、中学校への特別支援教室の導入を進めます。

また、障害の有無に関わらず全ての子どもたちが、相互に個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、教員、児童・生徒や保護者等が障害の特性や特別支援教育の目的、支援内容等の理解を深められるよう取組みを進めます。

③地域社会の障害理解促進や啓発

【指導室、子ども特別支援課、保育園・幼稚園課】

全ての人が地域でともに生活していくために、地域社会が子どもの発達特性の理解を深め、具体的な配慮や支援が実行できるよう、保育や教育の中での対応、区民講演会、研修、パンフレット等の活用、関係機関連携等により具体的な取組みを進めます。

成果指標と目標値

指標	平成 28 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和 6 年度 目標値
≪指標 1≫ 発達に支援を必要とする児童が、適切な相談・支援が受けられたと考える保護者の割合	63.2%	83.3%	100%
≪指標 2≫ 発達の心配があっても、安心して保育園や教育施設などに子どもを通わせている保護者の割合	92.0%	87.8%	100%

※² 同じ障害のある子どもを育てる保護者が相談相手となること。

※³ 障害や発達に課題のある未就学児を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能付与、集団生活への適応訓練等を行う。

※⁴ 学校に就学している障害や発達に課題のある児童につき、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

※⁵ 通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な支援や指導を必要とする児童・生徒に対し、教員が巡回して指導を行うための教室。

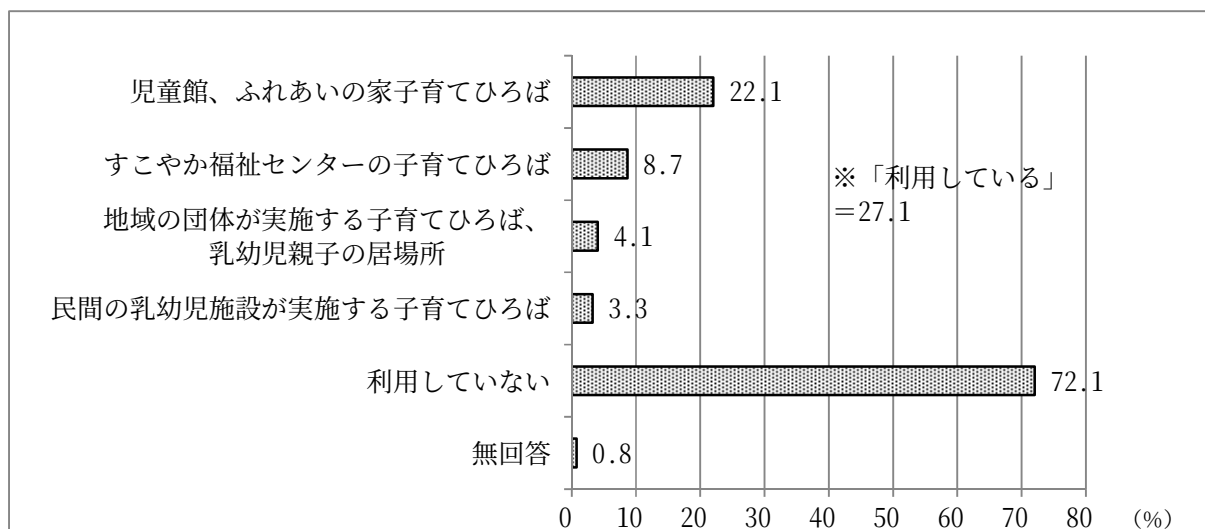
現状と課題

少子化の進行とともに、兄弟姉妹の数も少なくなり、乳幼児とふれあう機会や子育ての知識を学ぶ機会が不足しています。そのため、育児体験に恵まれないまま親になる人が少なくありません。次代の親となる若い世代の人々が、子育ての楽しさや喜びを体験する機会が増え、経験を通じて、子どもを産み育てることの意義や家庭の大切さについての理解を深めることが不可欠です。

家庭は子どもにとって生活の場であり、基本的な生活習慣や倫理観などを身につける場です。母親のみならず、父親も含め家庭が確かな養育力を身につけ、自信と責任感を持って子どもを育てられるよう、ワーク・ライフ・バランスが図られた雇用環境の整備とともに、子育て中の親に対する学びの場の提供や在宅育児家庭への支援の充実が求められます。

また、家庭の子育て力の向上のためには、子育てに関わる情報提供の充実が不可欠です。子育て家庭の生活スタイルにあった情報媒体とともに、多様な媒体を活用して、子育て家庭のニーズに対応した十分な情報を提供していく必要があります。

【子育てひろばの利用状況】



目指す姿

- ・子育てに関する十分な情報と学習の機会が提供され、親は子育てについての責任を自覚するとともに、子どもの成長に喜びを感じながら子どもを育てています。
- ・体験や学習の機会が提供され、次代の親となる人々は、子育ての意義や家庭の大切さに対する理解を進めています。

目標達成に向けた主な取組み

(1) 子育て支援情報の提供体制の充実

①さまざまな情報媒体を使用した子育て支援情報の提供

【子ども・教育政策課、子育て支援課】

子育て支援ハンドブックの内容を充実し、子育て中の保護者やこれから出産を迎える区民が必要とする情報を提供します。また、民間事業者や自主団体の活動内容もあわせて掲載することにより、団体活動の支援も行います。

妊娠・出産・育児に関するアドバイスなどの情報を、妊娠期や出産後の子どもの月齢・年齢に合わせてメール配信し、妊娠中から母親やその家族を支援します。また、区内で実施する子育て支援活動やイベント、認可保育所等の入園や区の子育て支援情報など子育て家庭が必要とする情報を定期的に提供します。さらに、区ホームページのコンテンツとしてデジタル地図内に区施設情報などを表示し、子育て家庭の外出を支援します。

これらの配信内容の充実のほか、多言語化への検討を進めます。

②在宅乳幼児の保護者を対象とした保育施設や幼稚園での子育て支援事業

【保育園・幼稚園課】

保育施設や幼稚園で子育て相談や子育て教室を実施し、育児のノウハウを在宅乳幼児の保護者に提供し、育児不安の解消等子育て支援を行います。

③乳幼児とのふれあいや交流の推進 【指導室、保育園・幼稚園課、育成活動推進課】

認可保育所での中高生の乳幼児保育体験や幼稚園での小学生と園児の交流、区立中学校でのふれあい体験を実施し、命の尊さや心身の発達に関する知識を学ぶことで将来の子育てに対する期待や意欲を育みます。

④すこやか福祉センターにおける親の学びの場の提供

【すこやか福祉センター】

子育て中の親に学びの場を提供し、抱えている悩みの軽減や参加者相互の交流を図ります。グループ討議を中心にした参加型講座を行うほか、子どもの成長に合わせた子育てや遊びの工夫などについて学びます。

⑤ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の促進

【企画課】

ワーク・ライフ・バランスという考え方を浸透させるため、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講演会や区内事業主への働き方の提案研修などを行います。

⑥保護者同士の交流や相談事業の充実（地域子育て支援拠点事業の拡充）（★7）

【育成活動推進課、すこやか福祉センター】

子育て家庭の親子が集える身近な場において地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）を実施するなど、子育て家庭が交流や子育ての相談を気軽に行える環境を整えます。

さらに、児童館を拠点として、地域で子育てひろば事業や乳幼児親子の交流事業を実施する団体の情報の収集や共有、コーディネートなどにより事業間の連携を図り、子育て支援ネットワークを強化するなど、子育て家庭の孤立感や子育ての負担感の解消を図る取組みを進めます。

成果指標と目標値

指標	平成 28 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和 6 年度 目標値
≪指標 1≫ 子育てに肯定感を持つ中高生等の割合	84.2%	90.6%	93.0%
≪指標 2≫ 大きな戸惑いを感じることなく、子育てをしている保護者の割合	87.7%	85.9%	100%

★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第 4 章（68 ページ～）において、需要見込みと確保方策を定めています。

〈目標 I 取組みの柱 5 における子ども・子育て支援法に定められている事業〉

★7 地域子育て支援拠点事業【75 ページ】

目標Ⅱ 充実した教育や支援に支えられる子育て家庭

取組みの柱

- 1 多様で質の高い教育・保育の提供
- 2 ニーズに応じた子育て支援サービスの推進

取組みの柱 1

多様で質の高い教育・保育の提供

現状と課題

少子化の進行により兄弟姉妹の数も少なくなり、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少していることから、集団生活による教育・保育は子どもの育ちにとって大切な経験となります。

幼稚園、認定こども園、保育施設がそれぞれの役割を十分に発揮できる環境整備とともに、幼児教育・保育の無償化に伴う保育ニーズの動向も踏まえ、公立・私立の区別なく、中野のすべての子どもたちが質の高い教育・保育を受けられるよう、就学前教育の充実を図っていく必要があります。

◆幼児教育の現状と課題

幼児期は健康な体づくり、言葉や表現、基本的な生活習慣、人間形成の基礎や社会性などを身に付け、子どもの心身が急速に成長する時期です。

中野区では3歳児以上の子どものほとんどが、幼稚園、認定こども園、認可保育所などの教育・保育施設を利用しています。

中野で育つすべての子どもに質の高い幼児教育・保育を提供していくため、教育・保育施設は重要な役割を担っています。

近年、発達の遅れや障害により特別な支援が必要な子どもが増加傾向にあります。幼稚園、認定こども園、保育施設での受け入れ体制を整えていくとともに、養護と教育を一体的に展開し、一人ひとりの状況に応じた特別支援教育を提供していくことが必要です。

また、小学校への円滑な接続のためには、乳幼児期から義務教育までの子どもの発達や学びの連続性を見据えた教育が重要です。教育・保育施設と小学校が相互に教育内容や指導方法等について理解を深めるとともに、交流を図るなど、保幼小の連携を

さらに推進し、子どもたちの小学校生活への期待感を高めていくことが求められています。

健康・人間関係、環境、言葉、表現といった視点を大切にして、すべての子どもが経験を積み重ねていく中で、生きる力の基礎を培っていくことが必要です。

◆保育の現状と課題

中野区における保育ニーズは、子どもの人数や共働き世帯の増加などにより、0歳～5歳すべての年齢において、増加傾向にあります。

区では、民間保育施設の新規誘致、区立保育園の建替え・民営化などにより定員の拡大を図ってきましたが、地域によっては依然として待機児童が解消できていないため、さらなる対策が求められています。

また、多様化する保護者の就労形態に対応するため、保育施設における延長保育などさまざまな保育サービスの拡充に努めてきました。

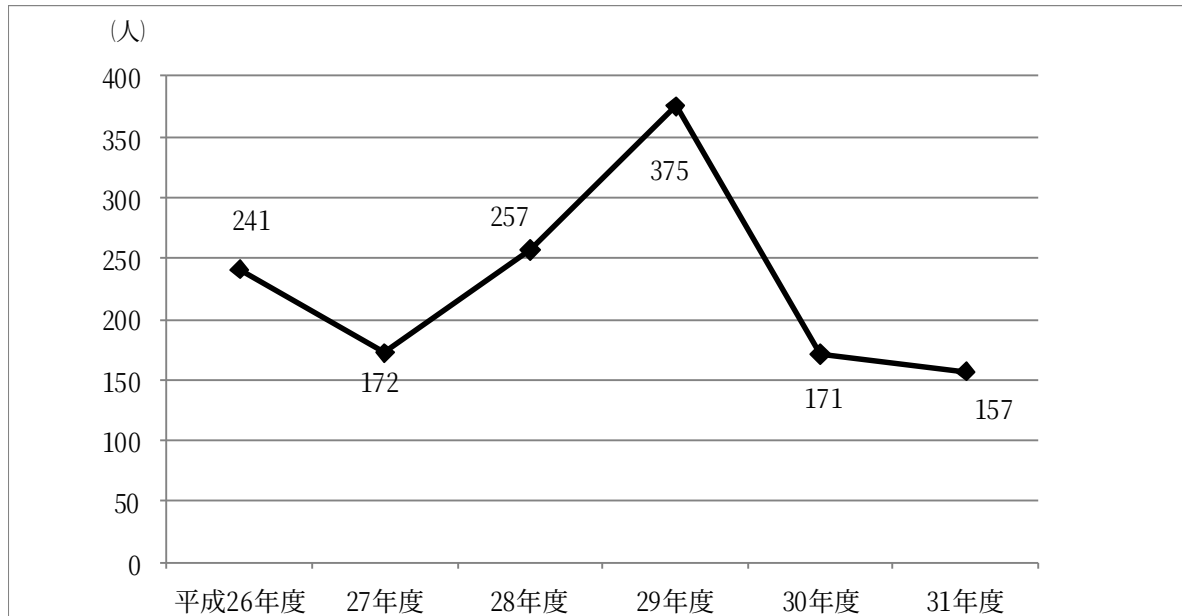
「中野区子ども・子育てアンケート調査」の結果をみると、定期的に利用したいと考える施設や事業では「認可保育所」が57.8%と最も多く、次いで「幼稚園（幼稚園の預かり保育も利用）（36.8%）」「幼稚園（通常の時間のみ）（23.6%）」「認定こども園（保育園枠・長時間利用）（20.0%）」「認証保育所（9.1%）」となっています（複数回答可）。

子育て家庭が多様な選択肢の中から、自らのライフスタイルにあった保育サービスを選び、すべての子どもたちが質の高い教育・保育を受けられるよう、引き続き、環境を整備していく必要があります。

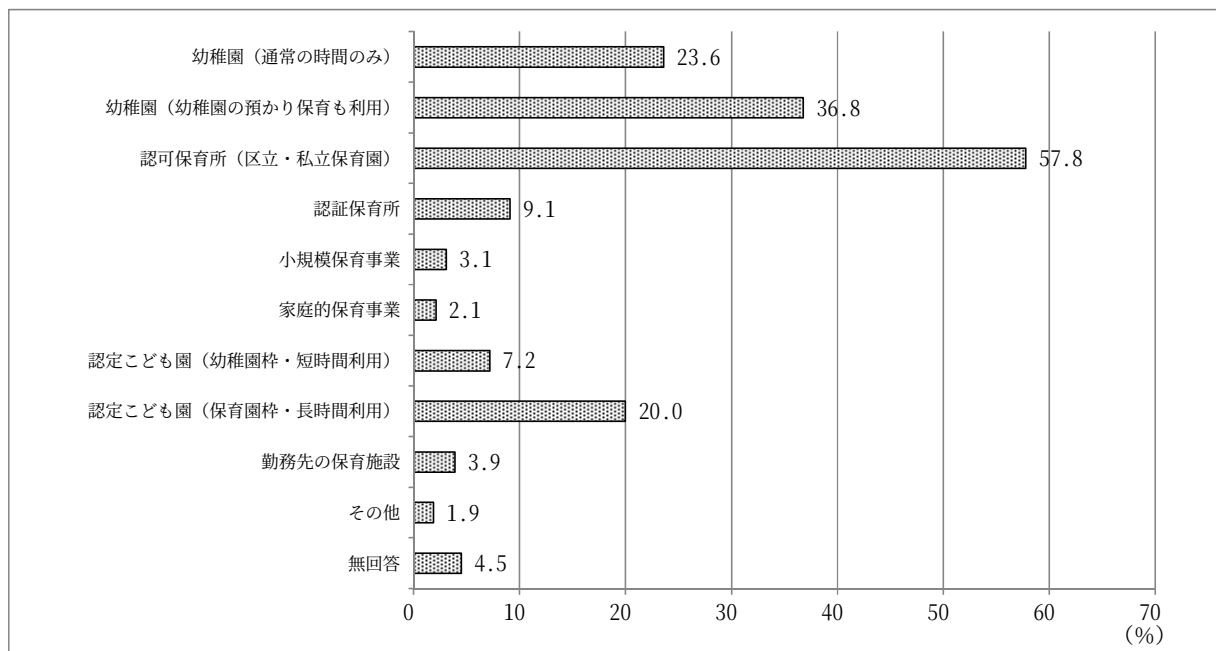
現在、区内のすべての幼稚園が、平日の教育時間前後や長期休業中において預かり保育を実施しています。子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）における、幼稚園型の一時預かり事業を実施し、子育て支援の充実を図っていく必要があります。

これまで、サービスの担い手として、民間活力の導入を進めたことにより、多様な保育サービスが展開され、区民ニーズへの対応が図られてきています。保育の質をより一層向上させるため、職員研修や保幼合同の事例研究等の充実、第三者評価制度、苦情処理制度の仕組みを活用するなど保育環境の適切な整備を進め、民間事業者が質の高い保育サービスを提供できるよう支援を行っています。

【保育所待機児童数の推移（子ども教育部統計）】



【平日の定期的な教育・保育事業の利用意向＜複数回答＞】



目指す姿

- ・子ども一人ひとりが集団生活をとおして、丈夫な体と豊かな心を育んでいます。
- ・多様な保育施設の整備により量的拡大を図ることで、子育て家庭がライフスタイルにあった保育サービスを選択し利用できています。
- ・合同研究や研修の充実により、質の高い幼児教育・保育が確保されています。
- ・幼稚園、保育施設、小学校の連携強化により、小学校教育への円滑な移行が進んでいます。

目標達成に向けた主な取組み

(1) ライフスタイルに応じた教育・保育の選択

①私立幼稚園の一時預かり事業及び預かり保育事業補助（★8）

【保育園・幼稚園課】

子ども・子育て支援事業に基づく幼稚園型の一時預かり事業を推進するとともに、私立幼稚園の預かり保育事業への支援も継続します。

②子育てのための施設等利用給付

【保育園・幼稚園課、子育て支援課、子ども特別支援課】

幼児教育・保育や就学前障害児の発達支援の無償化とともに、新制度に移行していない幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等^{※6}についても保護者の負担軽減を図ります。

③私立幼稚園等保護者への支援

【保育園・幼稚園課】

子育てのための施設等利用給付に加えて、私立幼稚園等を利用する保護者に対して入園料と保育料を補助します。また、新制度へ移行した私立幼稚園等を利用する保護者に対しては、各園が幼児教育の質の向上のために保護者に求める特定負担額について、一定の基準で補助を実施します。

④認可外保育施設保護者への支援

【保育園・幼稚園課】

子育てのための施設等利用給付に加えて、認証保育所等の利用者負担を軽減するため、認証保育所等保護者補助を引き続き実施します。なお、認可外保育施設を利用する保護者については、認可保育施設の利用を希望し、待機している保護者に対して補助を実施します。

⑤区立保育園の民営化による保育環境の整備と定員の拡大（★9）

【幼児施設整備課】

区立保育園の民営化を進め、民間活力を活用し、多様な保育ニーズに対応するとともに定員の拡大を図ります。

⑥認可保育所の誘致（★9）

【幼児施設整備課】

認可保育所を誘致し、地域の保育ニーズに合わせて、適切な整備を進めます。

また、認可外保育施設が認可保育所へ転換する場合に必要な支援を行います。

⑦休日保育

【保育園・幼稚園課】

休日に保護者の就労などにより家庭で保育ができない場合に、認可保育所で保育を行います。

⑧延長保育（★10）

【保育園・幼稚園課】

認可保育所全園のほか、認定こども園や地域型保育事業所にて、保護者の就労状況等による延長保育を行うとともに、今後新たに整備する認可保育所においても実施します。

^{※6} 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート事業

⑨病児・病後児保育、病児対応（ファミリー・サポート事業）（★11）

【子育て支援課】

病気やけがにより集団保育等が困難な乳幼児を日中預かる病児・病後児保育、ファミリー・サポート事業での病児対応を行います。

（２）質の高い教育・保育の提供推進

①教育・保育の質の確保と向上

【保育園・幼稚園課、指導室】

区内の幼稚園、保育施設において、子どもを中心とした教育・保育を計画的かつ確実に提供するための「中野区保育の質ガイドライン」を策定し活用を進めます。

また、職員の能力や専門性の向上を図るとともに、特別な支援を必要とする子どもへ適切な支援を行うため、区内の幼稚園、保育施設への巡回指導や保幼合同の実践的な研究・交流、職員を対象とした研修を充実します。

②指導検査体制の強化

【保育園・幼稚園課】

運営管理、保育内容、会計経理等について、区による指導検査を実施し、必要な助言・勧告又は是正等の措置を講ずることにより、保育施設の適正な運営の確保、保育内容の向上及び事故の未然防止等を図ります。

③義務教育への円滑な接続

【指導室、保育園・幼稚園課】

子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育の連携を推進するための「中野区就学前教育プログラム」の活用を進めるとともに、幼稚園、保育施設から小学校へのアプローチカリキュラム、小学校でのスタートカリキュラムを作成し、園児と児童の交流等を通じて、双方向からの連携を強化し、小学校への円滑な接続を図ります。

④保幼小中連携教育の推進

【指導室】

保育施設と幼稚園、小学校を中心とした保幼小連絡協議会を基盤に連携を進めるとともに、それぞれの教育内容や指導内容について相互理解を深めるなど、保幼小連携を推進します。さらに、幼児期から小・中学校 15 年間の発達、成長を見据えた教育を展開し、それぞれの学校段階への円滑な接続と学びの連続性を確保することで、幼児教育及び学校教育をより充実していきます。

⑤連携施設等の支援による保育サービスの質の向上

【保育園・幼稚園課】

認可保育所や幼稚園が地域型保育事業の連携施設としての役割を担えるよう調整し、地域型保育事業の保育環境を整えます。さらに、保育施設が第三者評価を受審し、自ら保育サービスの質を向上させる取組みを進めます。

⑥地域生活における支援の充実（Ⅰ－４再掲）

成果指標と目標値

指標	平成 28 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和 6 年度 目標値
≪指標 1≫ 保育サービスの内容に満足している保護者の割合	94.0%	92.4%	100%
≪指標 2≫ 小学校 1 年生の担任から見た就学前の集団生活をととして社会性の基礎が培われていると感じる子どもの割合（平均）	88.1%	79.0%	95.0%

★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第 4 章（68 ページ～）において、需要見込みと確保方策を定めています。

〈目標Ⅱ 取組みの柱 1 における子ども・子育て支援法に定められている事業〉

★8 幼稚園における一時預かり事業【81 ページ】

★9 幼児期の学校教育・保育【70 ページ】

★10 延長保育事業【84 ページ】

★11 病児・病後児保育事業【85 ページ】

現状と課題

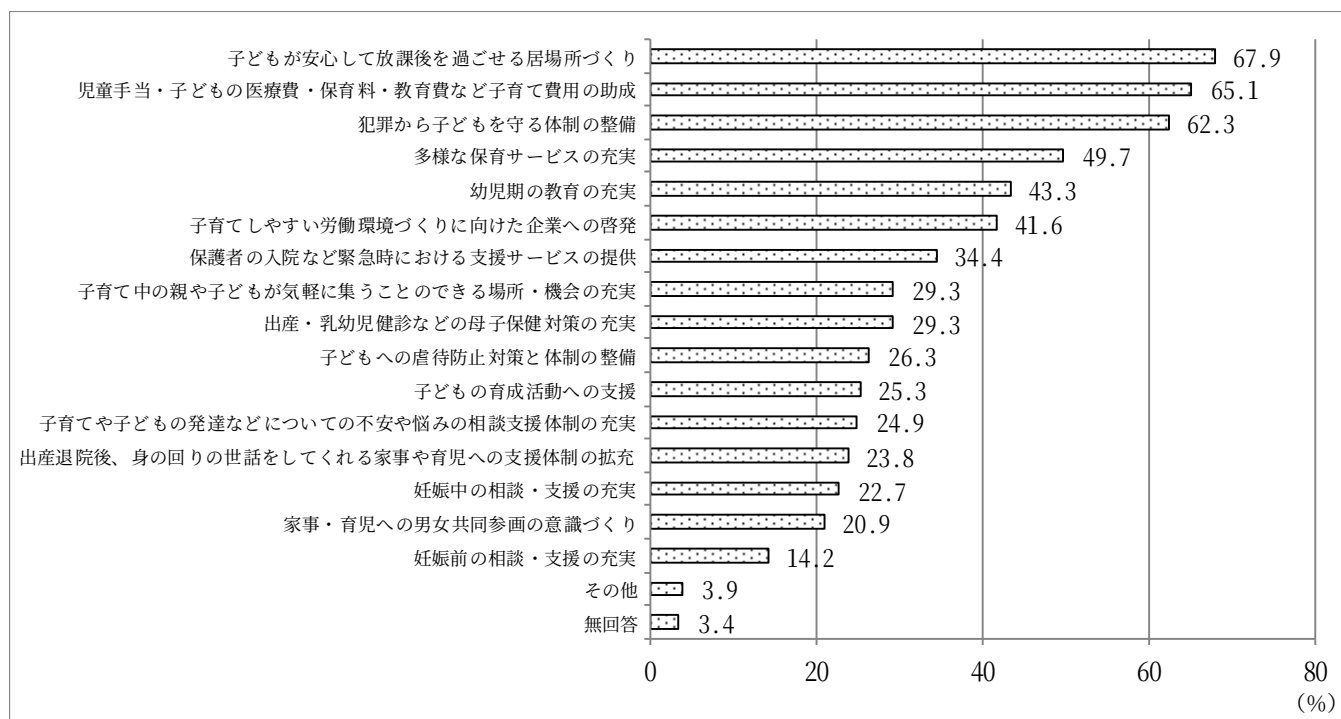
子育てをしている家庭にとって、保育サービスの充実とともに、緊急時や子育てが孤立化しないための支援は不可欠です。また、子どもの安全安心等に係る子育て支援策の充実を望む声が高くなっています。

保育施設を利用する人の増加に伴い、子育て支援サービスのうち一時保育事業全体の利用者数は減少傾向にあります。「子ども・子育てアンケート調査」の結果においては、育児疲れの解消・リフレッシュ、保護者の入院や病気等の緊急時の利用ニーズが高くなっています。子育ての不安解消や社会から孤立しない段階での子育て家庭への支援という点から、子育て支援情報や相談・支援体制の充実とともに、全ての子育て家庭のライフスタイルに応じた子育て支援サービスの充実、安心して子育てできる環境の整備が求められています。

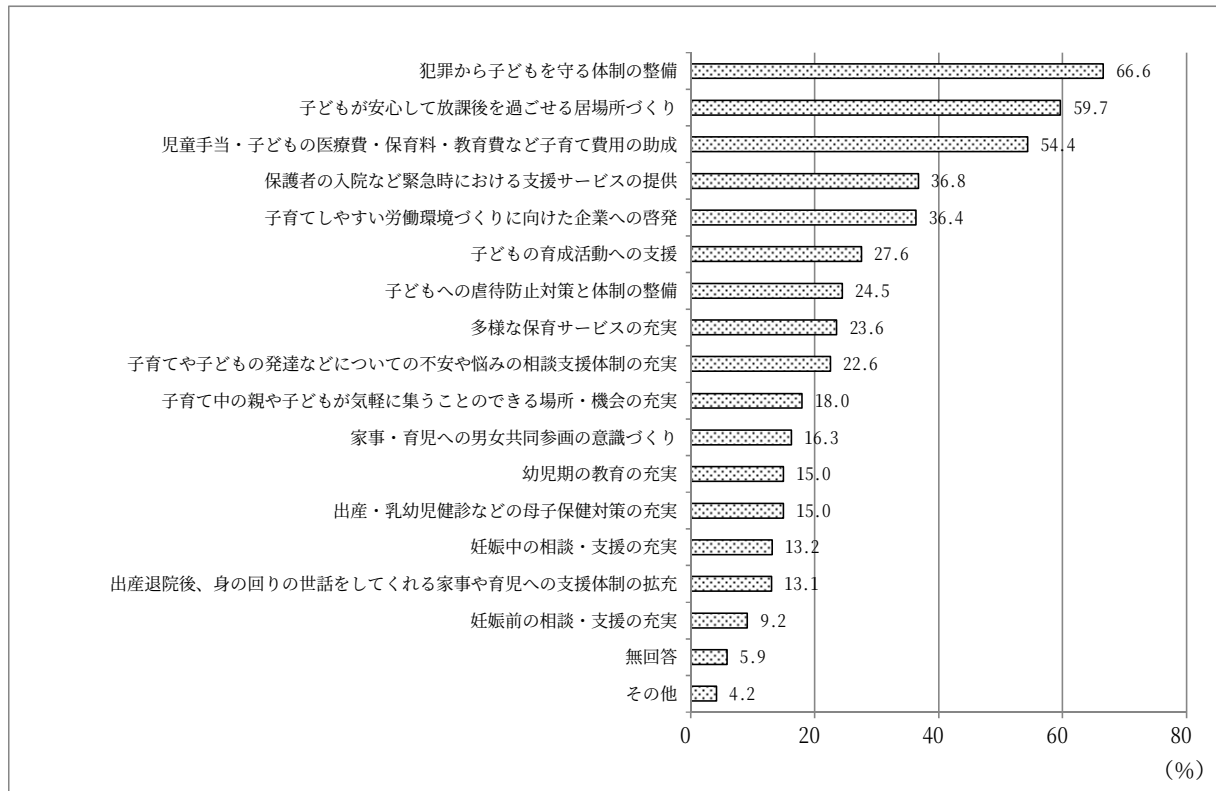
引き続き中学生までの医療費の助成を行うとともに、幼児教育・保育の無償化への対応、多子世帯など経済的負担が大きい子育て家庭に対する支援等の子ども施策についても、国や都の制度や社会情勢の変化を踏まえ、十分な連携を図りながら、進めていく必要があります。

【子育て支援策として望むこと＜複数回答＞】

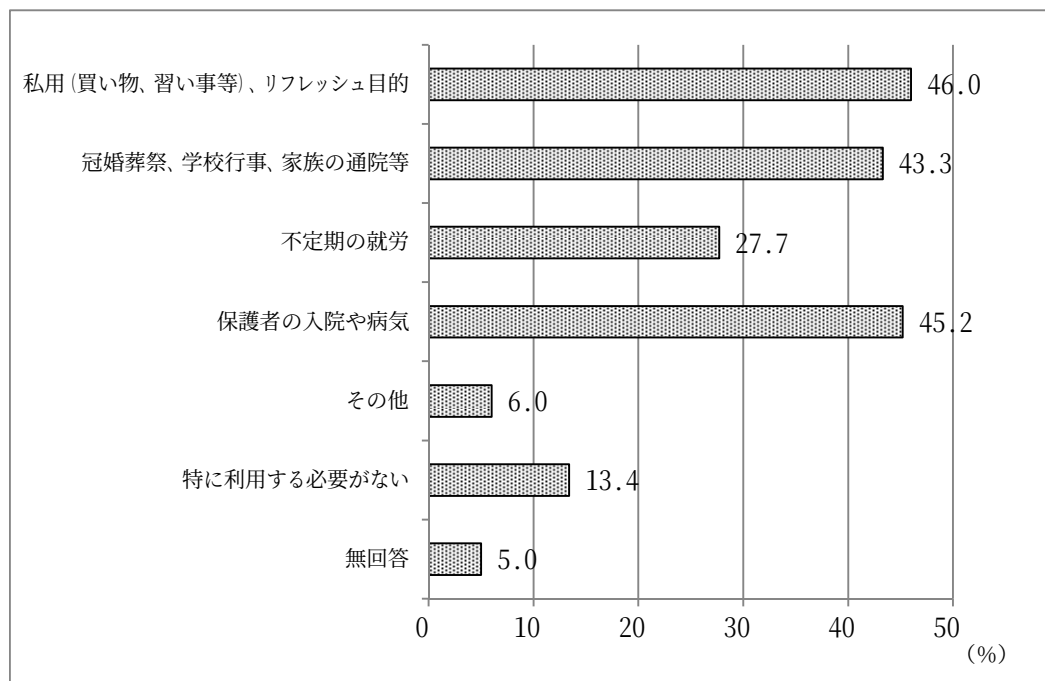
(就学前児童)



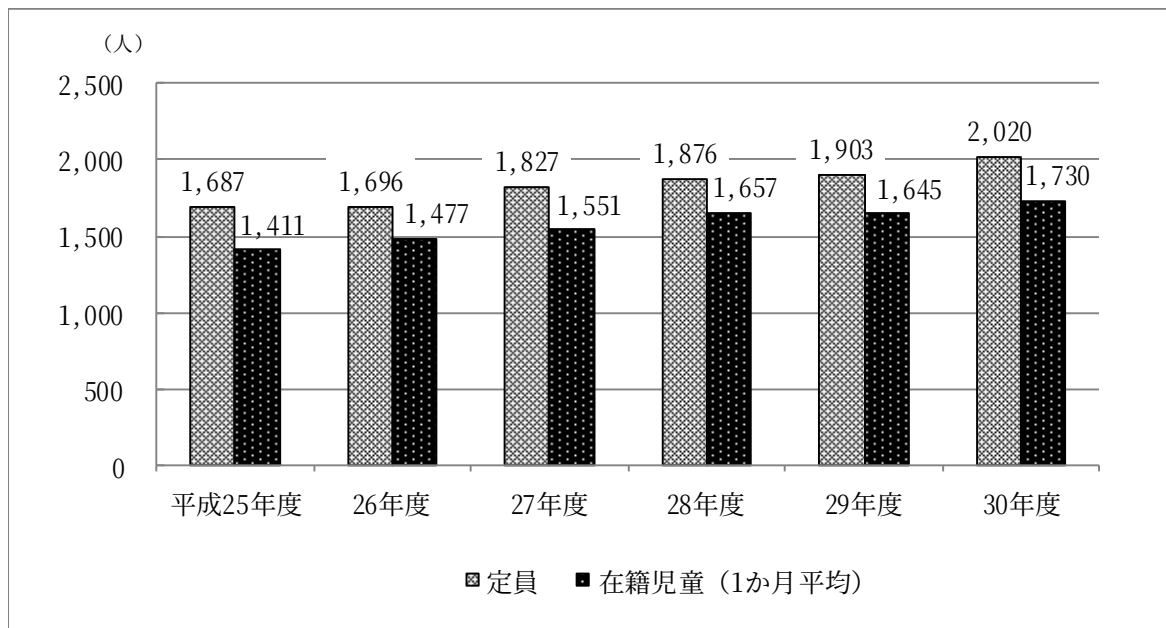
(小学生)



《一時預かりの目的別利用ニーズ》



【学童クラブの定員及び在籍状況の推移（子ども教育部統計）】



目指す姿

- ・すべての子育て家庭が必要とするサービスを受けることができます。
- ・子どもの年齢、保護者の就労など状況に応じた児童の放課後対策が図られ、保護者は安心して就労でき、子どもは安全な環境で放課後を過ごさせています。

目標達成に向けた主な取組み

(1) 頼りになる子育て支援サービスの提供

①利用者支援事業の実施（★12）

【すこやか福祉センター、子育て支援課、保育園・幼稚園課】

すこやか福祉センターでは、子育ての相談や地域の子育て支援、幼稚園、保育施設の利用に関する情報提供などを行い、子育て家庭が状況に応じた必要なサービスを受けられるよう支援します。また妊娠期から子育て期での支援では、個別のプランを作成し、必要なサービスにつなげます。また、子ども総合相談窓口においては、保育施設の利用や保育サービスの情報提供ほか、子育てに係るさまざまな情報を子育てコンシェルジュが提供し、子育て家庭が安心して子育てできるよう支援します。

②一時的に必要となる養育・保育サービスの提供（★13）

【子育て支援課】

保護者が入院や出産などで子どもを養育できないときに、一時的な宿泊を伴う養育支援（子どもショートステイ事業）や、保護者が仕事や病気などの理由により夜間の時間帯において一時的に児童を養育することが困難な場合に行う養育支援（トワイライトステイ事業）を、区内の専用施設等で実施します。子どもショートステイ事業については、養育支援を特に必要とする保護者のレスパイト等の利用に対応し、専用施設の常時受入れ体制を整えます。

また、保護者の急な傷病や出産による入通院、育児疲れなどにより家庭で保育ができない場合に、認可保育所等で一時的に日中の保育を行います（一時保育事業）。どの子育て家庭においても、より利用しやすいサービスとなるよう、検討を進めます。

③ファミリー・サポート事業（★14）

【子育て支援課】

子育てを援助したい人と援助を受けたい人を会員として組織し、お互いに地域の中で助けあひながら子育てをする活動の中野区社会福祉協議会に委託して実施、支援します。

事業の周知や利用会員と協力会員のマッチングを促進するなど、地域の子育て支援人材を活用した活動としての充実に向け、会員の確保を図ります。

④ひとり親家庭への支援

【子育て支援課】

小学生以下の子どもがいるひとり親家庭の保護者が傷病などの場合に、ホームヘルパーを派遣するホームヘルプサービスや、母子家庭等の母親や父親が就業につながる能力開発のために教育訓練指定講座を受講した場合の自立教育訓練給付金、資格取得のために養成機関において就業する場合の高等職業訓練促進給付金等の支給等、ひとり親家庭の実情に寄り添った相談や自立に向けた支援を行います。養育費等ひとり親が抱える課題の相談に応じる機会を設ける等、ひとり親家庭の自立に向けた相談体制の充実に図ります。

また、医療費の自己負担分の助成（※）や、児童扶養手当（※）を支給します。

⑤母子生活支援施設の機能充実

【子育て支援課】

ひとり親家庭の生活支援を行うとともに、子育て家庭への支援を担う地域資源として、子育て相談や交流会等の実施を通じて、関係機関と連携した支援を行います。また、母子一体型ショートケア事業により、見守りや育児・家事支援等が必要な母子等を対象に生活支援を行います。

⑥放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（★15）

【育成活動推進課】

時間延長などのサービス充実等により、保護者のニーズに応えるとともに、区立学童クラブでは併設するキッズ・プラザ（放課後子ども教室事業）と一体的な運営により事業の充実に図ります。

民間学童クラブの誘致により放課後の子どもたちの居場所を拡充するとともに、特色ある学童クラブの充実に図ります。

⑦病児・病後児保育、病児対応（ファミリー・サポート事業）（Ⅱ－1再掲）

⑧乳幼児医療費助成・子ども医療費助成（※） 【子育て支援課】

就学前の乳幼児及び小学生から中学生までの子どもの医療費（乳幼児医療費助成、子ども医療費助成）の自己負担分を助成します。

⑨児童手当、児童育成手当等（※） 【子育て支援課】

15歳到達の年度末までの子どもの保護者に支給する児童手当や児童育成手当（障害、ひとり親家庭等）などにより、経済的負担の軽減を図ります。

⑩子育て家庭の負担軽減 【保育園・幼稚園課、学校教育課】

認証保育所等保護者補助や私立幼稚園等保護者補助、多子世帯への保育料軽減、就学援助（※）など、子育て家庭への経済的な負担軽減を図ります。

私立幼稚園等保護者への支援（Ⅱ－1再掲）

認可外保育施設保護者への支援（Ⅱ－1再掲）

（※）は、所得制限など条件あり

成果指標と目標値

指標	平成 28 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和 6 年度 目標値
＜指標 1＞ 必要なときに子どもを預けることができた保護者の割合	71.8%	68.2%	100%

★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第 4 章（68 ページ～）において、需要見込みと確保方策を定めています。

＜目標Ⅱ 取組みの柱 2 における子ども・子育て支援法に定められている事業＞

★12 利用者支援事業【74 ページ】

★13 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）【80 ページ】、一時預かり事業（一時保育、短期特例保育）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）【82～83 ページ】

★14 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業）【82～83 ページ】

★15 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）【86 ページ】

目標Ⅲ 地域に生まれ豊かに育つ子どもたち

取組みの柱

- 1 子どもや子育て家庭と地域の連携の強化
- 2 子どもの安全を守る活動の充実

取組みの柱 1

子どもや子育て家庭と地域の連携の強化

現状と課題

子どもは、保護者だけでなく、地域の大人たちに見守られながら、さまざまな体験をすることで、心豊かに成長することができます。地域では、青少年育成地区委員会※⁷、町会・自治会、商店街などの活動が活発に行われ、次世代育成委員が各地域の子育て活動の支援や連携の推進を図っています。

社会福祉協議会においても、行政や民生・児童委員をはじめとする関係機関との協力により、支援が必要な家庭の早期発見へつなげています。

一方で、地域活動に参加していない人の割合は 70%を超えており、地域のコミュニティづくりの充実が課題となっています。地域の育成団体においては、慢性的な人材不足の状況があります。

地域の人々が活動を通じて、お互いのつながりを深め、地域への愛着を育むことで、新たな活動の担い手が生まれ、地域全体で子どもの育ちを見守る環境が整えられることが求められています。

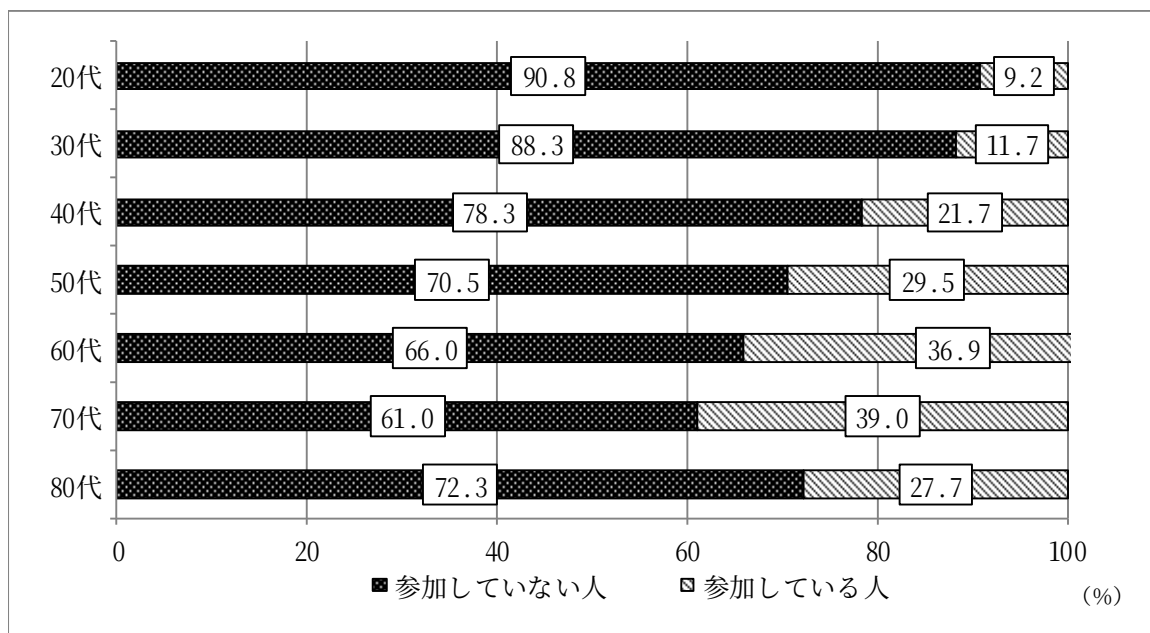
このような状況を改善するため、学校を含めた地域の中で子どもと子育て家庭の問題・課題を共有し、誰もが活動に参加しやすい環境を整えていく必要があります。

また、子どもたちのすこやかな自己形成や社会的自立を促すコミュニケーション能力を醸成するためには、学校と地域の連携した活動により子どもの社会参加や自らの意見を表明する場が確保され、社会全体で受け止める体制をつくることも大切です。

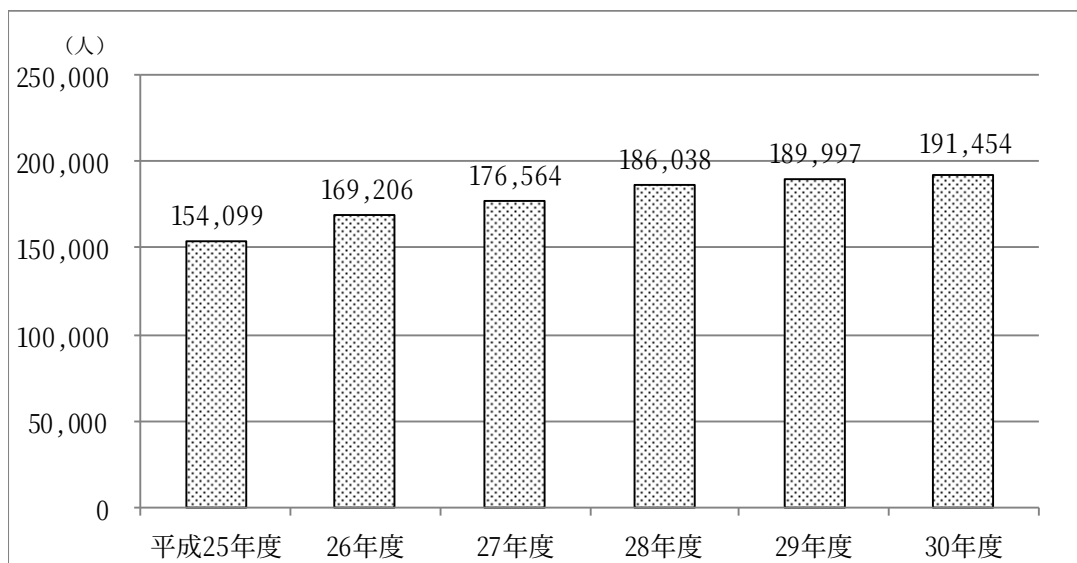
さらに、放課後の居場所としてのキッズ・プラザや放課後子ども教室、学童クラブの充実により、すべての子どもが等しく豊かな体験ができる環境づくりを進める必要があります。

※⁷ 区内 14 地区で活動している、子どもたちの健全育成を目的とした地域内の子どもに関する団体や住民が結成した連合組織。

【地域活動への参加状況（平成30年度健康福祉に関する意識調査）】



【キッズ・プラザ利用状況（子ども教育部統計）】



目指す姿

- ・すこやか福祉センター、子ども施設、学校と地区懇談会や次世代育成委員などの地域の活動が連携し、地域全体で子どもと子育て家庭を見守っています。
- ・活動の中で新たな地域人材が増え、地域の育成活動が広がっています。
- ・放課後の安全な居場所が整い、地域の協力を得ながら、子どもたちが、さまざまな体験・活動をする機会が広がっています。

目標達成に向けた主な取組み

(1) すこやか福祉センターを中心とした子育て・子育て支援のネットワークの強化

① 保護者同士の交流や相談事業の充実(★16) (I-5再掲) (地域子育て支援拠点事業の拡充)

② 地域ぐるみで子育てを行うための連携強化

【育成活動推進課、すこやか福祉センター】

中学校区単位に設置した地区懇談会^{※8}では、子どもと子育て家庭をめぐる課題や、家庭・地域・学校の連携に関する課題の解決に向けて、協議やさまざまな取組みを行います。

今後進められる学校の再編に合わせて地区懇談会の地区割りを見直し、家庭・地域・学校が連携した活動を活性化します。

また、子育てや子どもの育ちを支援する地域の連携づくりに向けて、連携の要となる次世代育成委員の地域との関わりを深め、活動の充実を図るとともに青少年育成地区委員会や子ども会など子育て支援に関わる団体との連携を強化し、地域の子育てや育成活動の中核となる人材の育成や子どもの育成活動への支援など、地域ぐるみで子育てを行うための環境づくりを進めます。

さらに現在このような団体等に属していなくても、個人で子育ての活動に参加することができる方法を確保していきます。

(2) 子育て家庭を地域で見守り、支え合う仕組みの構築

① 地域包括ケアシステム^{※9}の推進

【地域包括ケア推進課、子ども家庭支援センター、子ども特別支援課】

区で構築を進めている地域包括ケアシステムについて、障害児や子育て家庭など、ケアを必要とする全ての人を支援する包括的な地域ケアの仕組みづくりを進めます。

② ユニバーサルデザインの視点から考えた子育てしやすい環境づくり

【子ども・教育政策課】

子育て環境におけるユニバーサルデザインについて配慮しながら、安心して子どもを連れて外出できる環境づくりをします。

^{※8} 中学校区の子どもや家庭をめぐる地域の課題や、家庭・地域・学校の連携に関する課題の解決に向けて協議する場。次世代育成委員と児童館長が事務局となり、町会、地区委員会、小・中学校PTA、保育施設など子どもに関する施設などから推薦される委員で構成される。

^{※9} 可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。

(3) 子どもの充実した活動の推進と将来の地域人材の育成

① 放課後児童健全育成事業＜学童クラブ＞、放課後子ども教室（★17）

【育成活動推進課】

広い校庭や体育館を活用し、学年を超えて交流し、豊かな体験ができる「放課後の子どもたちの安全安心な遊び場」として、全小学校内に放課後子ども教室であるキッズ・プラザを設置します。具体的には2020年度に2か所、2021・2022年度にはそれぞれ1か所、2023年度末の段階では当年度3か所を含め、15か所となる予定です。

キッズ・プラザについては、区のホームページや区報による周知のほか、職員が地域の会議へ積極的に参加するなど、地域への浸透を図っていきます。

学童クラブでは、延長保育などのサービスの充実を図っていますが、区立学童クラブでは、併設するキッズ・プラザで実施する活動にも参加するなど、一体的な事業の実施によりさらに充実を図ります。また、民設民営学童クラブの誘致により、放課後の子どもたちの活動拠点を拡充するとともに、特色ある学童クラブ事業の充実を図ります。

これらの環境を整備することにより子どもたちが安全で充実した放課後を過ごすことができるよう取り組んでいきます。

また、放課後子ども教室推進事業として、地域団体への委託により、放課後や学校休業日に小学校施設等を活用して、地域・学校・行政が連携し、学習やスポーツ、交流など子どものさまざまな体験・活動の機会を広げていきます。

② 中高生への健全育成事業

【育成活動推進課】

中高生の社会参加を支援するとともに、自らの考えを発表する機会・場を提供する事業の充実を図ります。

成果指標と目標値

指標	平成28年度 実績	平成30年度 実績	令和6年度 目標値
《指標1》 地域子育て支援拠点事業の利用により地域とのつながりができたと考える乳幼児保護者の割合	78.5%	82.4%	85.0%

★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第4章（68ページ～）において、需要見込みと確保方策を定めています。

〈目標Ⅲ 取組みの柱1における子ども・子育て支援法に定められている事業〉

★16 地域子育て支援拠点事業【75ページ】

★17 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）【86ページ】

□ 現状と課題

区内では「不審者から声をかけられた」「ちかん行為の被害に遭った・遭いそうになった」などの被害が発生しています。子どもの犯罪被害を未然に防止するため、区の青色灯防犯パトロールカーによるパトロール、町会でのパトロール活動や小学校PTA連合会による子ども110番の家事業の支援など、さまざまな取組みを行っています。

一方、インターネットを通じた事件では、子どもが被害者となるケースが増えています。特に、出会い系サイトの被害を受けた子どもの97%以上がアクセス手段として携帯電話・スマートフォンを利用しています。インターネットや携帯電話の利用が急速に普及する中、大人の知らないところで、子どもが誹謗・中傷を受けるといった被害も発生しています。

区教育委員会が平成31年1月に、区立小学校4～6年生及び区立中学校1～3年生を対象に実施した、「携帯電話、スマートフォン、通信機能付き携帯ゲームの利用状況等について」の調査において、自分専用の携帯電話等を持っている児童・生徒のうちフィルタリング等を設定している子どもは小学生、中学生ともに50%でした。

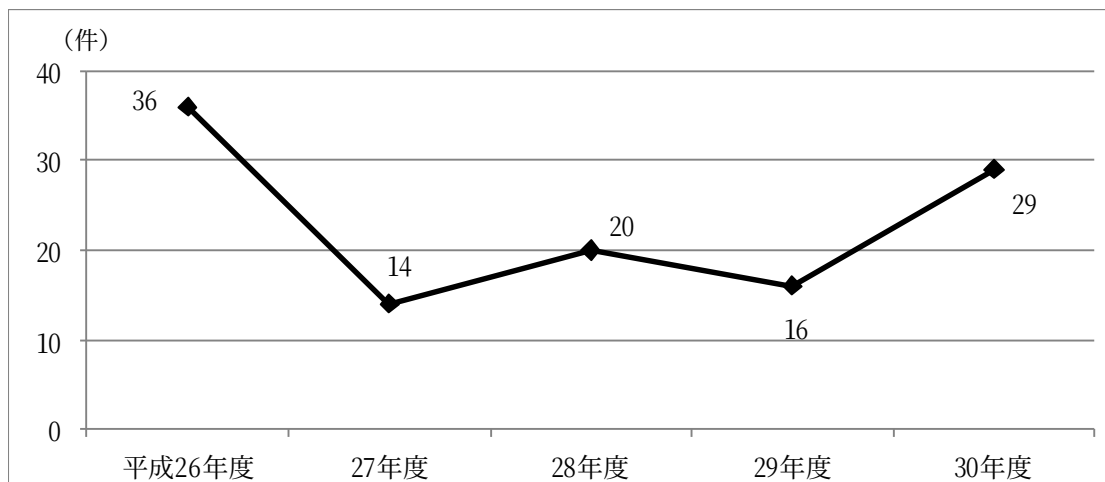
また、「フィルタリングがかけられているかわからない」と回答した小学生は36%、中学生は28%となっています。さらに、「知らない人と会話やメッセージのやり取りをしたことがある」と回答した小学生は22%、中学生は46%で学年が上がるにつれて増加しています。今後、ネット社会における匿名性もたらす危険等について、児童・生徒への指導とともに、保護者への意識啓発に取り組む必要があります。

さらに、薬物乱用のケースも増加傾向にあります。

また、子どもを交通事故の脅威から守るため、交通安全指導や地域の交通安全活動への支援を充実していく必要があります。

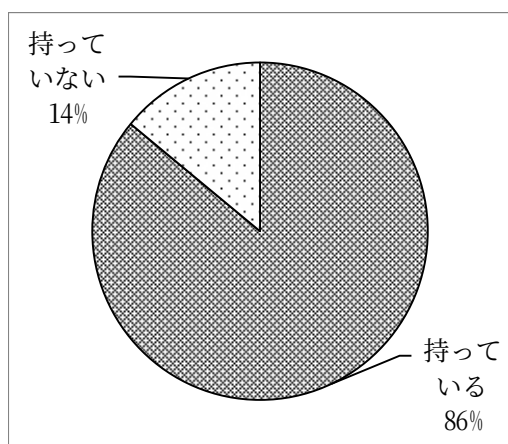
防災教育においては、子どもたちが災害時の助け合いの重要性を理解し、地域と共同した防災訓練等へ主体的に参加できるよう、取組みを進めています。

【子どもの交通事故発生件数（警視庁統計）】

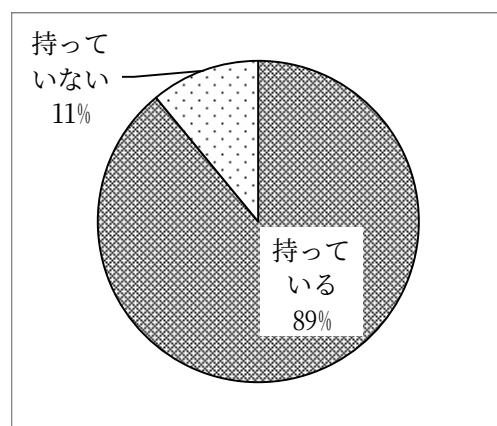


【児童・生徒の携帯電話等所持率】

◆小学校 4～6 年生

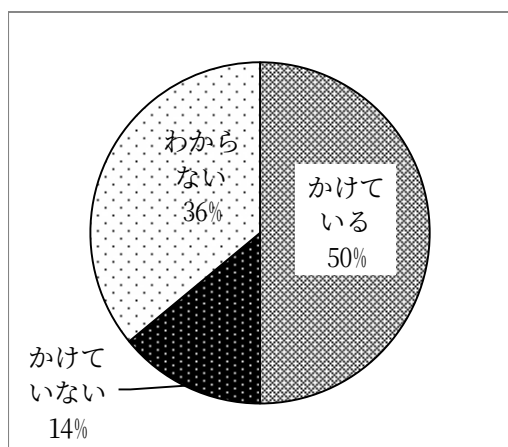


◆中学校 1～3 年生

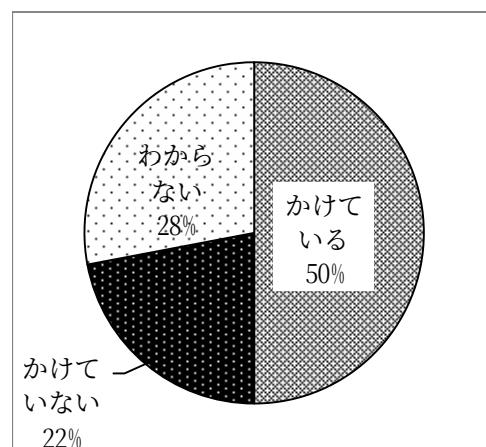


【フィルタリング等をかけている児童・生徒の割合】

◆小学校 4～6 年生



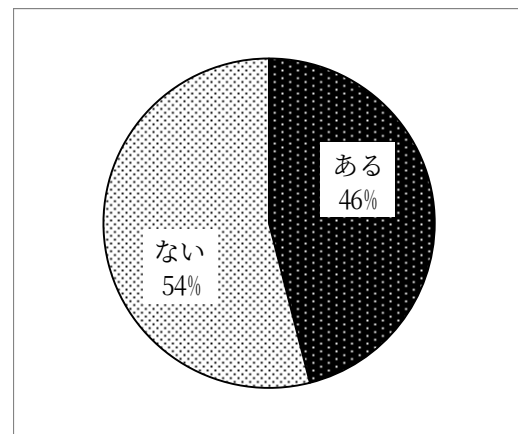
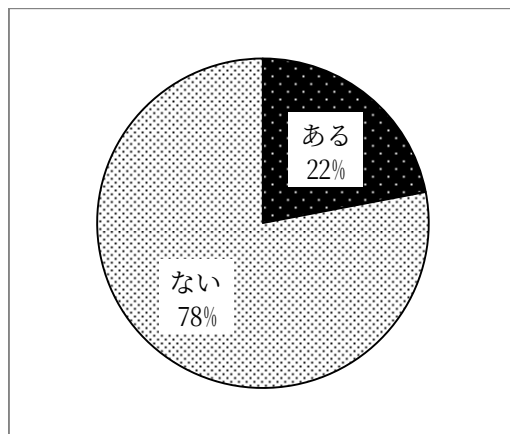
◆中学校 1～3 年生



【知らない人と会話やメッセージのやり取りをしたことがある児童・生徒の割合】

◆小学校 4～6 年生

◆中学校 1～3 年生



目指す姿

- ・子どもたちは、日常生活の中で、交通安全のルールや防犯意識を身につけ、犯罪などに巻き込まれない力が培われています。
- ・家庭と学校が連携し、情報モラルに関する教育を推進することにより、インターネットを通じた被害から子どもが守られています。

目標達成に向けた主な取組み

(1) 防犯・防災知識の習得と防犯力の向上

① 中高生を対象とした防災訓練の推進

【危機管理課】

地域の防災活動のリーダーとして活躍できる中学生、高校生向けの防災訓練の学校等での実施を推奨、支援します。

② 事故や犯罪被害の防止

【危機管理課、学校教育課】

児童の通学路への防犯カメラの設置や、家庭、学校、警察署等と連携した通学路点検の実施により、事故や犯罪被害の防止を図ります。

学校情報配信システムによる子どもたちの安全に係る適切な情報発信や、地域団体等による防犯パトロールの推進、子ども110番の家事業を支援していくとともに、警察署をはじめとする関係機関との連携強化を図ることにより、安全で安心なまちづくりを進めていきます。

③ 安全教育の充実

【危機管理課、指導室】

警察署やPTA等と協力し、自転車点検や安全指導などの交通安全教室を各小学校で実施します。小・中学校では、児童・生徒の健全育成の活性化を図るとともに、警察等

関係機関及び保護者・地域と連携して、児童・生徒が危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成する安全教育の一層の充実を図ります。

④ 情報モラル教育の推進、保護者への啓発推進

【指導室】

各学校では、家庭でのインターネットなどの使い方に関するルール作りを支援する講座（ファミリーeルール講座）等を活用した情報モラル教育を実施し、保護者への啓発を図っていきます。学校では、児童・生徒が自ら「SNS学校ルール」づくりに取り組むことで、携帯電話やスマートフォンのよりよい使い方について考え、児童・生徒がいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにします。

成果指標と目標値

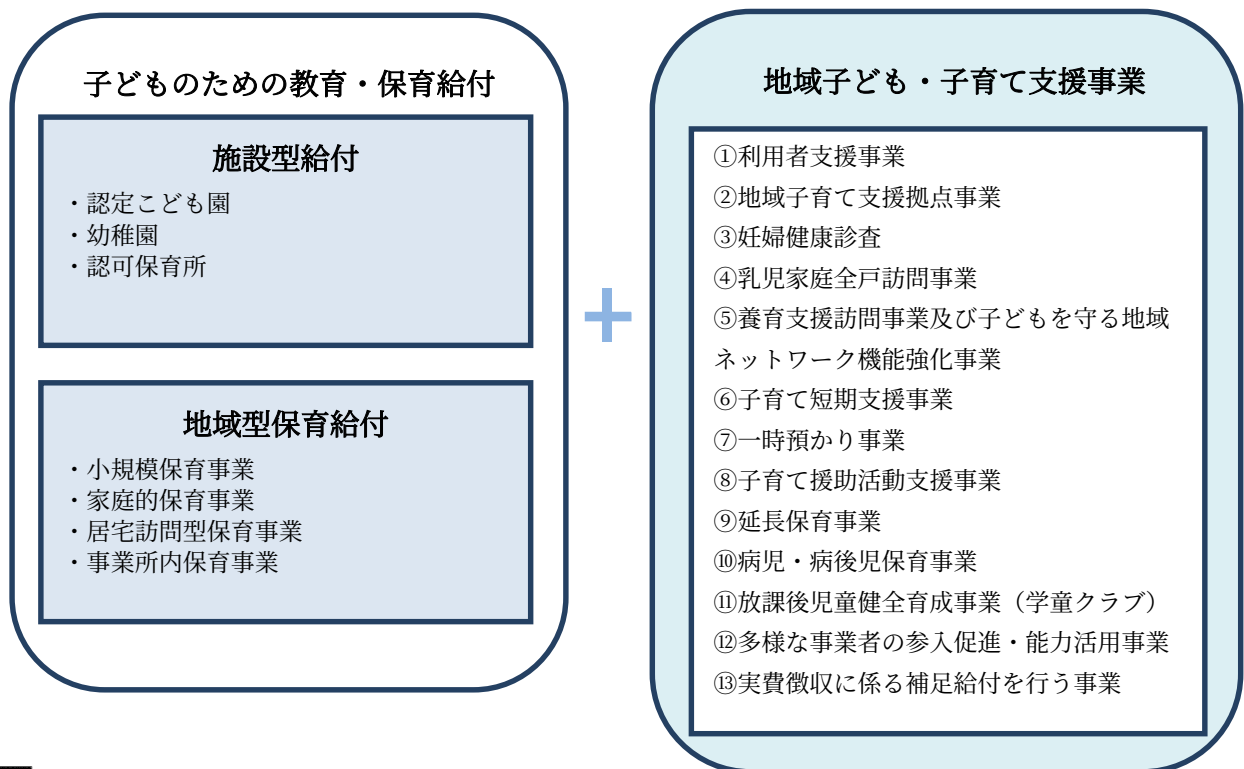
指標	平成 28 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和 6 年度 目標値
《指標 1》 子ども（中学生以下）の交通事故件数	20 件	29 件	減少
《指標 2》 携帯電話などの使い方のルールを家族で決めている児童・生徒の割合	小学生 68% 中学生 59%	小学生 73% 中学生 65%	小学生 85% 中学生 75%

第4章 需要見込みと確保方策

1 需要見込みと確保方策

区は、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業を提供する計画区域を設定し、現在の利用状況や今後の利用希望などを踏まえた「需要見込み」と「確保方策」を定め必要なサービスを提供していきます。

需要見込みと確保方策を定める事業



■ 子どものための教育・保育給付

(1) 施設型給付

施設型給付は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」が対象になり、以下の給付構成が基本になります。

- 満3歳以上の子どもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 満3歳未満の子どもの保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

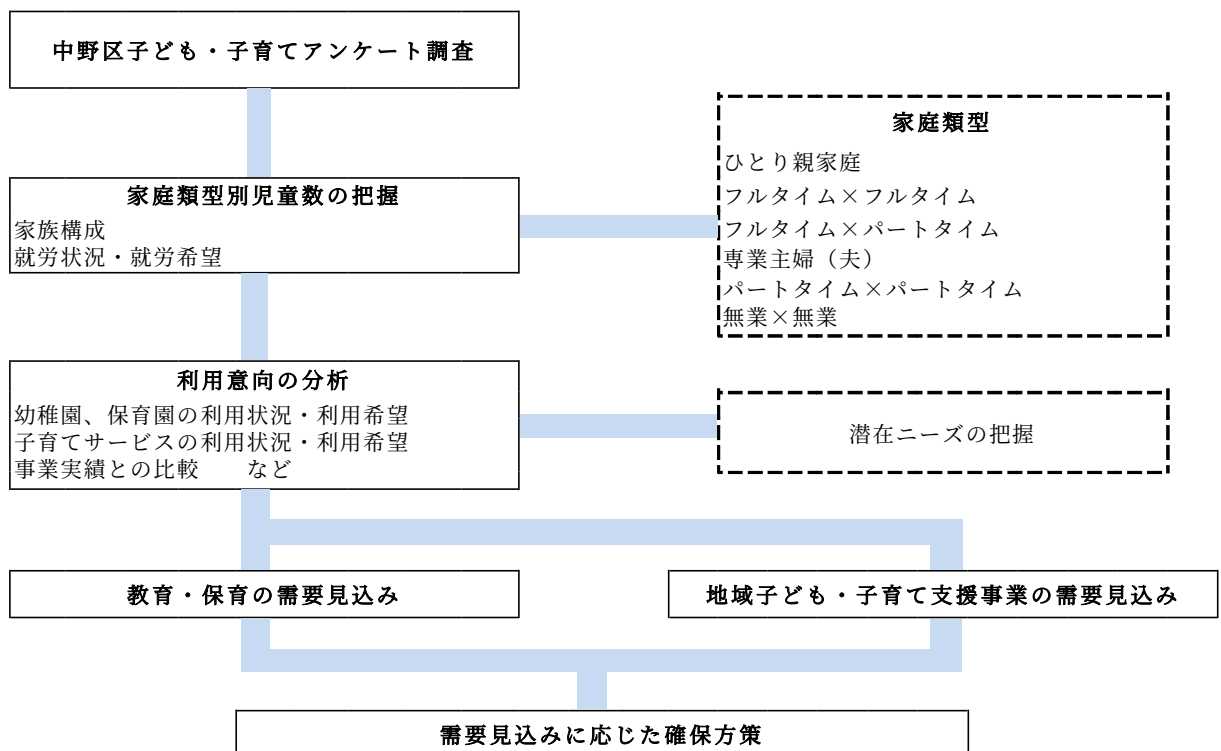
(2) 地域型保育給付

地域型保育給付は、新制度に基づき、区が認可を行う地域型保育事業が対象になります。

地域型保育事業	
小規模保育事業	認可保育所に比べ、小規模な環境（定員6人以上19人以下）で保育を実施する事業
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員5人以下）で保育を実施する事業
居宅訪問型保育事業	病気や障害などの理由から、保育所等で集団保育が難しい場合に、保護者の自宅で1対1の保育を実施する事業
事業所内保育事業	事業所内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業

需要見込みの基本的な算出方法

幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需要見込みは、子どもの保護者を対象に実施した「中野区子ども・子育てアンケート調査（平成30年度実施）」の結果や女性の就業率等の区の実状に応じて推計します。



計画区域の設定

区全域を1つの区域として設定し、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2 幼児期の学校教育・保育の需要見込みと確保方策

計画期間における幼児期の学校教育・保育の需要見込みと確保方策は、保育の必要性の認定区分ごとに定めます。※ただし、3号認定は0歳と1～2歳に区分

■ 保育の必要性の認定区分

保育の必要性の認定は、子どもの保護者の申請を受けた区が客観的基準に基づき、以下の3つの区分で認定します。

区 分			利用施設
1号認定	3～5歳	幼稚園等での教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号認定		保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	認定こども園、認可保育所
3号認定※	0～2歳		認定こども園、認可保育所、地域型保育事業

※ただし、3号認定は0歳と1～2歳に区分

■ 確保方策の考え方（今後の方向性）

幼児期の学校教育・保育の需要については、現状を考慮して以下の考え方に基づき、必要な定員を確保していきます。

①民間活力を活かした保育施設の整備

区立保育園の民営化や私立の認可保育所の誘致を進めます。

②認可保育所への転換に向けた支援

認可保育所へ転換する認可外保育施設について、必要な支援を行います。

③私立幼稚園における一時預かり事業の推進

教育時間の前後や長期休業中の保育需要に対応するため、在園児を対象とした一時預かり事業を進めます。

□ 計画期間における新規確保方策（各年度4月1日の施設数）

幼児期の学校教育・保育の新規方策

計画年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
新規方策の内容	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計
認定こども園	1施設	3施設	—	3施設	—	3施設
幼稚園	—	21園	—	21園	—	21園
認可保育所	11施設	69施設	13施設	82施設	8施設	90施設
地域型保育事業 （小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）	家庭的保育 ▲1事業	26事業	事業所内保育 ▲1事業	25事業	—	25事業
認証保育所等 （認可外保育施設）	認証の認可化 ▲1施設	21施設	認証の認可化、区立保育室閉室 ▲7施設	14施設	認証の認可化、区立保育室閉室 ▲2施設	12施設

計画年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
新規方策の内容	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計
認定こども園	—	3施設	—	3施設	—	3施設
幼稚園	—	21園	—	21園	—	21園
認可保育所	3施設	93施設	—	93施設	—	93施設
地域型保育事業 （小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）	—	25事業	—	25事業	—	25事業
認証保育所等 （認可外保育施設）	—	12施設	—	12施設	—	12施設

■ 認定区分ごとの需要見込みと確保方策（各年度4月1日の人数）

（１）幼児期の学校教育…認定こども園、幼稚園

1号認定…満3歳以上

需要見込みと確保方策

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み（人）	3,129	3,133	3,077	3,095	3,112
確保方策（人）	3,851	3,851	3,851	3,851	3,851
認定こども園、 幼稚園（区立2園、私立1園） （施設型給付）	504	504	504	504	504
私立幼稚園	3,347	3,347	3,347	3,347	3,347
前年度からの増減（人）	—	—	—	—	—
認定こども園、 幼稚園（区立2園、私立1園） （施設型給付）	—	—	—	—	—
私立幼稚園	—	—	—	—	—

（２）保育…認定こども園、認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設

2号認定…満3歳以上

需要見込みと確保方策

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み（人）	3,268	3,272	3,213	3,232	3,250
確保方策（人）	4,135	4,515	4,717	4,723	4,723
認定こども園、認可保育所	4,035	4,424	4,626	4,632	4,632
認証保育所等 （認可外保育施設）	100	91	91	91	91
前年度からの増減（人）	541	380	202	6	0
認定こども園、認可保育所	553	389	202	6	0
認証保育所等 （認可外保育施設）	△ 12	△ 9	0	0	0

3号認定…0歳

需要見込みと確保方策

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み（人）	782	811	842	842	843
確保方策（人）	799	828	843	843	843
認定こども園、認可保育所	616	657	672	672	672
地域型保育事業 （小規模保育、家庭的保育、事業 所内保育、居宅訪問型保育）	70	70	70	70	70
認証保育所等 （認可外保育施設）	113	101	101	101	101
前年度からの増減（人）	△ 3	29	15	0	0
認定こども園、認可保育所	65	41	15	0	0
地域型保育事業 （小規模保育、家庭的保育、事業 所内保育、居宅訪問型保育）	△ 1	0	0	0	0
認証保育所等 （認可外保育施設）	△ 67	△ 12	0	0	0

3号認定…1、2歳

需要見込みと確保方策

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み（人）	2,681	2,796	2,933	2,931	2,933
確保方策（人）	2,694	2,850	2,942	2,942	2,942
認定こども園、認可保育所	2,257	2,451	2,543	2,543	2,543
地域型保育事業 （小規模保育、家庭的保育、事業 所内保育、居宅訪問型保育）	210	210	210	210	210
認証保育所等 （認可外保育施設）	227	189	189	189	189
前年度からの増減（人）	52	156	92	0	0
認定こども園、認可保育所	246	194	92	0	0
地域型保育事業 （小規模保育、家庭的保育、事業 所内保育、居宅訪問型保育）	△ 2	0	0	0	0
認証保育所等 （認可外保育施設）	△ 192	△ 38	0	0	0

3 地域子ども・子育て支援事業の需要見込みと確保方策

利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者の身近な場所で、幼稚園や保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

すこやか福祉センターでは、子育ての相談・助言を実施するとともに、地域の子育て支援、幼稚園、保育施設への入所や利用に関する情報提供を行うなど、子育て家庭が状況に応じて必要なサービスを利用できるよう支援を行っています。

また、保健師や助産師などが妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談を行い、支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、支援プランを作成して母子保健サービスなどにつなげています。

区役所3階子ども総合相談窓口でも、手当や医療費等の申請など各種手続きに合わせて子育て支援に係る情報提供を行うなど、子育て家庭が必要とするサービスを利用できるよう支援しています。

需要見込みと確保方策

子育て家庭の身近な地域で実施するため、基本型、母子保健型として区の子育て支援の拠点であるすこやか福祉センター4箇所、特定型として子ども総合相談窓口で利用者支援事業を実施します。

需要見込みと確保方策 (確保方策は年度末の数値)

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み(箇所)	5	5	5	5	5
確保方策(箇所)	5	5	5	5	5

□ 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う事業です。

子育てひろばは、「中野区子育てひろば事業実施要綱」に基づき、地域団体や社会福祉法人等への委託により6か所開設しているほか、児童館等16館でも実施しています。

需要見込みと確保方策

将来人口推計や0歳～2歳児の在宅率を踏まえ、需要見込みを算出しています。

乳幼児親子が利用しやすい身近な場所に展開するため、すこやか福祉センターのほか、児童館や保育所との併設などにより実施していきます。

需要見込みと確保方策（確保方策は年度末の数値）

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み（人回）	240,488	226,794	214,823	213,656	211,712
確保方策（箇所）	24	25	27	24	24

妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康保持・増進及び経済的負担を軽減する事業です。

妊婦に必要な健康診査を医療機関に委託により実施しており、妊娠届の提出の際に母子健康手帳とともに妊婦健康診査（14回分）、妊婦超音波検査（1回分）、子宮頸がん検診（1回分）の受診票を交付し、歯科健診（1回分）のご案内をしています。

妊婦健康診査については、里帰り出産など、都外や助産院等の受診票が使用できない医療機関等で受診した場合は、償還払いを実施しています。

需要見込みと確保方策

妊娠届出数の伸び率を加味した妊娠届出想定数及び、一人あたりの平均受診回数 13 回を乗じた回数を需要見込みとし、委託医療機関等による健診を実施します。

需要見込みと確保方策

計画年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み	(人)	3,086	3,112	3,138	3,164	3,191
	(人回)	40,118	40,456	40,794	41,132	41,483
確保方策		①実施場所 「東京都委託妊婦健康診査取扱医療機関」の標示がある医療機関 ②検査項目 ≪1回目≫問診、体重測定、尿検査（糖・蛋白定性）、血圧測定 血液検査・血液型（ABO/Rh(D)）・貧血・血糖・不規則抗体・HIV抗体 梅毒（梅毒血清反応検査）、B型肝炎（HBs抗原検査）、C型肝炎 風疹（風疹抗体価検査） ≪2回目以降≫ 【毎回実施】 問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導 【2回目以降、週数に応じて1回ずつ選択】 貧血、クラミジア抗原、HTLV-1抗体、経膈超音波 血糖、B群溶連菌、NST（ノン・ストレス・テスト） ≪子宮頸がん検診≫ 1回 ≪超音波検査≫ 1回 ※妊婦歯科検診1回あり（区独自検診）				

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

事業概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、養育環境等の把握や子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

区職員や区から委託を受けた訪問指導員が訪問し、家庭の状況、さまざまな不安や悩み、健康状態等を把握するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。

また、訪問において継続的な支援の必要性が認められた場合は、すこやか福祉センター等の専門職員が相談・支援を継続し、必要に応じて適切な子育て支援サービスにつなげています。

需要見込みと確保方策

将来人口推計における0歳児の人口を需要見込みとしています。

訪問指導員やすこやか福祉センターによる全戸訪問を実施します。

需要見込みと確保方策

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み（人）	2,532	2,526	2,529	2,530	2,532
確保方策	①実施体制 区職員、訪問指導員（看護師、助産師、保健師） ②実施機関 各すこやか福祉センター				

 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

事業概要

（１）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を実施する事業です。

乳児家庭全戸訪問事業等で特に養育支援の必要が認められる家庭について、すこやか福祉センターの保健師による訪問やヘルパー派遣を実施しています。

（２）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童等の適切な保護を図るために、関係機関が必要な情報を共有し、支援の内容に関する協議や進行管理を行う事業です。

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護のため、「中野区要保護児童対策地域協議会」を設置しています。子ども家庭支援センターが調整機関となり、関係機関との連携や情報共有を図るとともに、個別ケース検討会議等を開催し、具体的な支援を検討・実施しています。

需要見込みと確保方策

(1) 養育支援訪問事業

これまでの実績から需要見込みを算出しています。

適切な養育支援を実施するため、関係機関との連携強化や支援内容の充実を図り、養育支援の必要な家庭への訪問や養育支援ヘルパー派遣を実施します。

需要見込みと確保方策

計画年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み (人日)	訪問相談	240	235	235	235	240
	養育支援ヘルパー	388	388	388	388	388
	計	628	623	623	623	628
確保方策		① 養育支援が必要な家庭の把握 乳児家庭全戸訪問事業、すこやか福祉センター等関係機関との連携 ② 訪問相談 保健師等の訪問による助言、経過観察 ③ ヘルパーによる支援 養育支援ヘルパーを派遣し、養育環境の改善に向けた支援を実施				

(2) 子どもを守る地域ネットワーク事業

すこやか福祉センターの管内ごとに要保護児童サポート会議を開催し、地域ごとにきめ細かな要保護児童対策を推進します。

特に虐待ケースについての進行管理を行い、適切な支援につなげます。

要保護児童対策地域協議会の運営

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施体制	代表者会議・・・原則年1回開催 要保護児童サポート会議・・・原則年3回開催 ※すこやか福祉センターの管内ごと 個別ケース検討会議・・・必要に応じて随時開催 実務者研修の実施				

子育て短期支援事業(子どもショートステイ)

事業概要

保護者が、入院や出張・親族の看護などにより一時的に子どもの養育ができない場合に、児童福祉施設等において宿泊を伴う養育を行う事業です。

区が委託した乳児院（0歳以上3歳未満）と母子生活支援施設（3歳から中学校3年生まで）の2施設で実施しています。また、区が認定したショートステイ協力家庭の居宅（3歳から18歳未満）において、宿泊を伴う養育を行う事業を実施しています。

需要見込みと確保方策

これまでの事業実績の伸び率を踏まえて需要見込みを算出しています。

確保方策は、2か所の施設で一日の定員3名分と協力家庭（2名分）で年間365日分を確保しています。

需要見込みと確保方策（確保方策は年度末の数値）

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み (人日)	405	414	423	432	441
確保方策 (人日)	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460

☐ 幼稚園における一時預かり事業＜幼稚園における延長保育事業＞

事業概要

通常の教育時間の前後や長期休業期間中において幼稚園の在園児を対象に一時的に預かる事業です。

幼稚園型一時預かり事業を区内 8 園で実施しているほか、私立幼稚園 16 園で預かり保育を実施しています。また、私立幼稚園への補助を行い、預かり保育を推進しています。

需要見込みと確保方策

これまでの事業実績や幼児教育・保育の無償化による需要の伸び等を踏まえて需要見込みを算出しています。一時預かり事業を希望する全ての幼稚園家庭が利用できるよう、確保方策は需要見込み数としています。

需要見込みと確保方策 (確保方策は年度末の数値)

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み (人日)	118,057	118,065	117,939	117,979	118,018
確保方策 (人日)	118,057	118,065	117,939	117,979	118,018

-  一時預かり事業(一時保育、短期特例保育)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート事業)

事業概要

(1) 一時保育、短期特例保育

生後 57 日から小学校就学前までの乳幼児を養育している保護者が一時的に保育できない場合に、保護者に代わって日中の保育を認可保育所等において行う事業です。

一時保育専用室がある区立保育園、私立保育園等において実施しているほか、区立保育園では、定員に空きがある場合にも一時保育を実施しています。

また、保護者が病気などの場合に利用できる短期特例型の一時保育があります。

(2) トワイライトステイ

保護者が仕事、病気などの理由により夜間の時間帯において、3 歳から小学校 6 年生までの子どもの養育が一時的に困難な場合に児童福祉施設で預かる事業です。母子生活支援施設で実施しています。

(3) ファミリー・サポート事業

子育ての援助を受けたい方(利用会員)と子育ての援助をしたい方(協力会員)が会員になり、仕事や急な用事等で、保育施設、幼稚園、学童クラブ等への送迎などの子どもの世話ができない時に、会員相互が助け合いながら子育てをする相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業です。

区では、子育ての相互援助活動に関する連絡・調整、登録業務などを中野区社会福祉協議会に委託して実施しています。

需要見込みと確保方策

ニーズ調査（平成 30 年度実施）の利用意向率から需要見込みを算出しています。

一時保育の確保方策は、区立保育園 2 園、私立保育園等 12 園にある一時保育専用室の延べ定員数としています。

トワイライトステイの確保方策は、母子生活支援施設の延べ定員数、ファミリー・サポート事業は援助会員数の実績をもとに算出しています。

（１）一時保育、ファミリー・サポート（未就学児）、トワイライトステイ

需要見込みと確保方策 （確保方策は年度末の数値）

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み（人日）	26,818	27,160	28,482	28,240	28,168
確保方策（人日）	28,068	28,324	28,567	28,664	28,763
一時保育	17,400	17,400	17,400	17,400	17,400
ファミリー・サポート事業 （未就学児童）	10,375	10,631	10,874	10,971	11,070
トワイライトステイ	293	293	293	293	293

（２）ファミリー・サポート（就学児童）

需要見込みと確保方策 （確保方策は年度末の数値）

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み（人日）	1,725	1,568	1,426	1,296	1,178
確保方策（人日）	1,760	1,600	1,454	1,454	1,454

延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に保育施設で保育を実施する事業です。

認可保育所全園で実施しているほか、認定こども園や小規模保育事業所等で実施しています。認証保育所は全園で13時間保育を実施しています。

また、保護者の急な残業等に対応した延長保育のスポット利用（1日単位）を実施しています。

需要見込みと確保方策

将来人口推計やこれまでの事業実績をもとに需要見込みを算出しました。延長保育を希望する家庭がすべて受け入れられるよう、確保方策数を設定しています。

延長保育事業のニーズは、増加傾向にあります。また、保育施設の増に伴い、利用者数も増加しており、新たに整備する認可保育所においても延長保育を実施します。

需要見込みと確保方策（確保方策は年度末の数値）

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み(人)	2,458	2,467	2,461	2,467	2,475
確保方策(人)	2,603	2,703	2,813	2,813	2,813

■ 病児・病後児保育事業

事業概要

病児（回復期に至っていない）、病後児（回復期にある）を一時的に預かることにより、子育てと就労の両立を支援する事業です。

病児保育事業は区内病院1か所で実施しており、満1歳の子どもから利用できます。

病後児保育事業は認可保育所1園及び乳児院の2か所で実施しており、生後6か月の子どもから利用できます。

さらに、生後6か月から小学校6年生までの子どもについて、ファミリー・サポート事業において病児対応（特別援助活動）を実施しています。

需要見込みと確保方策

ニーズ調査（平成30年度実施）で把握した利用意向率やこれまでの実績をもとに需要見込みを算出しています。病児・病後児保育の確保方策は実施施設の定員数から、ファミリー・サポート事業の確保方策はこれまでの実績をもとに算出しています。

需要見込みと確保方策（確保方策は年度末の数値）

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み（人日）	2,674	2,683	2,677	2,683	2,692
確保方策（人日）	2,620	3,108	3,108	3,108	3,108
病児・病後児保育	2,196	2,684	2,684	2,684	2,684
ファミリー・サポート事業(病児対応)	424	424	424	424	424

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

事業概要

保護者が就労等で放課後に適切な保護を受けられない児童が安全安心に過ごせるよう見守り、遊びや活動などを通じて健やかに成長できるよう援助する事業です。

小学生を対象に区立学童クラブ 26 か所、民間学童クラブ 12 か所で実施しています。小学校 4 年生から 6 年生は特別な支援が必要なお子さんを受け入れています。キッズ・プラザや放課後子ども教室推進事業において、すべての小学生を対象に受け入れています。

需要見込みと確保方策

ニーズ調査(平成 30 年度実施)で把握した利用意向率やこれまでの実績から需要見込み・確保方策数を算出しています。

小学校区毎に開設している区立学童クラブは、キッズ・プラザの整備に合わせて小学校内に配置し、民間事業者に委託して一体型の運営を行います。利用希望が多い地域などに民設民営学童クラブを誘致し、整備費や運営費を補助して定員を確保します。

特別な支援が必要な子ども以外の高学年の需要については、キッズ・プラザ、放課後子ども教室において確保しています。

需要見込みと確保方策（確保方策は年度末の数値）

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み(人)	3,153	3,246	3,314	3,378	3,414
低学年	2,045	2,113	2,150	2,189	2,184
高学年	1,108	1,133	1,164	1,189	1,230
※高学年のうち障害等により特に保育の必要度が高い児童	111	114	117	119	123
確保方策(人)	2,170	2,247	2,307	2,317	2,364
前年度からの増減(人)	154	77	60	10	47
学童クラブ開設数(箇所)	3	1	1	△2	0

■ キッズ・プラザ事業、放課後子ども教室推進事業

事業概要

すべての児童の放課後の居場所を確保するために、小学生がのびのびと学年を超えて交流し、豊かな体験ができる「放課後のこどもたちの安全安心な遊び場」として小学校内でキッズ・プラザ事業を実施しています。

また、放課後や学校の休業日に小学校を活用した放課後子ども教室推進事業を区民団体への委託により実施しています。

需要見込みと確保方策

これまでの利用実績から需要見込みを算出しています。

キッズ・プラザについては、順次、小学校へ設置していきます。放課後子ども教室推進事業についても実施箇所を増やすとともに、内容の充実を図っていきます。

キッズ・プラザ事業

(確保方策は年度末の数値)

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み(人日)	244,000	288,000	312,000	360,000	384,000
確保方策(箇所)	11	12	13	15	16

放課後子ども教室推進事業

(確保方策は年度末の数値)

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み(人日)	7,630	8,393	9,064	9,789	10,572
確保方策(箇所)	17	19	21	23	25

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

新規参入事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、施設等への巡回支援を行い、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

新規参入事業者に対する、事業実施に関する継続的な相談・助言等の支援や地域型保育事業の連携施設の斡旋等を実施します。

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施体制	①巡回支援(保育士、看護師、栄養士) ②会計処理に対する指導				

■ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

支給認定保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園、保育施設に対して保護者が支払うべき費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図る事業です。

需要見込みと確保方策

助成の要件を満たす児童数の実績及び今後の幼稚園の需要率から、需要見込みを算出しました。

需要見込みと確保方策

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要見込み（人）	375	375	375	375	375
確保方策	①助成対象 新制度に移行していない幼稚園に通う低所得世帯の子ども及び第3子以降の子ども ②助成対象経費 副食費相当額				

各指標の出典一覧

目 標	取 組 み の 柱	頁	指 標	成果指標の出典
目標Ⅰ すこやかに育つ子どもたち				
	1	32	3 か月児健診での産後うつアンケートにおけるハイリスク者の割合	地域支えあい推進部すこやか福祉センターデータ 「3 か月児健康診査受診者アンケート調査」
	2	36	3 歳児健診における「う歯」（むし歯）罹患率	地域支えあい推進部すこやか福祉センターデータ 「3 歳児歯科健康診査の受診者」
			生活習慣病予防健診（中学 1 年生）における要指導生徒の割合	教育委員会事務局データ 「生活習慣病予防健康診査の受診者」
	3	39	1 年間に新たに発生する虐待の件数	子ども家庭支援センターデータ
			子育てに困難さを感じている乳幼児の保護者の割合	地域支えあい推進部すこやか福祉センターデータ 「1 歳 6 か月児健康診査受診者調査」
	4	45	発達に支援を必要とする児童が、適切な相談・支援が受けられたと考える保護者の割合	子育て支援課データ 「乳幼児医療助成の受給者へのアンケート調査」
			発達の心配があっても、安心して保育園や教育施設などに子どもを通わせている保護者の割合	保育園・幼稚園課データ 「保育園の在園児保護者へのアンケート調査」
	5	48	子育てに肯定感を持つ中高生等の割合	保育園・幼稚園課データ 「保育体験に参加した中高生アンケート調査」
			大きな戸惑いを感じることなく、子育てをしている保護者の割合	子育て支援課データ 「乳幼児医療助成の受給者へのアンケート調査」
目標Ⅱ 充実した教育や支援に支えられる子育て家庭				
	1	54	保育サービスの内容に満足している保護者の割合	保育園・幼稚園課データ 「保育園の在園児保護者へのアンケート調査」
			小学校 1 年の担任から見た就学前の集団生活を通して社会性の基礎が培われていると感じる子どもの割合(平均)	保育園・幼稚園課データ 「小学校 1 年生の担任教諭へのアンケート調査」
	2	59	必要なときに子どもを預けることができた保護者の割合	子育て支援課データ 「乳幼児医療助成の受給者へのアンケート調査」
目標Ⅲ 地域で生まれ豊かに育つ子どもたち				
	1	63	地域子育て支援拠点事業の利用により地域とのつながりができたと考える乳幼児保護者の割合	育成活動推進課データ 「地域子育て拠点事業等利用者アンケート調査」
	2	67	子ども（中学生以下）の交通事故件数	警視庁データ
			携帯電話などの使い方のルールを家族で決めている児童・生徒の割合	教育委員会事務局データ 「携帯電話等利用状況調査」

〒164-8501 中野区中野4－8－1

中野区子ども教育部 子ども・教育政策課（区役所5階）

TEL03－3228－5610 ／FAX03－3228－5679

E-mail: kodomoseisaku@city.tokyo-nakano.lg.jp